

第1章

計画改訂の背景と、「学びプランⅢ」策定の基本的な考え方

1 市を取り巻く状況と、市総合計画に基づく改革・改善の取組

市は、平成12年に、20年先の市の望ましい姿を展望した長期ビジョン「基本構想」を定め、平成13年3月に、構想の前期10か年の具体的な施策の方向性を示す「あきる野市総合計画・前期基本計画」を策定しました。

長期的な展望に立った総合的なまちづくりの指針として策定された「あきる野市総合計画・前期基本計画」ですが、社会経済環境の大きな変化の中で、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然災害への対応などの新たな課題も生じ、行政の更なる積極的取組が求められるようになり、市民との協働によるまちづくりの必要性が高まってきました。

平成23年4月には、こうした社会情勢の変化や具体的施策の進捗状況などを踏まえ、平成23年度から25年度までの3か年を計画期間とする後期基本計画を策定しました。この計画では「環境都市あきる野の実現」「協働のまちづくり」「行政改革の更なる推進」を基本指針として定め、市民との協働によるまちづくりを進めるとともに、財政基盤の強化を図りながら魅力あるまちづくりに取り組んできました。

生涯学習については、基本方針のひとつ「生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして」の中で、「生涯学習社会の振興」が施策目標のひとつとして位置づけられ、学習の場や機会の充実、市民が学習成果を活かす「知の循環型社会」の実現を目指した施策を推進してきました。また、地域防災力とコミュニティの強化を図るため、防災・安心地域委員会との連携強化や地域防災リーダーの育成など、災害に強いまちづくりを進めてきました。観光・環境施策においては、五日市出張所内への地域活性化協働センター設置、生物多様性あきる野戦略^{*}の策定、郷土の恵みの森づくり事業^{*}、ジオパーク^{*}の検討などに取り組み、映画「五日市物語^{*}」を活用した観光推進事業や観光ボランティアガイドによる見どころ案内など、地域住民との協働により郷土の財産を活かした各種の施策を進めてきました。

平成26年4月、市は平成26年度から32年度までの7か年を計画期間とする後期基本計画を策定しました。この中で、社会情勢の変化に対応した3つのテーマとして、「1 安全・安心なまち」「2 みんなが快適でいきいき暮らせるまち」「3 あきる野らしさを活かした活気あるまち」を設定し、テーマ2の中で「生涯学習の充実」を施策の重点化の視点として位置付けました。

2 国・都の動向と、「あきる野市教育基本計画（第2次計画）」の策定

東京都は、平成25年4月に、新たな教育振興基本計画として「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定し、社会全体で子どもの「知」「徳」「体」を育み、変化の激しい時代において、自ら学び、考え、行動する力や、社会の発展に貢献する力を培うことを基本理念として掲げました。

国においては、第1期の教育振興基本計画に引き続き、平成25年6月に第2期の教育振興基本計画を閣議決定し、「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く教育の方向性を掲げました。

あきる野市教育委員会では、平成23年3月、市総合計画後期基本計画の策定に合わせて、平成25年度までを計画期間とする「あきる野市教育基本計画（第1次計画）」を策定しました。これは、平成18年に改正された教育基本法によって地方公共団体が策定を求められた、教育振興推進計画として策定したものです。

また、平成25年12月には、教育目標として「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」を定め、「人権尊重と社会貢献の精神を基調とし、あきる野市民憲章に則してすべての市民が豊かな伝統・文化に誇りをもち、生涯を通じて学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指して教育行政を推進する。また、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し緊密な連携の下に、子どもたちが、知性、感性、道徳心を育み、体力を向上させ、豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野の発展に貢献することを期して教育を推進する。」と、その方針を定めました。

あきる野市教育委員会は、第1次計画の方針を引き継ぎつつ、国や東京都の動向を踏まえ、教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」を実現するための新たな教育振興計画として、平成26年3月に「市教育基本計画（第2次計画）」を策定しました。この中では、「人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進」「豊かな人間性と創造性を育み、未来をひらく学力を伸ばす教育の推進」「生涯学習の推進と文化、レクリエーションの振興」「家庭、学校、地域の連携・協力の強化」の4つを基本方針と定め、これに基づいて諸施策を推進してゆくこととしました。

3 計画改訂の経過と、「学びプランⅢ」の策定

あきる野市生涯学習推進計画（あきる野学びプラン）については、平成16年に第1次計画を策定し、学習の場の提供を主題として推進してきました。

その後、少子高齢化など社会状況が急速に変化し、生涯学習の推進に関わる諸施策の重要度が高まる中で、平成18年12月に教育基本法が全面改正されました。そして教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習す

ることができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」という生涯学習の理念が新たに示されました。また、平成20年6月の社会教育法等の関連法令の改正、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」などにより、余暇活動だけでなく、自己の能力の向上を目指した学習の重要性や、新しい公共の担い手として、市民がその成果を活かした社会貢献活動等へ展開していくことの必要性が示されました。これらの社会動向により、改めて生涯学習の重要性が高まり、これまでの「学びの場の提供」を中心とする施策から、市民自らが主体的に学習し、その学習成果を活かした社会活動へと発展させていけるよう、その後押しをする施策へ展開させいくことが、生涯学習行政の大きな課題として捉えられるようになってきました。

こうした流れを背景に、市は、平成23年に第2次計画「学びプランⅡ」を策定し、「あなたが主役 創ろう！ とともに学び、支えあい、心豊かなまちを育む市民の生涯学習」を基本理念として、各種の施策を推進してきました。このような取組を進める中、平成24年2月に第8期東京都生涯学習審議会は、国の動向等を踏まえ、「子供・若者の「社会的・職業的自立」を目指した教育支援の総合的方策について（建議）」を取りまとめ、企業、大学、NPO等との連携の推進を前面に打ち出しました。その後、平成26年には、第9期東京都生涯学習審議会において、その施策展開の在り方が議論されるなど、生涯学習施策を展開する上で、国や東京都の動向を注視する必要性が高まりました。あきる野市生涯学習推進市民会議においても各種検討・協議が重ねられ、「学びプランⅡ」の基本理念は、長期的な生涯学習の指針とすることが望ましいことから、計画期間後においても、基本目標に基づいた諸施策を継続的に推進していくことが重要であるとの方向性が示されました。

このたび策定する「学びプランⅢ」は、国や東京都の動向を踏まえるとともに、平成26年に策定された上位計画である「市総合計画後期基本計画」及び「市教育基本計画（第2次計画）」における基本方針、平成27年度あきる野市施政方針で示された「子どもが主役のまちづくり」という指針、更に市生涯学習推進市民会議で示された方向性等を勘案し、あきる野市生涯学習推進計画第3次計画として策定するものです。

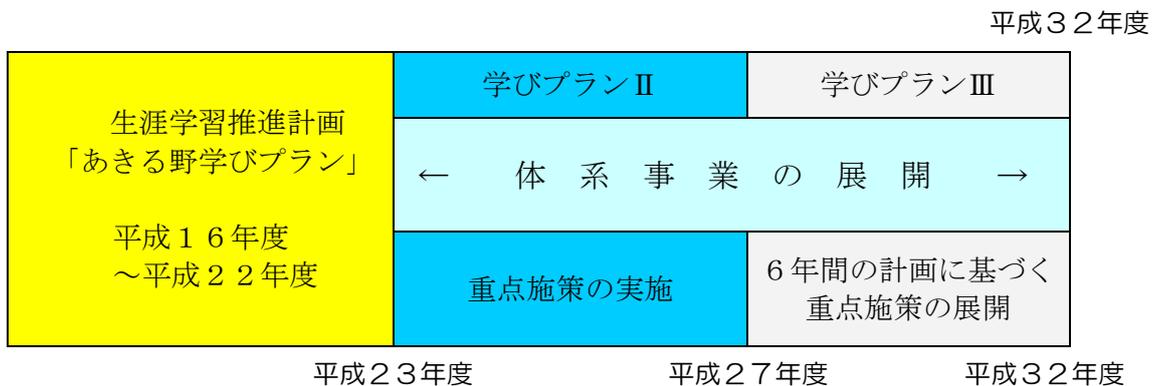
なお、策定にあたっては、これまでの計画の進捗状況や市民アンケート調査結果等を市生涯学習推進市民会議の場で検証し、協議・検討を行いました。

第2章

「学びプランⅢ」の計画期間

「学びプランⅢ」の計画期間は、あきる野市総合計画後期基本計画（平成26～32年度）及びあきる野市教育基本計画（第2次計画）（平成26～32年度）の計画期間に合わせ、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

計画の進行管理に当たっては、各事業の点検・評価結果を踏まえて見直しを行い、計画の改善に努めることとします。本計画の計画期間中、社会状況に変化が生じ、市の総合計画、国・東京都の制度改正などに、新たな展開や見直しがあった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



第3章

市民アンケート調査結果から見た生涯学習の現状と課題、取組の方向性

1 調査の実施と実施方法の概要

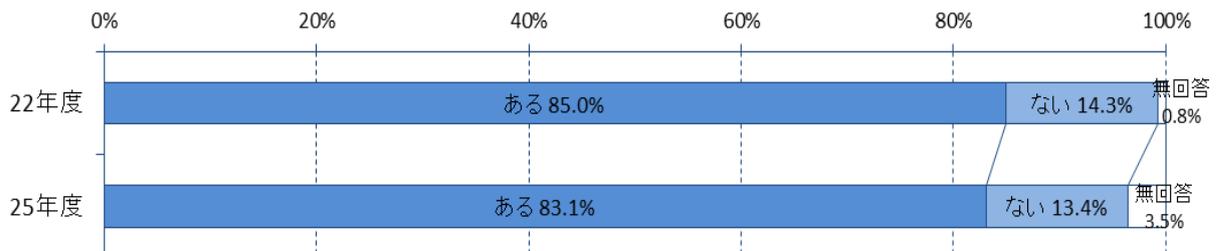
市では平成23年8月の改訂の際に、市民の生涯学習に対する意識や要望、学習活動の実態を把握するため、平成22年8月に市民アンケート調査を実施してその実態の把握を行いました。今回の改訂においても同様の目的、手法により下記のとおりアンケート調査を実施しました。調査項目については前回の調査結果と比較できるように、同じ調査項目とすることを原則としました。

- ①調査対象 無作為に抽出した市内在住の満16歳以上の市民2,000人
- ②調査方法 郵送によるアンケート調査表の配布・回収
- ③調査期間 平成25年8月1日～8月20日
- ④回収結果 有効回収数 679件 有効回収率 34.0%

2 調査結果から見たあきる野市の生涯学習の現状と課題、対応の方向性

(1) 生涯学習の認知度について

「あなたは「生涯学習」という言葉を聞いたことがありますか」との問に対しては、前回と同様に80%以上が「ある」と回答し、言葉は広く浸透していることをうかがうことができます。しかし、言葉だけでなくその中味や意義等についても、今後広く啓発してゆく必要があります。

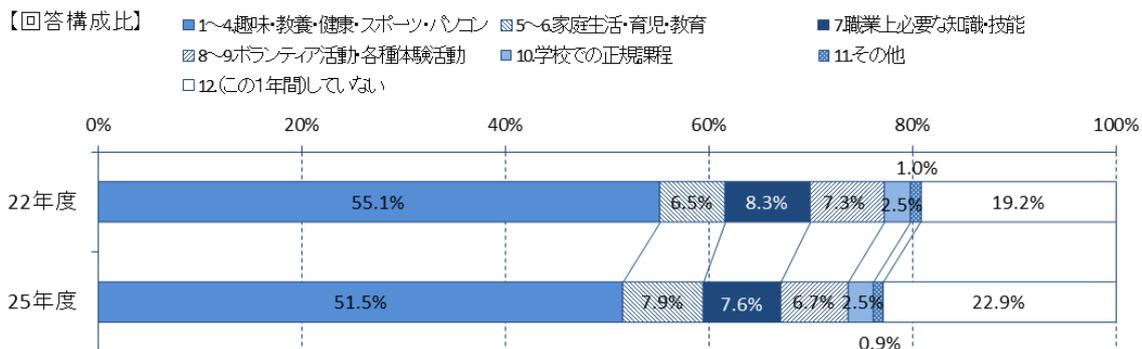


第3章

市民アンケート調査結果から見た生涯学習の現状と課題、取組の方向性

(2) 生涯学習の活動の有無について

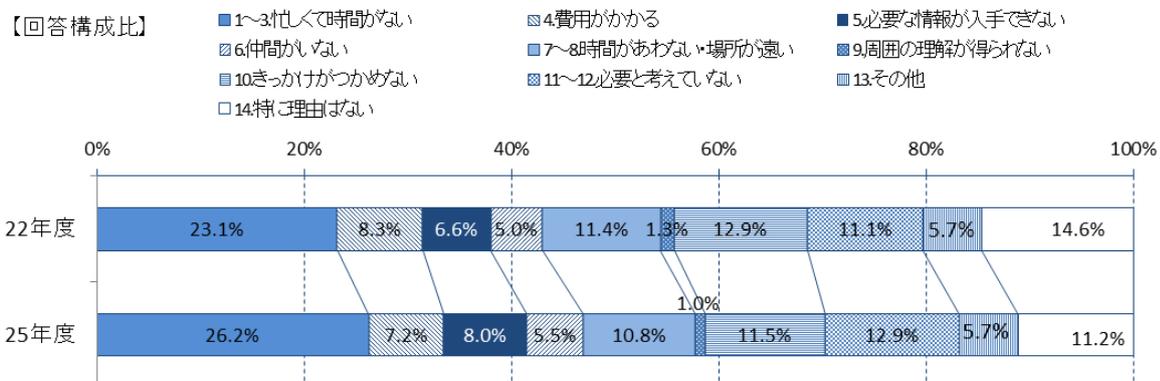
「あなたは、この1年間に、「生涯学習」をしたことがありますか」の問に対しては、「趣味的なもの」「教養的なもの」「健康・スポーツ」を中心に、77%の人が「した」と応えています。一方で約23%が「していない」と応えています。これは平成13年度調査での30.9%に比べれば減少していますが、なお大きな課題です。今後は、より多くの市民が生涯学習活動をする事ができるよう、市民のニーズを把握して積極的にきっかけを作ったり、魅力ある事業を展開するなど、諸施策を更に推進していく必要があります。



(3) 生涯学習をしない理由について

「この1年間に「生涯学習」をしていない理由はなんですか」との問に対しては、「時間がない」が前は約23%でしたが、今回も最も多い割合となっており、数値も約26%と僅かながら増加しています。また、回答実数を見ると、「きっかけがつかめない」という理由も依然多くあります。

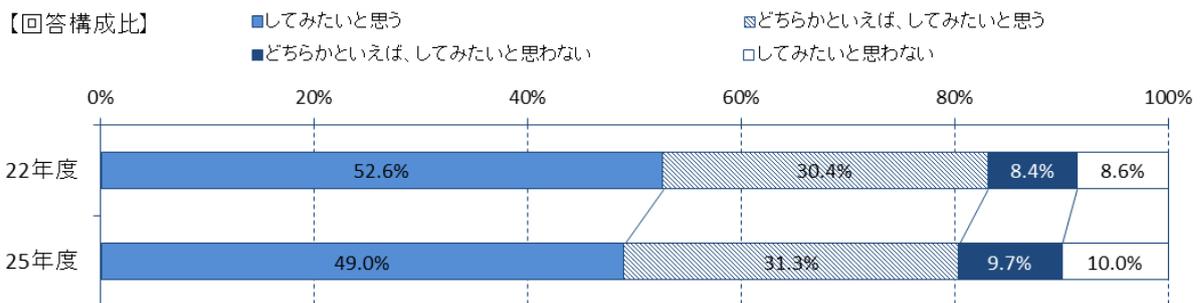
今後は、学習の場の提供や学習情報の提供、きっかけづくりなど、手法の工夫を図りながら学習機会の提供を推進する必要があります。



第3章

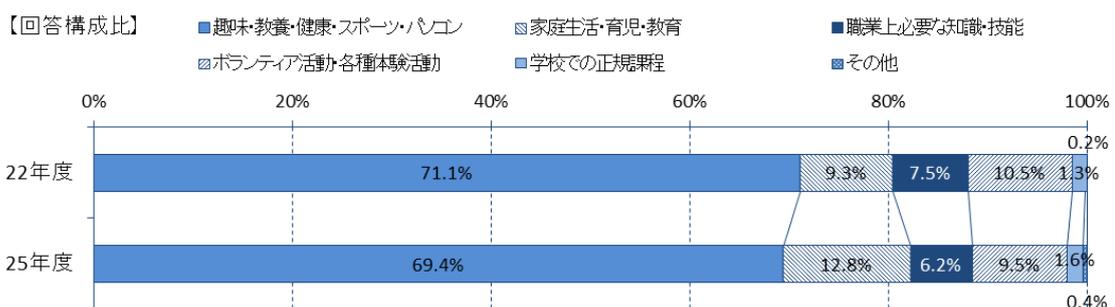
(4) 生涯学習への意欲について

「あなたは、今後、「生涯学習」をしてみたいと思いますか」の間に対しては、「してみたい」「どちらかといえば、してみたい」が合わせて約80%を占める一方で、「思わない」が約20%を占めています。平成13年の26%と比べれば数値は下がり、「生涯学習」への意欲は高まっているといえますが、なお大きな課題です。今後はさまざまな啓発を進めるとともに、魅力ある事業を展開するなど、市民の学習意欲を高める取組を推進する必要があります。



(5) 生涯学習の志向分野について

「あなたは、どのような「生涯学習」をしてみたいと思いますか」の間に対しては、「趣味的なもの」「健康・スポーツ」「教養的なもの」が合計で約70%を占め、回答実数では「健康・スポーツ」が最多です。今後は、こうした志向を踏まえた事業の展開を図るとともに、さまざまな啓発を進め、それ以外の分野へも市民の志向を広げてゆく取組が必要です。



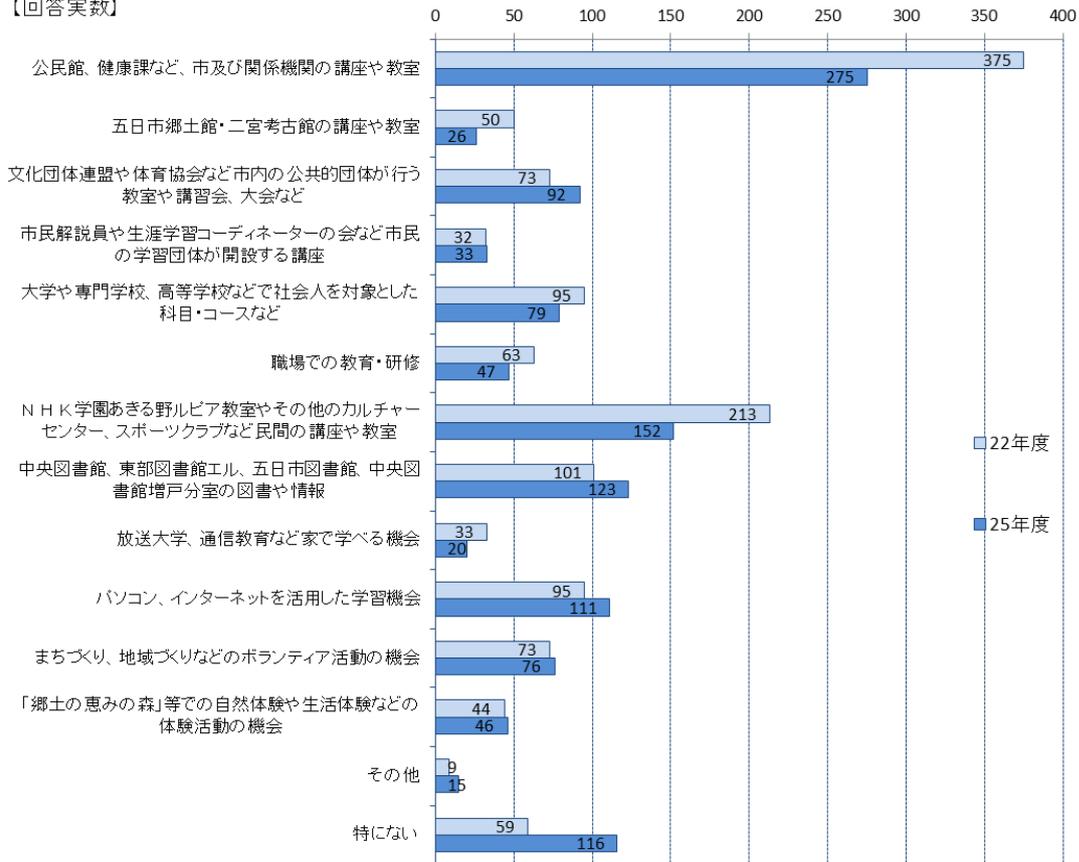
(6) 生涯学習の機会に対する志向について

「あなたは、どのような「生涯学習」の機会が増えればよいと思いますか」の間に対しては、「市及び関係機関の講座や教室」が最も多く、次いで「民間の講座や教室」「図書館の図書や情報」となっています。今後は魅力ある講座・教室の開催や、図書館の図書や情報の充実など、生涯学習の機会の提供を更に充実させる必要があります。

第3章

市民アンケート調査結果から見た生涯学習の現状と課題、取組の方向性

【回答実数】

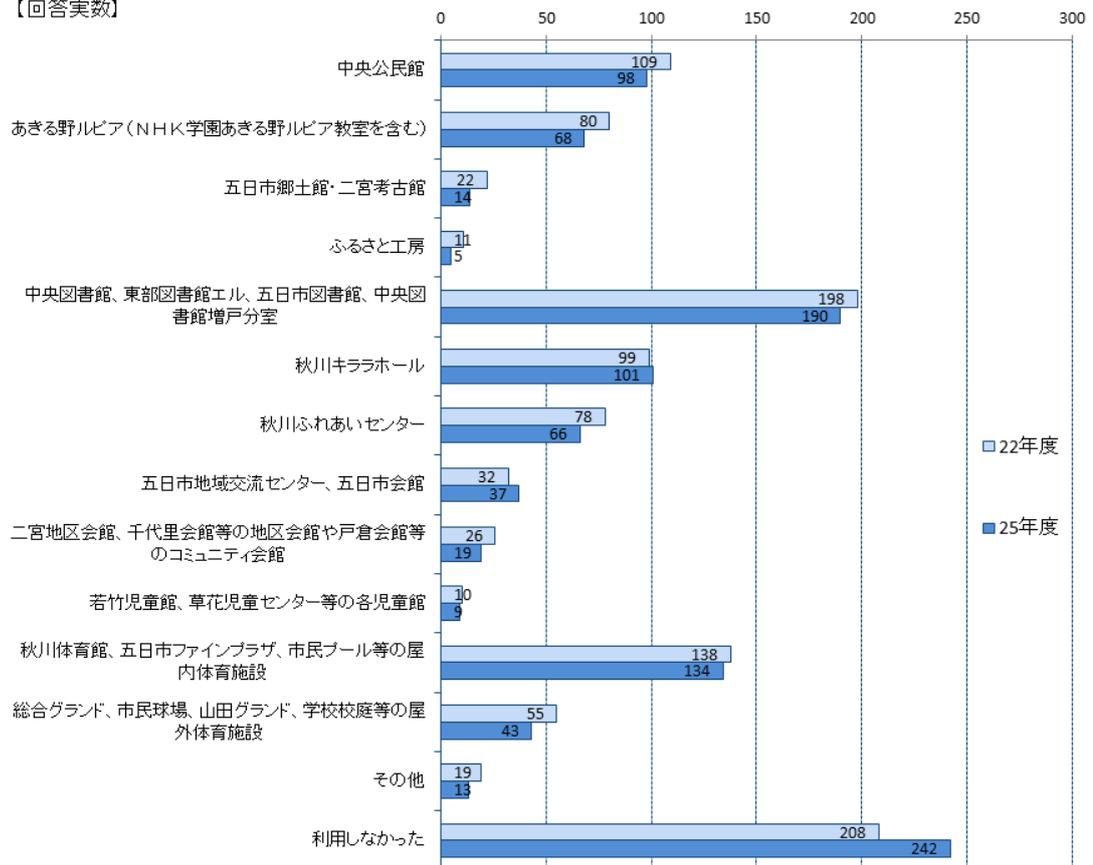


第3章

(7) 施設の利用について

「あなたが、この1年間に学習や活動で利用した市の施設はありますか」との問いに対しては、利用施設については図書館が最も多く、次いで秋川体育館など屋内体育施設、秋川キララホール、中央公民館となっています。利用者数の少ない施設については、魅力ある事業の展開など市民サービスの充実を図り、利用の促進を図る必要があります。

【回答実数】



(8) 身につけた知識・技能や経験の生かし方等について

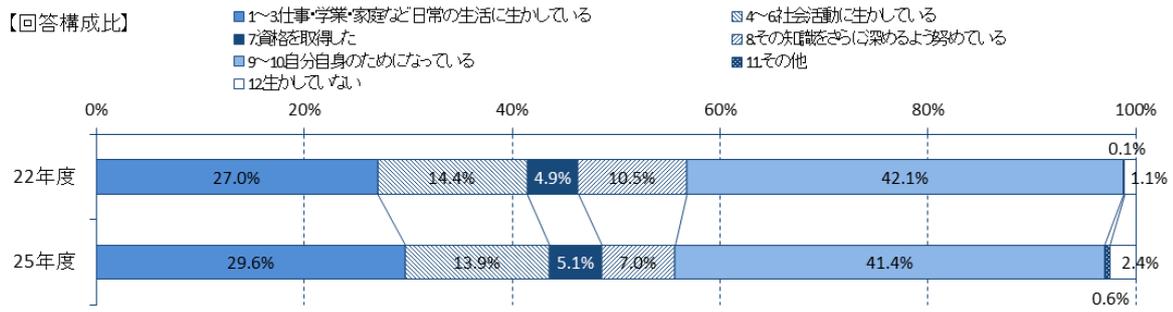
「「生涯学習」を通じて身につけた知識・技能や経験を、どのように生かしていますか」の問いに対しては、「仕事や日常の生活で生かしている」が最も多く、その他「ボランティア活動」、「地域や社会での活動」の順となっています。また、「自分の人生がより豊かになった」「自分の健康の維持・増進に役立っている」など、身につけた知識や技能が自分のためになっていると感じている人は41.4%を占め、回答実数を見ても高い値を示しています。

今後は、身につけた知識や技能をより多くの場で生かしていけるよう、さまざまな機会を提供するなど、活用場の充実を更に図る必要があります。

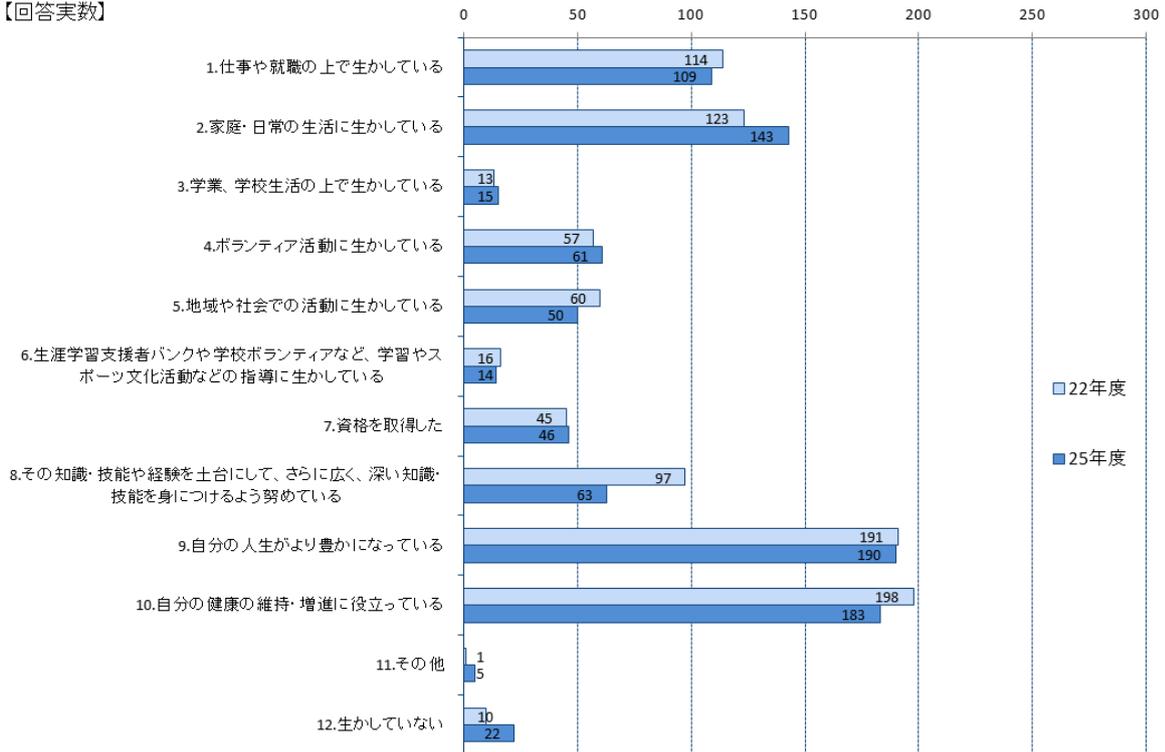
第3章

市民アンケート調査結果から見た生涯学習の現状と課題、取組の方向性

【回答構成比】



【回答実数】



第4章

「学びプランⅢ」の基本理念・基本目標

キーワードは

「学ぶ」

「活かす」

「創る」

「育む」

1 基本理念

「あなたが主役 創ろう！ とともに学び、支えあい、
心豊かなまちを育む市民の生涯学習」

教育基本法第3条に示された生涯学習の理念を踏まえ、更にこれを継続して推進する必要があることから、前計画で掲げた基本理念、「あなたが主役 創ろう！ とともに学び、支えあい、心豊かなまちを育む市民の生涯学習」を、学びプランⅢにおいても基本理念として掲げました。これは、市民一人ひとりが学習活動を通して得た成果を活用し、自己実現を図りながら地域社会の発展に寄与することが、心豊かでいきいきとしたまちを創ることにつながるという考え方を示すものです。

生涯学習の主体者である市民と行政とが協働し、良きパートナーシップのもとに「知の循環型社会」の創出に取り組んでいくことを目指し、学びプランⅢの基本理念としました。

2 構成

前計画で設定した「基本理念」「基本目標」「施策の目標」「重点施策」の構成を基本とし、具体的施策について、6年後の目指すべき目標を設定しました。また、子ども・子育て支援事業計画、男女共同参画プラン及び教育基本計画において進行管理する事業と、生涯学習推進計画で取り組む事業を整理し、「学びプランⅢ」の推進事業としました。また、計画期間である6年間の取組の姿勢を明確にするため、6年間で重点的に取り組むべき事業を具体的施策ごとに事業選定し、重点事業としました。すべての推進事業について、行政による学習の場や機会の提供から、市民参加型学習、提案型学習への転換を進めるため、行政と市民との協働を前提とした各施策目標、具体的施策としました。

3 策定の方針

(1) わかりやすさ、読みやすさ

- ① 抽象的な理念にとどまらず、具体的な表現に務め、市民が自発的に取り組む意欲を促す内容としました。
- ② 市民との協働のまちづくりにつながる学習活動を展開するため、重点的に取り組むべき具体的事業を掲げ、市民が取り組みやすい計画としました。

(2) 推進体制の位置付け

生涯学習推進本部を頂点とした行政内部の推進体制、生涯学習推進市民会議における推進状況のチェック機能等の役割を明確化し、市民と行政とが連携、連動した推進体制の構築を図ることとしました。

(3) 行政の役割

これまで、中央図書館の建設をはじめ、公民館・体育館・五日市郷土館・五日市図書館・秋川キララホール・あきる野ルピアの改修等を行ってきましたが、今後も基本的な学習拠点施設の整備を必要に応じて図っていきます。また、生涯学習活動の育成、地域の連携、交流、情報交換の体制づくりを進めていきます。

また、行政による事業の実施から、市民・市民団体との協働による事業展開への移行・転換を進めるため、その啓発と支援に努めます。

(4) 学習成果を活かす「知の循環型社会」づくり

いつでも、どこでも学ぶことができ、また、学習した成果を適切に評価し、個人の活動が地域社会におけるさまざまな社会活動や教育活動に活かされるよう、その仕組みづくりを進め、中央教育審議会答申で提唱された、いわゆる「知の循環型社会」の実現を目指した学習の拡充を図ります。

そして、地域の教育力を向上させるため、家庭、学校、地域が持つそれぞれの機能を活かして、連携した仕組みづくりを進めるとともに、学習の成果を地域の教育活動に活かす機会や場の提供を行います。

4 基本目標

「学びプランⅢ」では、以下の4点を基本目標として定めました。

- ①いつでも、どこでも、だれもが学べる環境づくりを進めます。(学ぶ)
- ②さまざまな地域資源や学んだことを活かした学習を推進します。(活かす)
- ③自主的に学び、主体的に活動できる市民の学習を支援する仕組みを創造します。(創る)
- ④学習をつなぎ、支えあい、豊かな心に基づく地域力を育む学習を推進します。(育む)

第5章

「学びプランⅢ」の重点施策・重点事業選定の視点

1 重点施策の考え方

基本目標を実現し、市民の総合的な学習を支援するため、優先的に取り組む必要がある施策を重点施策として位置づけ、展開します。

重点施策の選定にあたっては、行政による学習の場や機会の提供から市民参加型学習、提案型学習への転換と、学習成果を活かす「知の循環型社会」づくりを進め、市民と行政との協働による地域づくり・まちづくりを推進することを目指し、次の3点を重点施策の視点として位置づけ具体的施策に取り組みます。

2 重点施策・重点事業選定の視点

① 学びを地域に活かす

市民自らが学習の成果を活かし、地域の課題解決など、まちづくりにつながる施策を展開していくことが重要です。学習の成果を活かした様々な活動を通して、家庭・学校・地域が連携するための仕組みづくりを進めることにより、地域の教育力が向上します。そのための施策を重点施策に、また、具体的事業を重点事業として位置づけ、展開を図ります。

② 人材を活かす

多くの市民が、自身の経験や学習で得た成果を活かしたいと考えていますが、実際には活かしていない、あるいは活かされていない状態にあることが多く見受けられます。地域の教育力（地域力）の向上を図るためには、人材をいかに活かしていくかが重要です。そのための施策を重点施策に、また具体的事業を重点事業として位置づけ、展開を図ります。

③ 図書館を活かす

公民館をはじめとする社会教育施設は、様々な学習機能を持っており、「知の循環型社会」づくりを進める上で重要です。中でも図書館は最も重要な役割を果たす施設の一つです。図書館が持つ学習資源を活用していくことが重要であり、そのための施策を重点施策に、具体的事業を重点事業に位置づけ、展開を図ります。

第6章

「学びプランⅢ」の施策の目標、重点施策

1 施策の目標

I 「学習機会提供の拡充」 → 「学びをつむぐ」

II 「生涯学習推進体制の整備」 → 「学びをひろげる」

III 「学習情報の提供と相談体制の整備」 → 「学びを伝える」

IV 「生涯学習関連施設の整備と充実」 → 「学びの環境をつくる」

V 「人材育成の充実」 → 「学びをつなぐ」

VI 「社会参加活動の充実」 → 「学びを創る」

2 施策の目標、重点施策

I 【学びをつむぐ】 学習機会提供の拡充

重点施策

体系図施策番号1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

家庭、学校、地域と連携した子どもの学習環境の整備と活動を推進するため、生涯学習の成果を、学校の支援や指導に活かしていくための人材の活用と、成果を活かす場の充実を図ります。

体系図施策番号4 健康で生きがいにつながる学習と生涯スポーツの振興

市民が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、これにつながる学習の充実を図ります。また、年齢層にあったスポーツの開発を進めるなど、生涯スポーツの振興を図ります。

体系図施策番号6 あきる野市の自然と文化を活かした学習の充実

あきる野市は豊かな自然に恵まれ、「郷土の恵みの森構想^{*}」や「秋川流域ジオパー

ク構想※」「生物多様性あきる野戦略※」などによって、その保全と活用が図られています。また、そこにはさまざまな伝統文化が育まれています。こうしたあきる野市の特色ある自然や文化を活かした学習の充実を図ります。

《市民会議からの提案による取組》

- ・市民との協働による学習社会の創出と、学習の場や機会の提供の拡充を図ります。
- ・企画段階からの市民参加や、市民団体への事業委託などをこれまで以上に積極的に進めます。
- ・あきる野市の豊かな自然と伝統文化を活用し、子どもから高齢者まで多くの市民がさまざまな体験活動や交流をすることにより、あきる野らしさが醸成され、自然や文化を次代へ保護・継承できるよう、総合的な学習の場づくりを継続的に実施します。また、障がい者の学習機会の提供については、関係部署や市民団体が連携・協力した取組を進めます。

Ⅱ【学びをひろげる】 生涯学習推進体制の整備

重点施策

体系図施策番号3 市民との協働による運営体制づくり

市民の視点にたった生涯学習を推進するため、生涯学習推進市民会議において生涯学習の進捗状況を検証するなど、市民と行政の協働による推進体制の整備を進めます。

《市民会議からの提案による取組》

- ・市民が主体的に取り組める生涯学習推進体制への転換を図ります。
- ・生涯学習推進本部を中心に、推進本部幹事会や生涯学習推進市民会議において、体系的な生涯学習の推進を図ります。
- ・中央公民館を生涯学習の中核施設として明確化し、整備していきます。
- ・各施策の担当部署においては、事業の実施にあたり、学びプランに基づいていることを認識し、担当部署間の連携を図ります。
- ・生涯学習を担う市民団体同士の連携・協力をさらに進めるためには、情報交換の場づくりが必要であり、今後、各団体の代表者による「(仮称)生涯学習推進連絡協議会」を設置するなど、各団体間の連絡・調整を図っていきます。
- ・各種団体に対し、市民が主体となって取り組むための支援を行っていきます。

Ⅲ【学びを伝える】 学習情報の提供と相談体制の整備

重点施策

体系図施策番号4 情報収集・提供手段の充実

市民が必要とする学習情報の収集と、わかりやすい形で市民に提供する手段の充実を図ります。

《市民会議からの提案による取組》

- ・市民が必要とする学習情報の提供手段の整備と、相談体制の構築を図ります。

- ・各種団体の活動等に関する情報を行政が一元管理し、わかりやすい形で住民に提供することが必要です。市広報の掲載方法や、新しい情報誌の発行についてなど検討を進めていきます。また、市広報については行事のお知らせだけでなく、生涯学習や社会教育に関する特集記事の掲載について、関係する部署や市民の意見も参考として検討していきます。
- ・学習相談への対応については、市民参加を具体化し、市民との協働による推進体制の整備を図っていきます。
- ・IT利用^{*}による情報提供は、検索方式などの工夫により、多くの情報が収集できる便利な情報提供の手段になります。さらに、生涯学習情報の伝達、収集について、相互提供の迅速性が必要であることから、ITの活用をさらに推進していきます。

Ⅳ【学びの環境をつくる】 生涯学習関連施設の整備と充実

重点施策

体系図施策番号3 市民の利用しやすい施設運営の充実

市民が利用しやすく、活動しやすい環境を整備する必要があります。特に、図書館については市民が最も利用している施設であり、学習情報を得るためには最も有効な施設であることから、施設運営の充実を図っていきます。

《市民会議からの提案による取組》

- ・生涯学習関連施設の充実と、相互の連携を図ります。
- ・図書館、体育館、公民館などは施設が整備され、利用者数も多いことがアンケート調査結果からもわかるものの、学習サービスの向上を図るためには、今後、中央公民館の土・日の対応など、生涯学習拠点として学習相談などの対応ができる体制も必要であり、市民参加も含め検討を進めていきます。
- ・市民活動がしやすい環境をつくるため、適正な人員配置と市民団体との連携による施設管理について検討を進めます。

Ⅴ【学びをつなぐ】 人材育成の充実

重点施策

体系図施策番号1 人材バンク^{*}の充実と活用

人材を活かし、学びを地域に活かしていくためには、人材バンクの登録者を増やすこと及び登録者の活用を図ることが重要であることから、特に活用方法の開発に取り組みます。

体系図施策番号2 指導者の育成及び支援事業の充実

学んだことを指導者として活かしていくことにより、社会的にも評価されていくこととなることから、支援事業を充実させ、学ぶ機会やメニューの開発を関係団体とも協議し、進めます。

体系図施策番号3 市民の自主的な活動の促進

市民との協働による生涯学習社会を実現するため、市民が自主的に活動できる環境を整備し、市民の自主的な活動の促進を図ります。

《市民会議からの提案による取組》

- ・市民の生涯学習活動を支援する人材の育成・登録・評価と活用を図ります。
- ・学習の成果、経験等を地域社会に活かし、還元することができるよう、市民が生涯学習推進の主体として活動しやすい環境整備を進めます。
- ・市民による人材ネットワーク*の構築と、市民と市民をつなぐコーディネート*機能の活用を図ります。
- ・生涯学習コーディネーターの会*は、市民が主体となって進める生涯学習の推進における要としての存在が期待されています。単に独自の講座実施だけでなく、行政と協力して更なる人材育成（養成講座だけでなく、各地域での人材育成等）や生涯学習の推進を図るため、団体運営を支援していきます。
- ・人材バンクのより一層の活用を図るため、人材の把握や活用方法などが容易に検索できる人材活用のシステムの構築を進めていきます。
- ・図書館については、近隣自治体間との行政情報・行政資料の交換等相互連携を進め、行政運営において必要な情報（国・都・市行政資料等）が得られるように、情報収集体制の整備に努めます。このことにより、市民に生涯学習推進の基盤となる行政情報を提供するとともに、市職員が随時基礎的な行政情報を確認できる場としても機能するようにします。

VI【学びを創る】 社会参加活動の充実

重点施策

体系図施策番号1 支援事業の充実

生涯学習の成果を活かした活動の場の充実が必要であるため、その活動を支援する事業の充実を図り、市民の活動の場の充実を図ります。

体系図施策番号3 学習団体のネットワーク化の推進

各団体のネットワーク化を進めることにより、情報交換や相互交流が活発となり、学習機会の増加にもつながるため、現在組織されている学習団体の連合体を含めて「（仮称）生涯学習推進連絡協議会」を設置し、ネットワーク化を進めます。

体系図施策番号4 市民の交流と団体活動成果発表の機会の充実

学びの成果を発表する機会が増えることは、市民の交流や、人材の活用の場の増加につながるため、「（仮称）生涯学習フェスティバル」等の実施に取り組みます。

体系図施策番号5 奉仕活動等の社会参加活動の促進

青少年の健全育成は社会全体の責任であり、それを推進するために地域が持つ教育力（人材）を活かし、青少年の奉仕活動・体験活動の機会の充実を図ります。

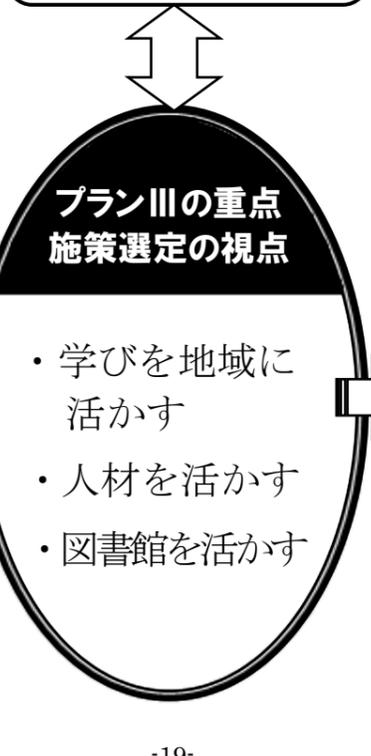
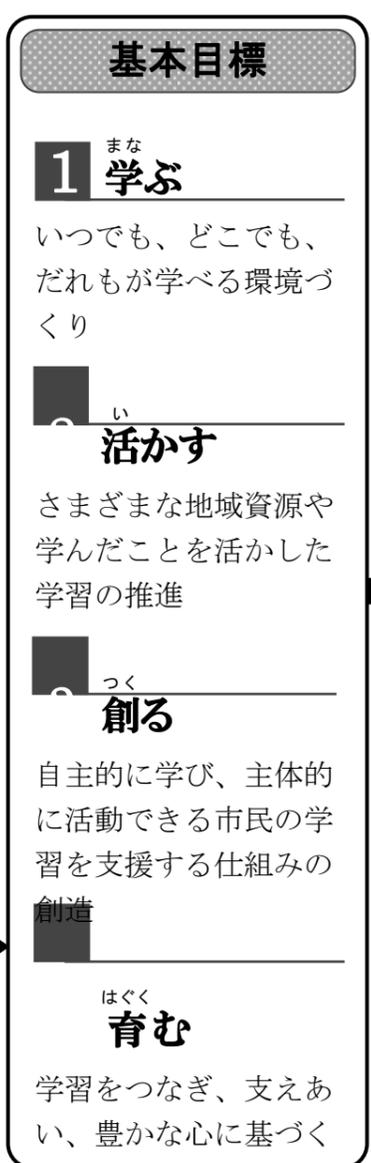
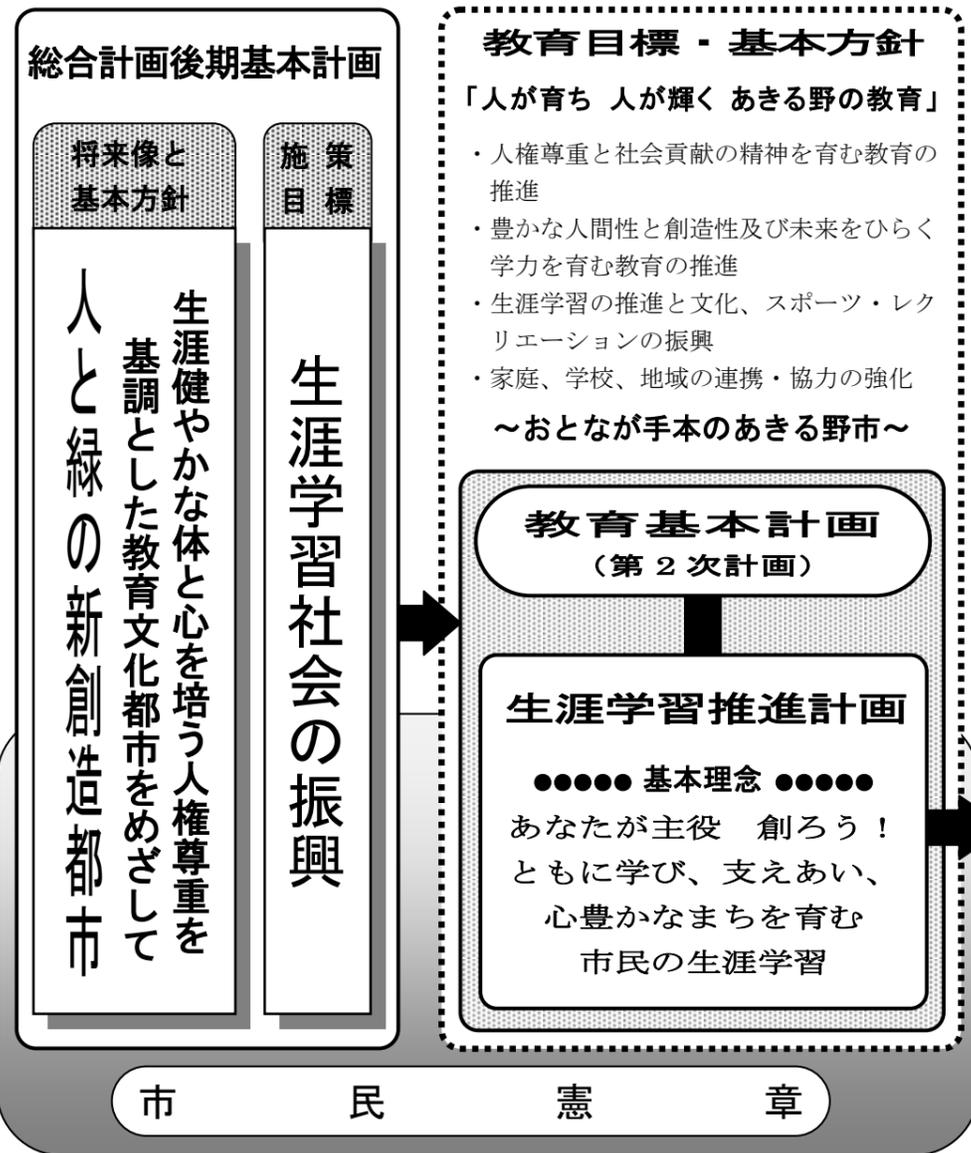
体系図施策番号6 地域での活動機会の拡充

市民にさまざまな活動の場を提供するなど、地域での活動機会の拡充を図ります。

《市民会議からの提案による取組》

- ・協働による活動を目指す市民・団体の育成・連携・支援の充実を図ります。
- ・これまでの団体活動支援に加え、地域活性化につながる学習活動に対して支援する制度等を設け、そうした市民の活動を支援します。
- ・市民団体の主体性と自主性を尊重して、市民と行政がそれぞれの役割を確認しあいながらパートナーシップを確立し、市民団体自身が事業の企画立案・運営や、施設の管理運営についても積極的に参画できるよう、環境の整備に取り組みます。
- ・学習団体の連携と組織化を図るとともに、その具体的な支援策やリーダーの育成のための支援などを検討します。

生涯学習推進計画「あきる野学びプランⅢ」体系図



生涯学習推進計画改訂に当たっての考え方

市の生涯学習施策については、平成23年に策定した「あきる野市生涯学習推進計画 あきる野学びプランⅡ」に基づき、学習の場や機会の充実、市民が学習成果を活かす「知の循環型社会」の実現に向けた取組みを進めてきました。しかしながら、市民の学習意欲の高まりとともに学習ニーズの多様化が進み、これらに対応するためには、学習ボランティアや関連機関等との協働による施策の展開が必要となってきました。

このようなことから、国や東京都の動向を踏まえつつ、「あきる野市教育基本計画(第2次計画)」の施策体系に基づく事業展開とその基本方針に掲げる市民との協働による学習・交流活動を推進するため、また、「あきる野市総合計画後期基本計画」に掲げる指針や「子どもが主役のまちづくり」という今後の方向性を反映させるため、計画を改訂いたしました。



施策・事業一覧表

I 学びをつむぐ（学習機会提供の拡充）

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実《重点施策》

(1) 家庭教育・地域教育の充実を図ります

| | | |
|---------------------|-----------------------|----|
| ア 乳幼児期における学習支援 | 【1】 子育て支援事業(図書館)の推進 | 重点 |
| | 【2】 子どもの読書活動の機会の充実 | 重点 |
| イ 小・中学生期における家庭教育の支援 | 【3】 PTA活動の充実 | |
| ウ 支援体制の整備 | 【4】 家庭教育に関する情報提供などの充実 | |

(2) 学校教育を充実させます

| | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|----|
| ア 基礎・基本的な学力の定着と、自ら学び考える力を伸ばす教育の推進 | 【5】 郷土教育の充実 | 重点 |
| | 【6】 特色ある学校づくりの推進 | 重点 |
| | 【7】 図書館による学校支援事業の充実 | 重点 |
| イ 家庭における基本的な生活習慣の形成や家庭学習の習慣化の推進 | 【8】 家庭における基本的な生活習慣の形成と家庭学習支援の充実 | 重点 |
| | 【9】 家庭教育学級の充実 | |

(3) 子育て学習機会を充実させます

| | | |
|--------------|---------------------------|----|
| ア 子育て学習機会の充実 | 再掲 子育て支援事業(図書館)の推進 (※【1】) | 重点 |
| | 再掲 子どもの読書活動の機会の充実 (※【2】) | 重点 |
| | 【10】 託児付き主催事業の充実 | |
| | 【11】 公民館保育室の充実 | |
| | 【12】 「家庭の日」推進事業の充実 | |
| | 【13】 子育て支援講座(家庭教育学級)の充実 | |

(4) 学校、家庭、地域と連携した子どもの学習環境の整備と活動を推進します

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|----|
| ア 学校、家庭、地域の連携による子どものための学習環境の整備と活動の推進 | 再掲 子どもの読書活動の機会の充実 (※【2】) | 重点 |
| | 【14】 地域人材活用の推進 | 重点 |
| | 【15】 教育フォーラムの開催 | |
| | 【16】 総合的な学習の時間への資料・情報提供 | 重点 |
| | 【17】 子ども読書活動推進計画の推進 | 重点 |
| | 【18】 子ども読書活動推進事業の充実 | 重点 |
| | 【19】 青少年健全育成事業の推進 | 重点 |
| | 【20】 青少年健全育成地区委員会の活動の支援と連携の強化 | |
| | 【21】 地域団体との連携による地域体験学習の実施 | |
| | 【22】 子どもの消費者教育の充実 | |
| | 【23】 職場体験学習の受入れ体制整備の推進 | 重点 |
| | 【24】 青少年の各種交流事業の充実 | 重点 |

(5) 子どもの奉仕活動・体験活動の推進を図ります

| | | |
|--------------------|------------------------|----|
| ア 子どもの奉仕活動・体験活動の推進 | 【25】 青少年体験活動等支援センターの充実 | 重点 |
| | 【26】 子どもの奉仕活動の推進 | 重点 |
| | 【27】 各種体験活動の充実 | 重点 |
| | 【28】 図書館インターンシップ事業の充実 | 重点 |

(6) 子どもたちの健康な身体をつくるスポーツ活動の推進を図ります

| | | |
|----------------------------|-------------------------------|----|
| ア 子どもたちの健康な身体をつくるスポーツ活動の推進 | 【29】 子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実 | 重点 |
|----------------------------|-------------------------------|----|

2 現実生活の向上につながる学習の充実

(1) 男女共同参画社会実現に向けた学習活動を推進します

| | | |
|-------------------------|-------------------|--|
| ア 男女共同参画社会実現に向けた学習活動の推進 | 【30】 男女共同参画プランの推進 | |
|-------------------------|-------------------|--|

(2) 生涯生活設計に関する学習の機会を充実させます

| | | |
|----------------------|----------------------|--|
| ア 生涯生活設計に関する学習の機会の充実 | 【31】 消費者教育の充実 | |
| | 【32】 年金に関する学習の充実 | |
| | 【33】 生活設計に関する学習機会の充実 | |

施策・事業一覧表

(3) 外国人の学習機会を充実させます

| | | |
|---------------|----------------------------|--|
| ア 外国人の学習機会の充実 | 【34】 日常生活向上のための情報提供の充実 | |
| | 【35】 日常生活向上のための学習機会の充実 | |
| | 【36】 国際理解・交流を進める市民の活動支援の充実 | |
| | 【37】 国際理解のための学習機会の充実 | |
| | 【38】 国際協力・平和活動に関する学習の充実 | |

(4) 広域的な学習環境の整備を図ります

| | | |
|---------------|----------------------|----|
| ア 広域的な学習環境の整備 | 【39】 生涯学習活動の広域的支援の充実 | 重点 |
| | 【40】 図書館の広域的連携の推進 | |

社会の変化に対応するための学習の充実

(1) 情報化に対応した学習を推進します

| | | |
|-----------------|--------------|----|
| ア 情報化に対応した学習の推進 | 【41】 IT事業の推進 | 重点 |
|-----------------|--------------|----|

(2) 高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場を充実させます

| | | |
|-----------------------------|------------------------|----|
| ア 高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場の充実 | 【42】 民間教育事業者との連携事業の充実 | 重点 |
| | 【43】 大学等との公開講座・連携講座の推進 | 重点 |

(3) 市民による学習の場づくりを支援します

| | | |
|-------------------|------------------------|----|
| ア 市民による学習の場づくりの支援 | 【44】 市民団体との協働による事業実施 | 重点 |
| | 【45】 社会教育関係団体等の活動支援の充実 | 重点 |
| | 【46】 市民講座の充実 | 重点 |

(4) 職業能力向上のための学習機会を充実させます

| | | |
|---------------------|--------------------------|--|
| ア 職業能力向上のための学習機会の充実 | 【47】 就労・職業能力開発等のための資料の充実 | |
| | 【48】 高齢者の就業に関する学習の場の充実 | |
| | 【49】 新規就農者、新技術修得事業の充実 | |
| | 【50】 ハローワーク求人情報コーナーの充実 | |
| | | |

健康で生きがいにつながる学習と生涯スポーツの振興《重点施策》

(1) 健康づくりを推進します

| | | |
|------------|--------------------------|----|
| ア 健康づくりの推進 | 【51】 めざせ健康あきる野21事業の推進 | 重点 |
| | 【52】 健康教育の充実 | 重点 |
| | 【53】 健康のつどい事業の充実 | |
| | 【54】 高齢者の健康維持に関する学習機会の充実 | |
| | 【55】 地域における健康づくり事業の充実 | |
| | 【56】 健康自主グループ支援事業の充実 | |

(2) 生涯スポーツの振興を図ります

| | | |
|-------------|------------------------------------|----|
| ア 生涯スポーツの振興 | 再掲 子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実（※【29】） | |
| | 【57】 スポーツ推進計画の推進 | 重点 |
| | 【58】 スポーツ団体の支援の充実 | |
| | 【59】 各種スポーツ大会や講習会・教室等の開催 | |
| | 【60】 総合型地域スポーツクラブの支援の充実 | 重点 |

地域の課題解決につながる学習の充実

(1) 市民活動推進のための学習機会を充実させます

| | | |
|-------------------|------------------------|--|
| ア 市民活動推進のための学習の充実 | 【61】 市民活動推進のための学習機会の充実 | |
|-------------------|------------------------|--|

(2) 地域の教育力の向上に資する学習活動の充実を図ります

| | | |
|------------------------|-----------------------------|----|
| ア 地域の教育力の向上に資する学習活動の充実 | 再掲 青少年健全育成事業の推進（※【19】） | 重点 |
| | 再掲 青少年体験活動等支援センターの充実（※【25】） | 重点 |
| | 再掲 子どもの奉仕活動の推進（※【26】） | 重点 |
| | 【62】 地域的課題に関する学習の充実 | 重点 |

(3) 地域資源の活用による学習の場づくりを推進します

| | | |
|------------------------|--------------------------------|----|
| ア 地域資源の活用による学習の場づくりの推進 | 【63】 地域・行政資料の収集と情報提供の充実 | 重点 |
| | 【64】 商店街活性化のための学習機会の充実 | |
| | 【65】 地域資源を活用した事業の充実 | 重点 |
| | 【66】 関連機関の施設・人材を活かした学習の場づくりの推進 | 重点 |
| | | |

施策・事業一覧表

6 あきる野市の自然と文化を活かした学習の充実 《重点施策》

(1) 身近な自然を学ぶ機会を充実させます

| | | |
|-----------------|---|----------|
| ア 身近な自然を学ぶ機会の充実 | 【67】 郷土の恵みの森構想に基づく自然環境教育の推進 【68】 自然を活かした学習内容の充実 【69】 自然体験事業の推進 【70】 自然とのふれあいの場の充実 【71】 ホタルの里づくりの推進 【72】 小宮ふるさと自然体験学校における自然体験事業の充実 【73】 日本山岳耐久レースの支援 【74】 芋煮会と伝統漁法の支援 | 重点 重点 |
|-----------------|---|----------|

(2) 地域の歴史・文化に関する学習の充実を図ります

| | | |
|---------------------|---|----------------------|
| ア 地域の歴史・文化に関する学習の充実 | 【75】 文化財の指定及び保存・修復事業の推進 【76】 文化財の展示公開事業の充実 【77】 郷土史関係図書の発行、映像資料の作成 【78】 文化財の普及・啓発の推進 【79】 文化財調査・研究の実施 【80】 さわれる土曜日の充実 【81】 講座・体験教室等郷土学習の場の充実 【82】 学習ボランティア(市民解説員)による文化財の活用と普及活動の推進 【83】 伝統文化子ども教室の支援 【84】 伝統産業に関する学習機会の充実 【85】 五日市郷土館・二宮考古館事業の充実 【86】 伝統芸能振興事業の充実 【87】 有形・無形民俗文化財の保存活用の充実 | 重点 重点 重点 重点 |
|---------------------|---|----------------------|

(3) 芸術文化活動の振興を図ります

| | | |
|-------------|---|--|
| ア 芸術文化活動の振興 | 【88】 若手芸術家の育成と市民との芸術交流の促進 【89】 アートスタジオ五日市を拠点とした版画芸術家のネットワークづくりの推進 【90】 秋川キララホール事業の充実 【91】 芸術文化振興の学習機会の充実 【92】 市内在住芸術家の発表機会の充実 | |
|-------------|---|--|

7 高齢者や障がい者の学習機会の充実

(1) 高齢者の学習と社会参加の場づくりの充実を図ります

| | | |
|------------------------|---|----|
| ア 高齢者の生きがいくつくりと社会参加の支援 | 再掲 高齢者の健康維持に関する学習機会の充実 (※【54】) 【93】 高齢者が集える場づくりの充実 【94】 高齢者の学習機会の充実 【95】 高齢者が気軽にスポーツに親しむ環境づくりの充実 | 重点 |
|------------------------|---|----|

(2) 障がい者の学習機会を充実させます

| | | |
|----------------------|---|----------------|
| ア 自立促進に向けた学習機会の充実 | 【96】 障がい者との交流の場づくりの充実 【97】 障がい者を持つ親のための学習支援の充実 【98】 人権教育の充実 | |
| イ スポーツ・文化活動への参加機会の充実 | 【99】 障がい者が気軽にスポーツ・文化活動に親しむ環境づくりの充実 【100】 障がい者等への図書館サービスの向上 【101】 在宅学習機会提供の推進 | 重点 重点 |
| ウ 学習サポート体制の充実 | 【102】 特別支援教育の充実 【103】 障がい者のスポーツをサポートするための養成講座等の充実 【104】 ボランティア活動推進のための人材養成の機会の充実 【105】 障がい者に対する理解・啓発活動の推進 【106】 青年学級活動に対する支援の充実 【107】 障がい者支援者ネットワークづくりの促進 【108】 障がい児(者)の社会的体験の機会の充実 | 重点 重点 重点 |

施策・事業一覧表

Ⅱ 学びをひろげる（生涯学習推進体制の整備）

1 市民の視点に立った推進組織・体制づくり

- (1) 行政全体で取り組む推進体制の整備を進めます

| | | |
|--------------------|---------------------|----|
| ア 行政全体で取り組む推進体制の整備 | 【109】 生涯学習推進本部の運営 | 重点 |
| | 【110】 生涯学習推進市民会議の運営 | |

- (2) 生涯学習推進理解・啓発事業を充実させます

| | | |
|--------------------|----------------------|----|
| ア 生涯学習推進理解・啓発事業の充実 | 【111】 生涯学習シンポジウムの開催 | 重点 |
| | 【112】 生涯学習ハンドブックの配布 | 重点 |
| | 【113】 まちづくりのための学習の推進 | 重点 |

2 生涯学習推進のための運営体制の整備

- (1) 生涯学習推進拠点の運営体制を整備します

| | | |
|--------------------|----------------------|----|
| ア 生涯学習推進拠点の運営体制の整備 | 【114】 学習拠点運営体制の整備の推進 | 重点 |
|--------------------|----------------------|----|

3 市民との協働による運営体制づくり《重点施策》

- (1) NPO等市民組織との協働を推進します

| | | |
|-------------------|----------------------|----|
| ア NPO等市民組織との協働の推進 | 【115】 市民組織との連携・協働の推進 | 重点 |
|-------------------|----------------------|----|

4 ITを活用した生涯学習資源のデータベース化

- (1) 生涯学習資源の共有化を進めます

| | | |
|-----------------|-----------------------------|----|
| ア 生涯学習資源の共有化の推進 | 【116】 生涯学習情報のデータベース化と共有化の推進 | 重点 |
|-----------------|-----------------------------|----|

5 民間等との連絡調整の組織化

- (1) 生涯学習推進連絡調整の充実させます

| | | |
|---------------|-------------------------------|----|
| ア 生涯学習連絡調整の充実 | 再掲 生涯学習推進市民会議の運営（※【110】） | 重点 |
| | 【117】 市民の学習活動を推進するための組織づくりの支援 | 重点 |

Ⅲ 学びを伝える（学習情報の提供と相談体制の整備）

1 相談窓口の充実

- (1) 市民の学習相談窓口を充実させます

| | | |
|----------------|-------------------------|----|
| ア 市民の学習相談窓口の充実 | 【118】 学習相談窓口の充実 | 重点 |
| | 【119】 生涯学習相談体制の整備 | |
| | 【120】 障がい者に対する情報提供体制の充実 | 重点 |

2 カスタマーフォーカスによる意識改革

- (1) 市民の学習ニーズに応じた情報提供を進めます

| | | |
|-----------------------|---------------------------|--|
| ア 市民の学習ニーズに応じた情報提供の推進 | 【121】 市民満足度調査等による情報の収集・提供 | |
|-----------------------|---------------------------|--|

3 広域情報提供体制の確立

- (1) 学習情報の広域的な提供を進めます

| | | |
|------------------|--------------------|----|
| ア 学習情報の広域的な提供の推進 | 【122】 図書館ネットワークの活用 | 重点 |
|------------------|--------------------|----|

4 情報収集・提供手段の充実《重点施策》

- (1) 情報収集・提供手段の充実を図ります

| | | |
|----------------|-------------------------------|----|
| ア 情報収集・提供手段の充実 | 再掲 地域行政資料の収集と情報提供の充実（※【63】） | 重点 |
| | 再掲 障がい者に対する情報提供体制の充実（※【120】） | 重点 |
| | 【123】 あきる野市ホームページの充実 | 重点 |
| | 【124】 広報「あきる野」の発行 | |
| | 【125】 公共施設予約・案内システムの運用 | |
| | 【126】 図書館資料提供事業の推進 | 重点 |
| | 【127】 図書館電子情報提供の推進 | 重点 |
| | 【128】 図書館レファレンス事業の充実 | 重点 |
| | 【129】 市民参加による生涯学習情報システムの整備・運営 | 重点 |
| | 【130】 市民による観光情報提供の推進 | |

施策・事業一覧表

Ⅳ 学びの環境をつくる（生涯学習関連施設の設備と充実）

1 施設開放の推進

- (1) 施設の積極的な開放を推進します

| | | |
|---------------|--|--|
| ア 積極的な施設開放の推進 | 【131】 開かれた庁舎の推進 【132】 学校施設(体育館・校庭)の開放 | |
|---------------|--|--|

2 適正な人員配置の推進

- (1) 適正な人員配置を推進します

| | | |
|--------------|----------------------------|----|
| ア 適正な人員配置の推進 | 【133】 生涯学習推進のための適正な人員配置の推進 | 重点 |
|--------------|----------------------------|----|

3 市民の利用しやすい施設運営の充実《重点施策》

- (1) 図書館を充実させます

| | | |
|----------|---|----------------------|
| ア 図書館の充実 | 【134】 図書館施設・設備の整備・充実 【135】 図書館資料の整備 【136】 図書館情報システムの拡充 【137】 情報化社会に対応した設備の充実 【138】 市域を網羅する図書館サービス網の整備 【139】 効果的、効率的な図書館運営の推進 【140】 市民ニーズを反映した図書館運営の推進 | 重点 重点 重点 重点 |
|----------|---|----------------------|

- (2) 体育施設・文化学習施設等を充実させます

| | | |
|-------------------|--|----|
| ア 体育施設・文化学習施設等の充実 | 再掲 学校施設(体育館・校庭)の開放 (※【132】) 【141】 中央公民館の施設・設備の充実 【142】 スポーツ施設の充実 【143】 五日市郷土館・二宮考古館の施設・設備の整備 【144】 アートスタジオ五日市の地域利用の促進 【145】 あきる野ルピアの施設・設備の充実 【146】 コミュニティ会館・学習等供用施設の充実 | 重点 |
|-------------------|--|----|

Ⅴ 学びをつなぐ（人材育成の充実）

1 人材バンクの充実と活用《重点施策》

- (1) 生涯学習支援者バンク等の充実を図ります

| | | |
|------------------|--|----------|
| ア 生涯学習支援者バンク等の充実 | 【147】 生涯学習人材バンク事業の充実 【148】 市民解説員活動の充実 | 重点 重点 |
|------------------|--|----------|

2 指導者の育成及び支援事業の充実《重点施策》

- (1) 市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援を図ります

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| ア 市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援 | 再掲 市民解説員活動の充実 (※【148】) 【149】 生涯学習コーディネーター等指導者認定養成講座の開催 【150】 生涯学習指導者研修会の開催 【151】 スポーツ指導者の育成・支援 【152】 福祉人材の養成事業の充実 【153】 次代を担う青少年の育成事業の充実 【154】 環境学習リーダーの育成 【155】 健康づくりリーダーの育成 【156】 芸術文化活動推進リーダーの養成の充実 【157】 図書館ボランティアの育成 【158】 学習ボランティア養成事業の充実 | 重点 重点 重点 重点 重点 重点 重点 重点 |
|----------------------------------|---|--|

3 市民の自主的な活動の促進《重点施策》

- (1) NPO等市民の自主的な活動を促進します

| | | |
|--------------------|----------------------------|----|
| ア NPO等市民の自主的な活動の促進 | 再掲 市民組織との連携・協働の推進 (※【115】) | 重点 |
|--------------------|----------------------------|----|

4 市職員研修の充実

- (1) 市職員の資質の向上を図ります

| | | |
|-------------|--------------------------------|--|
| ア 市職員の資質の向上 | 【159】 あきる野市人材育成基本方針に基づく人材育成の推進 | |
|-------------|--------------------------------|--|

施策・事業一覧表

VI 学びを創る（社会参加活動の充実）

1 支援事業の充実《重点施策》

(1) 市民の社会参加活動を支援します

| | | |
|----------------|-------------------------------|----|
| ア 市民の社会参加活動の支援 | 再掲 市民組織との連携・協働の推進（※【115】） | 重点 |
| | 【160】 地域コミュニティ活動の推進 | 重点 |
| | 【161】 社会教育関係団体への支援の充実 | |
| | 【162】 あきる野市民塾(仮称)の検討・開設 | |
| | 【163】 事業の共催、後援等による自主的学習の支援の充実 | 重点 |
| | 【164】 図書館ボランティアの活動支援事業の実施 | 重点 |

2 学習グループ・サークル等の育成《重点施策》

(1) 学習グループ・サークルの育成を図ります

| | | |
|------------------|----------------------------------|----|
| ア 学習グループ・サークルの育成 | 【165】 市民の自主企画運営事業への支援の充実 | 重点 |
| | 【166】 自主グループの育成の充実 | 重点 |
| | 【167】 利用者懇談会・利用者交流会の開催 | |
| | 【168】 健康づくり市民推進委員等市民の自主的活動の支援の充実 | 重点 |

3 学習団体のネットワーク化の推進《重点施策》

(1) 学習団体等のネットワークづくりを支援します

| | | |
|----------------------|------------------------|----|
| ア 学習団体等のネットワークづくりの支援 | 【169】 生涯学習団体のネットワークの構築 | 重点 |
|----------------------|------------------------|----|

4 市民の交流と団体活動成果発表の機会の充実《重点施策》

(1) 市民の交流と成果発表の場の充実を図ります

| | | |
|-------------------|--------------------------|----|
| ア 市民の交流と成果発表の場の充実 | 再掲 健康のつどい事業の充実（※【53】） | |
| | 【170】 市民文化祭の開催 | |
| | 【171】 スポーツ・レクリエーション大会の充実 | |
| | 【172】 総合スポーツ祭の支援 | |
| | 【173】 産業祭の開催 | |
| | 【174】 地域活性化振興事業の充実 | |
| | 【175】 リサイクルフェアの開催 | |
| | 【176】 各種学習発表会の充実 | 重点 |
| | 【177】 展示施設の積極的活用の推進 | 重点 |

5 奉仕活動等の社会参加活動の促進《重点施策》

(1) 青少年の社会参加活動を促進します

| | | |
|-----------------|-------------------------------|----|
| ア 青少年の社会参加活動の促進 | 再掲 図書館インターンシップ事業の充実（※【28】） | 重点 |
| | 【178】 夏！体験ボランティア事業の支援 | 重点 |
| | 【179】 学校における奉仕活動の体験を活かした学習の充実 | 重点 |
| | 【180】 奉仕活動・体験活動の機会の充実 | 重点 |

6 地域での活動機会の拡充《重点施策》

(1) 青少年の社会参加活動を促進します

| | | |
|------------------|-----------------------------|----|
| ア 地域における活動の機会の充実 | 【181】 公益団体との共同事業の推進 | |
| | 【182】 市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備 | 重点 |
| | 【183】 地域情報化への市民参加の仕組みづくり | 重点 |

第7章

「学びプランⅢ」の施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、そして6年後の目標

関連事業、推進事業、重点事業の位置づけ

「あきる野学びプランⅢ」では、子ども・子育て支援事業計画、男女共同参画プラン、教育基本計画で取り組む事業は関連事業として位置づけるとともに、すでに目的達成・終了した事業等を除く183事業を推進事業とし、88の事業を重点事業として進めます。

I 「学びをつむぐ」（学習機会提供の拡充）の課題

学習機会の提供について、市が実施する講座や教室等は、その目的・方法の違いにより担当部署ごとに別個に実施されることが多く、また、学習課題のつながりや学習方法の選択、学習の積み重ねなどができにくい状況は依然としてあります。しかし、共通・関連する課題について、関係部署の連携・協力による講座等も増えてきており、学習課題のつながりができつつあります。

さらに、社会教育関係団体や学習団体等により、さまざまな学習機会の提供が行われてきており、多様な学びの場が増えてきています。これにより、参加できる人の広がりや学習の広がりが見えてきています。また、市の新たな政策に基づく学習機会の提供については、例えば「郷土の恵みの森構想^{*}」に基づき整備された「菅生若宮子ども体験の森^{*}」では、市の特徴である森をフィールドとして、子どもと親を対象に地元町内会や地域の人たちの協力によりさまざまな取組が行われており、小宮ふるさと自然体験学校では各種の体験プログラムが提供されています。更に、平成26年度には「生物多様性あきる野戦略^{*}」が策定され、生物多様性の恵みを守り、育てていくさまざまな取組が進められており、地域の特質を活かした学習機会の提供が図られています。

また、対象については、成人や高齢者など参加しやすい年齢層が中心となっているものの、親子を対象とした事業も増えてきており、家庭の役割や家庭における教育力の向上をねらいとした事業も展開されています。さらに図書館施設の充実等により個人の学習環境は整いつつあり、障がいのある方、外国人の方、若者にも利用されています。

しかしながら、ノーマライゼーション*社会の中で、ハンデのある方々に対する集団学習や交流の場など、市民としてお互いを理解し、支えあっていくことのできる学習活動の場は依然として少ない状況です。

学校では、地域による学校活動の支援が行われており、地域の持つ機能、教育力を学校教育に更に活かしていくことが求められています。また、中学生・高校生の自主・自立を支援する活動、体験的・奉仕的活動など、学校教育においてキャリア教育*の推進が図られています。中学2年生全員が3日間、事業所等での職場体験を行ったり、体験先として体育館や公民館、図書館等の社会教育施設の活用が図られるようになりました。今後も、キャリア教育を活かした、地域等における奉仕活動の受入れや、中学生の活躍の場づくりを充実させることが課題となっています。

また、社会状況の変化により、大学卒業者が専門的知識を学ぶために専門学校へ再入学する状況などが見られます。さらに、放送大学*や大学による社会人入学*の普及・拡大が進み、リカレント教育*も広がりを見せています。そして、民間教育事業者や高等教育機関による、エクステンション講座*などの生涯学習講座も活発になってきており、学習機会の提供されるスタイルは広がってきています。あきる野市はNHK学園と、豊かな生涯学習社会実現のための相互連携・協力に関する基本協定を平成7年に締結しました。これを基に、現在、さまざまな生涯学習講座が展開されており、市民それぞれが選択し、学ぶことができる環境が整備されています。

このような中で、行政として直接実施する学習機会の提供については、行政課題や地域課題の解決につながる学習内容を主眼として取り組む必要があります。そして、学習機会提供の拡充については、行政だけでなく、市内や近隣で行われる事業がネットワークとして結びつき、民間教育機関や企業等とも連携・協力して役割を分担しあいながら実施する必要があります。さらに、より多様な学習ニーズ*に応じた学習機会の提供とともに、学習成果を活かした活動に対する支援施策の充実が課題となっています。

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実（重点施策）

《評価・課題》

乳幼児期・小中学生期は、心身の発達が著しく、生涯にわたる学習の基礎を培い、豊かな人間性と社会性を身につける最も重要な時期です。

子どもの豊かな成長を支援する学習の充実については、学校教育を中心に、「生きる力」*をつけ、豊かな心を育むことをねらいとして、実施してきました。幼児期においては、家庭における教育の必要性や子育て支援活動など、親と子がともに成長することにつながる事業の展開を図ってきました。さらに、学童期においては、特別支援教育など、児童の心と身体の育成を願い、一人ひとりの成長に応じた教育を実施してきました。また、家庭、学校、地域の連携による子どもの育成を支援する環境整備に取り組み、学校安全安心対策の諸事業や放課後子どもプラン、学校支援地域本部事業等を通してその実現に努めてきました。また、家庭の教育力を高めるため、「家庭の日」*推進事業や家庭教育学級等を開催し、子どもの健やかな成長を支援してきました。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

しかしながら、子どもたちを取り巻く状況は依然として厳しく、家庭や学校だけでは、安全で安心できる環境の維持が困難になってきている現状があります。また、中学生の地域社会とのかかわりが少なくなっていることなどを受け、学校では、地域との関係づくりを積極的に進めており、職場体験等の受入れなど、学校教育へ「地域の教育力」を活かすための仕組みづくりが改めて必要となってきています。

《6年後の目標》

教育委員会だけでなく、子育て支援担当部局や市民団体によるさまざまな学習機会が提供され、子育てに関する情報収集・提供が行われる中、子育て支援者からのサポートが受けられ、子育て中の親が子どもと楽しみながら子育てをしている状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策 「家庭教育・地域教育の充実を図ります」

| 【1】 | | 子育て支援事業（図書館）の推進【重点事業】 | | |
|-------|---|-----------------------|------|--|
| 目的・内容 | 「第二次あさきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から絵本に親しめるよう、わらべうたのじかん、ひよこのおはなし会、ブックスタート事業、子育て講座をはじめ各種事業を実施することにより、子どもが成長する上で望ましい読書環境になるよう支援します。 | | | |
| 展開 | 継続 | | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | ブックスタート事業の実施 | ⇒ | ⇒ | |
| | 乳幼児対象事業の実施 | ⇒ | ⇒ | |
| | 親子で来館しやすい環境づくり | ⇒ | ⇒ | |
| | 子育てに関わる子ども読書活動の情報発信 | ⇒ | ⇒ | |
| 【2】 | | 子どもの読書活動の機会の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 資料や施設・設備の提供を行うとともに、読み聞かせ、映画会、原画展等児童サービス関連主催事業の実施により、子どもが身近な施設で本に親しむ機会の充実を図ります。 | | | |
| 展開 | 継続 | | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | |
| | おはなし会の実施 | ⇒ | ⇒ | |
| | 原画展・講演会の実施 | ⇒ | ⇒ | |
| | 文庫等への団体貸出の実施 | ⇒ | ⇒ | |

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

具体的施策 「学校教育を充実させます」

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【5】 | 郷土教育の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | わが国や世界の文化・伝統に触れる機会を多様にし、郷土を愛する心と誇りを育むとともに、多様な文化に対する理解を深める教育を推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部指導室 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 日本の伝統・文化理解教育推進委員会の実施 都「日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業」の実施（多西小） | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【6】 | 特色ある学校づくりの推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 子どもや保護者の願いを実現できるよう、地域の環境や人材の活用等を通して、特色ある学校づくりと学校運営の改善を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部指導室 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 学校評価を活用した特色ある教育活動の推進 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【7】 | 図書館による学校支援事業の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 教科学習や学級での読書に必要な資料の団体貸出、調べもの学習・総合的な学習の時間における資料提供と資料調査の支援事業を推進するとともに、学校図書館関係者連絡会の開催を通じて図書館と学校図書館及び各学校図書館間の協力・連携の強化を図るなど、学校支援の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 図書館ガイダンスの実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 団体貸出の実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 学校図書館連絡会の開催 | ⇒ | ⇒ |
| | 調べもの学習・総合的な学習支援 | ⇒ | ⇒ |
| | 中高生対象資料の充実 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【8】 | 家庭における基本的な生活習慣の形成と家庭学習支援の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 家庭の役割を見直し、家庭における基本的な生活習慣の形成と家庭学習の習慣化を図るため、資料配布等意識啓発事業を推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 「家庭の日」推進事業等の実施 | ⇒ | ⇒ |

具体的施策 「子育て学習機会を充実させます」

| | | | |
|-----|---------------------------|----|----|
| 【1】 | 子育て支援事業（図書館）の充実【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |
| 【2】 | 子どもの読書活動の機会の充実【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

具体的施策 「学校、家庭、地域と連携した子どもの学習環境の整備と活動を推進します」

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【2】 | 子どもの読書活動の機会の充実【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |
| 【14】 | 地域人材活用の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 総合的な学習の時間をはじめ、部活動等教育活動を充実させ、自ら学び、自ら考える力を育成するため、地域の人材を積極的に登用し、地域と連携した学校づくりを推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部指導室 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 各学校の実態に即した地域人材の活用 | ⇒ | ⇒ |
| 【16】 | 総合的な学習の時間への資料・情報提供【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 自ら学び、自ら考える力の育成について、地域の人材や歴史、文化、生活などの資料や地域資源を積極的に提供します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 生涯学習人材バンクを活用した人材の紹介 | ⇒ | ⇒ |
| 【17】 | 子ども読書活動推進計画の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 平成25年3月に策定された「第二次あさる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書の日関連推進事業を継続して実施し、子ども読書活動の推進を図ります。また、効率よく事業が展開できるよう、関連部署と連携して情報発信、周知を図るとともに、進行管理を行って計画を推進します。 | | |
| 展開 | 新規 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 子ども読書の日関連事業の継続実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 子ども読書活動推進連絡会の開催 | ⇒ | ⇒ |
| | 関連機関・部署等の連携の強化 | ⇒ | ⇒ |
| | 子ども読書活動推進に関する情報発信 | ⇒ | ⇒ |
| | 図書館HPの子ども読書のページの更新・充実 | ⇒ | ⇒ |

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【18】 | 子ども読書活動推進事業の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | おはなし会、わらべうたのじかん、原画展等の事業を実施することにより、子ども読書活動の推進を図ります。また、地域、学校、関係団体等との連携協力により、環境整備に取り組みます。 「第二次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、新たな課題となった未読書率の高い中・高生を対象とした取組を進めます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 各館 YA コーナーの充実 | ⇒ | ⇒ |
| | YA 読書リストの HP 掲載 | ⇒ | ⇒ |
| | YA 読書リストの作成 | ⇒ | ⇒ |
| | おはなし会等事業の充実 | ⇒ | ⇒ |
| | 関連施設の本のある場所づくり | ⇒ | ⇒ |
| 【19】 | 青少年健全育成事業の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 青少年の健全育成を推進するため、「家庭の日」推進事業、「全国青少年健全育成」にちなむ啓発活動、青少年善行表彰式、青少年健全育成あきる野市大会や青少年委員との共催による青少年健全育成事業を実施します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 青少年健全育成啓発活動及び事業等の実施 | ⇒ | ⇒ |
| 【23】 | 職場体験学習の受入れ体制整備の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 生徒に望ましい社会性や勤労観、職業観を育むとともに、地域理解を深め、郷土愛を育むため、職場体験学習やインターンシップ*を通じた学習の機会として、地域の理解と協力による受入れ環境の整備を進めます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部指導室 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | キャリア教育担当者連絡会、進路指導主任会の開催 | ⇒ | ⇒ |
| 【24】 | 青少年の各種交流事業の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 国際姉妹都市マールボロウ市、友好姉妹都市宮城県栗原市、友好都市東京都大島町等との青少年の相互交流機会の充実を図り、互いの歴史・文化等の理解と友好を深め、次代を担う人材の育成につながる交流事業を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課・指導室 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 交流事業の実施 | ⇒ | ⇒ |

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

具体的施策 「子どもの奉仕活動・体験活動の推進を図ります」

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| 【25】 | 青少年体験活動等支援センターの充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 学校支援地域本部事業等と連携し、青少年の奉仕活動・体験活動を支援するために人材登録・紹介、調整等を行う体験活動等支援センターを充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 人材ネットワークの充実 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| 【26】 | 子どもの奉仕活動の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 中学生の職場体験や社会福祉協議会が主催する青少年を対象とした「夏体験ボランティア」等奉仕活動の実施の受入れを積極的に進め、子どもの奉仕活動を推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 関係各課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 社会教育施設でのボランティアの受入れ促進 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| 【27】 | 各種体験活動の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 自然や文化活動を通して、生きる力や豊かな人間性を育てる機会として、都市長会による子ども体験塾等を通じて体験活動の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 羽村市との合同による「大島子ども体験塾」の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------------|---|--------|--------|
| 【28】 | 図書館インターンシップ事業の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 職業体験（インターンシップ）を希望する市内在住在学の中学生・高校生・大学生を積極的に受け入れ、インターンシップ事業を実施します。働くことへの関心を高めるとともに、社会人としての基盤を身につけ、主体的な活動ができるよう取り組みます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 中・高校生の職場体験受入れ 図書館司書実習の受入れ | ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ |

具体的施策 「子どもたちの健康な身体をつくるスポーツ活動の推進を図ります。」

| | | | |
|-------------|---|------|------|
| 【29】 | 子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 次世代を担う子どもたちに、健康で心豊かな生活を送ることの大切さと、体を動かす楽しみを知ってもらう生涯スポーツの基礎づくりの場を提供します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 各種大会・教室等の実施 | ⇒ | ⇒ |

2 現実生活の向上につながる学習の充実

《評価・課題》

男女がともにより良い生活を営むことができるよう、男女共同参画推進プランに基づき、「女と男のライフフォーラム」の開催や関係情報の提供など、啓発と学習機会の提供に努めました。今後は、市民の学習志向の広域化・多様化に対応した情報提供が必要になっています。

《6年後の目標》

広域的な学習情報の提供の機会が増え、男女がともにより良い生活を営むことができるよう、啓発活動と学習活動が展開されている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「広域的な学習環境の整備を図ります」

| | | | |
|-------------|----------------------------------|------|------|
| 【39】 | 生涯学習活動の広域的支援の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 近隣自治体と連携し、区域を超えた活動への支援の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部各課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 近隣市町村と連携した事業の実施 多摩子ども体験塾事業の実施 | ⇒ | ⇒ |

3 社会の変化に対応するための学習の充実

《評価・課題》

高度情報化や少子高齢化など社会構造の変化が急速に進み、物の豊富な時代を背景に市民の価値観が多様化してきています。こうした中、資格取得等の学習志向の変化や生活を楽しむための活動志向等、ライフスタイル[※]も大きく変化してきています。このような中で、継続的に知識・技術を習得することを目指したり、単に学習するだけではなく、その学習成果を職業に活かしたり、また地域社会での活動やボランティア活動等に活かしたいと考える人も多くなってきています。また、学習の方法も多岐にわたってきており、大学在学中や卒業後に、専門学校へ入学し、職業に応じた専門知識の習得や資格取得のために勉強する人も増えています。一方、学習の場も個人が自分にあった方法を選択して学習することが浸透し、図書館施設の整備に呼応してその利用も増えています。さらに、行政だけでなく、さまざまな民間事業者による学習の場づくりの取組や、市民による学習成果を活かした自主的な学習の場づくりも盛んになり、NPO[※]法人による取組やコミュニティビジネス[※]など、市民自らが主体となって学習を活かした地域活動、事業活動へ参画する場面も増えてきました。行政は、これら学習を活かした社会活動への展開を視野に入れ、職業に活かすための学習環境の整備や、社会活動への展開のための環境整備等を支援し、社会の変化に対応した市民の学習を推進する必要があります。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

《6年後の目標》

行政だけでなく、市民による学習の場づくりが盛んになり、NPO法人などによる学習を活かした地域活動やコミュニティビジネス*などの展開が増えてきている状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策 「情報化に対応した学習を推進します」

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| 【41】 | IT事業の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | パソコン初心者講習会等の開催と市民講師による指導体制を充実し、IT事業の推進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 初心者パソコン教室の実施 | ⇒ | ⇒ |

具体的施策 「高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場を充実させます」

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| 【42】 | 民間教育事業者との連携事業の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | NHK学園との連携を促進するとともに、市内外の学習事業者と連携した事業を積極的に進めるための検討を行います。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 学習事業者と連携した講座の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| 【43】 | 大学等との公開講座・連携講座の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 高校・大学などの公開講座の情報提供や公共的機関との連携による講座の開催の推進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 大学等と連携した生涯学習活動・公開講座の後援、情報提供等の実施 | ⇒ | ⇒ |

具体的施策 「市民による学習の場づくりを支援します」

| | | | |
|-------------|---|------|------|
| 【44】 | 市民団体との協働による事業の実施【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民の生涯学習活動を推進するため、社会教育関係団体、生涯学習コーディネーターの会等市民団体との協働により事業を実施します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市民団体が主体で行う活動に対する共催、後援の実施 | ⇒ | ⇒ |

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【45】 | 社会教育関係団体等の活動支援の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民の生涯学習活動を支援するため、社会教育関係団体等が行う事業について、後援等の支援方法の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 社会教育関係団体等の活動への支援 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【46】 | 市民講座の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民解説員・人材バンク登録者をはじめ、市民が主体となって行う生涯学習事業の仕組みづくりについて検討するとともに市民が企画したり、講師となって講座等を開催する「市民講座」を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市民企画講座、生涯学習コーディネーター運営講座の充実 | ⇒ | ⇒ |

4 健康で、生きがいにつながる学習と生涯スポーツの振興（重点施策）

《評価・課題》

平成19年3月に策定された「めざせ健康あきる野21」計画に基づき、市民が健康で、生きがいのある生活を送ることができるよう、乳幼児期から高齢期にわたる一貫した健康づくり施策が推進され、市民のライフステージにあわせた健康教育や健康相談など、各種の健康づくり事業が展開されています。特に、健康づくり推進協議会や市民が主体となって運営する健康づくり市民推進委員会など、体制の整備が図られ、地域イキイキ元気づくり事業等、活発な活動が行われています。

また、平成25年8月にスポーツ推進計画が策定されました。市民一人ひとりのライフスタイルや年齢、性別、体力、興味等に応じて、だれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽に親しみ、楽しむことができる「生涯スポーツ」が、今求められています。現在、二つの総合型地域スポーツクラブが誕生し、市民のさまざまな志向・レベルに対応した事業が展開されるなど、スポーツ環境が整備されています。

平成25年に行われた「東京多摩国体＜スポーツ祭東京2013＞」では、さまざまな分野でスポーツの振興が図られました。多くの市民がスポーツのさまざまな楽しみ方、かかわり方を具体的に経験したことにより、スポーツの魅力の多様性を広く啓発することができました。今後は、こうした効果を活かし、スポーツ推進計画に基づいて市の特色を活かしたスポーツの振興をはかり、あきる野市の特色あるまちづくり活動へと展開していくための環境整備を進める必要があります。そのためには、スポーツと健康づくりが施策として有機的に結びつき、相互に補完しあいながら市民が健康に暮らしていけるよう、生涯スポーツの振興と健康づくりの推進を図ることが必要です。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

《6年後の目標》

多くの市民がスポーツに親しみ、「めざせ健康あきる野21」計画やスポーツ推進計画に基づき、各種スポーツ、ウォーキングなど、健康づくりのための活動が盛んになっている状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策 「健康づくりを推進します」

| | | | |
|-------------|--|------|-----------------------|
| 【51】 | めざせ健康あきる野21 事業の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 国の「健康日本21」及び「東京都推進プラン21」の趣旨を踏まえ、健康増進法に基づき、策定した「めざせ健康あきる野21計画～ふれあい いきがい 元気なまち」により、市民が生涯を通じて健康で安心して暮らすことを目的に、より地域に根ざした活動の展開を目指し、市民をはじめ、家族、地域、企業、学校、行政等が一体となって事業の推進に取り組みます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部健康課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | めざせ健康あきる野21計画の推進 21 推進会議の開催 | ⇒ | 市民アンケートの実施 第2次計画策定 |
| 【52】 | 健康教育の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 生活習慣病の予防及び介護を要する状態となることの予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、健康の保持増進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部健康課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 健康教育の実施（生活習慣病予防・がん予防・病態別） | ⇒ | ⇒ |

具体的施策 「生涯スポーツの振興を図ります」

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| 【29】 | 子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実【重点事業】 (再掲) | 展開 | 継続 |
| 【57】 | スポーツ推進計画の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民の生涯に渡るスポーツ振興を図るため、スポーツ推進計画に基づいて各種の事業を推進します。 | | |
| 展開 | 新規 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | スポーツ推進計画に基づいた事業の実施 | ⇒ | ⇒ |
| 【60】 | 総合型地域スポーツクラブの支援の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 次世代を担う子どもから高齢者まで、多世代、多種目にわたって、身近な場でスポーツに親しむ機会と体制整備を図る総合型地域スポーツクラブの運営を支援し、生涯スポーツの推進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 総合型地域スポーツクラブ支援事業の実施 | ⇒ | ⇒ |

5 地域の課題解決につながる学習の充実

《評価・課題》

市民が、自ら安全で快適な地域社会づくりを推進するための組織として、行政の呼びかけにより、平成20年に旧町村を単位とした「防災・安心地域委員会」が7つ組織され、地域コミュニティと地域の防災力を強化するためのさまざまな取組が行われています。これらの活動が今後さらに市民の自主的・自発的組織として展開し、地域住民の安全を更に確保していくためには、さまざまな地域課題に関する学習や情報の共有化が必要であり、活動内容や運営方法等に関する学習機会が求められています。今後、さまざまな活動主体が連携し、活動が結びつき、市民自らが地域を守り育てていくことができるよう、支援環境の整備が必要です。

《6年後の目標》

防災・安心地域委員会など、地域でさまざまな活動主体が連携し、地域課題等についての学習活動を通して、自らが地域を守り育てる活動が更に浸透している状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策 「地域の教育力の向上に資する学習活動の充実を図ります」

| | | | |
|-------|---------------------------------------|------|------|
| 【19】 | 青少年健全育成事業の推進【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |
| 【25】 | 青少年体験活動等支援センターの充実【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |
| 【26】 | 子どもの奉仕活動の推進【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |
| 【62】 | 地域的課題に関する学習の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民の学習ニーズに対応した地域的課題などに関する学習内容の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 学習機会の提供・運営の支援 | ⇒ | ⇒ |

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

具体的施策 「地域資源の活用による学習の場づくりを推進します」

| | | | |
|-------|--|--------------------------------------|--|
| 【63】 | 地域・行政資料の収集と情報提供の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民との協働のまちづくりにおける地域の課題解決や循環型生涯学習の実現に向け、地域資料・行政資料を積極的に収集するとともに、迅速に提供できるよう整備します。 五日市憲法草案をはじめとする、通常では閲覧することのできない地域資料を、劣化・散逸させないよう電子データ化することにより保存・整備します。また、インターネットを通じて情報提供することにより活用を促進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 地域・行政資料の収集 新聞記事の収集・見出しの公開 デジタルアーカイブ運営計画の検討 保存事業の実施 デジタルアーカイブコンテンツの追加公開 | ⇒ ⇒ デジタルアーカイブ運営計画の策定 ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ デジタルアーカイブ運営計画の運用開始 ⇒ ⇒ |
| 【65】 | 地域資源を活用した事業の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | あきる野市の自然、歴史・文化、産業など地域資源を活用した学習の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市民解説員による地域資源を活用した講座の実施 | ⇒ | ⇒ |
| 【66】 | 関連機関の施設・人材を活かした学習の場づくりの推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 学校や企業の社会貢献活動と連携した学習や、施設、技術等の相互活用等を活かした学習の場づくりを推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部各課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 関連機関の施設・人材を活用した学習機会の提供 | ⇒ | ⇒ |

6 あきる野市の自然と文化を活かした学習の充実（重点施策）

《評価・課題》

秋川、平井川、秋川丘陵、草花丘陵そして緑あふれる山々は、あきる野市が誇る豊かな自然環境です。この恵まれた自然環境を活かした環境都市あきる野のまちづくりを目指して、平成21年に「郷土の恵みの森構想」が、平成26年に「生物多様性あきる野戦略」が策定され、各種の取組が進められています。里山の景観が残されたエリアは、市民だけでなく、多くの人々の交流の場として親しまれ、活用されており、今後はこのようなあきる野市の豊かな自然を活かしながら、地域文化の継承と創造を目指し、「あきる野らしさ」を生み出す学習を更に推進する必要があります。また、

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

市内に伝わる有形・無形の文化財の保護と公開・活用に努め、市民の郷土学習の機会を更に充実させる必要があります。

《6年後の目標》

「郷土の恵みの森構想」や「生物多様性あきる野戦略」による各種の取組に多くの市民が参加し、また東京都文化財ウィークに合わせた文化財の公開が活発に行われるなど、市の豊かな自然環境やそこに育まれた伝統文化を活かした活動や、市民による文化振興活動が展開され、多くの市民に「郷土愛」や「自然愛」が育まれている状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策 「身近な自然を学ぶ機会を充実させます」

| | | | |
|-------------|---------------------------------------|------|------|
| 【67】 | 郷土の恵みの森構想に基づく自然環境教育の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 郷土の恵みの森構想に基づき、自然の特性を活かした自然環境教育を推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部環境政策課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 郷土の恵みの森構想に基づく自然環境教育の充実 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| 【68】 | 自然を活かした学習内容の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 菅生若宮子ども体験の森などを活用し、あきる野菅生の森づくり協議会や地元町内会との協働で、里山体験や環境学習の機会を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部環境政策課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 自然体験イベント、コミュニティ・スクールの実施 | ⇒ | ⇒ |

具体的施策 「地域の歴史・文化に関する学習の充実を図ります」

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| 【81】 | 講座・体験教室等郷土学習の場の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 歴史・民俗・習慣・自然などをテーマに、講習会、講演会、体験教室等を開催し、郷土学習の場の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 講座・体験教室の開催 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| 【82】 | 学習ボランティア(市民解説員)による文化財の活用と普及活動の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 学習ボランティア(市民解説員)による市内文化財施設等での解説活動を通して、市民の郷土学習の機会の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市民解説員による展示解説の実施 | ⇒ | ⇒ |

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【86】 | 伝統芸能振興事業の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 地域に残る伝統芸能の保存・継承活動を支援し、その振興と発展のための活動の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 伝統芸能保存団体による保存継承活動への支援の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【87】 | 有形・無形民俗文化財の保存活用の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市内の有形・無形の民俗文化財を調査するとともに、保存・公開し、市民の郷土学習の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 各種調査と公開の実施 | ⇒ | ⇒ |

7 高齢者や障がい者の学習機会の充実

《評価・課題》

高齢者等を対象にした学習の機会としては、公民館で行っている寿大学が代表的な事業であり、60歳以上の市民を対象に、秋川校、五日市校の2校が開校され、合計で900名近い受講者がおよそ半年間学んでいます。

高齢者の割合が年々増加し、高齢者の単身世帯数も増加する中で、高齢者が地域で安心して住み続けられる環境づくりが課題となっています。平成27年3月には地域保健福祉計画が改定され、平成31年度までを計画期間とする新たな計画が策定されました。この中では、「健康づくり・生きがいつくりの充実」や「見守り体制の充実」など、社会変化や新たな課題に対応するためのさまざまな施策が定められています。

また、障がいの有無にかかわらず、市民のだれもが普通に日常生活を送れることが、社会の本来あるべき姿であるという考え方（ノーマライゼーション）に基づく社会づくりを目指した学習活動と、その参加支援、活動支援の充実が必要となっており、生きがいと心豊かな日常生活を送るためにも、学ぶ場は重要な役割を持っています。今後、元気な高齢者が自らの経験を活かした学習機会を創出するなど、主体的にかかわることができるような仕組みづくりを進める必要があります。

《6年後の目標》

高齢者や障がい者自らが主体となって、いきいきと学習活動する場が増えている状態を目指します。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策「高齢者の学習と社会参加の場づくりの充実を図ります」

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【95】 | 高齢者が気軽にスポーツに親しむ環境づくりの充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 総合型地域スポーツクラブへの支援等を通じ、高齢者に運動の機会を提供し、運動の楽しさを知ってもらう場の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員による高齢者を対象とした各種講座等の実施及び支援 | ⇒ | ⇒ |

具体的施策「障がい者の学習機会を充実させます」

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【100】 | 障がい者等への図書館サービスの向上【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 視覚障がいなどで通常の方法では読書が困難な方や、図書館に来館することができない方に対し、対面朗読や録音資料の作成、郵送サービスなどを行い、図書館サービスの向上を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 対面朗読の実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 録音資料の作成、郵送 | ⇒ | ⇒ |
| | 機材貸出等のサービスを実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 新聞書評・地域資料のDAISY*化 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【101】 | 在宅学習機会提供の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | ホームページ※やデジタルアーカイブ※など、ITを活用し、障がい者が家にいながら学び、活動できる在宅学習機会の推進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 企画政策部市長公室、教育部生涯学習スポーツ課・図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市ホームページ及びデジタルアーカイブを活用した学習情報の提供 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【102】 | 特別支援教育の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 特別支援教育推進計画に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒への学習環境の整備を進め、一人ひとりを大切にする教育の推進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部指導室 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 特別支援学級の充実 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【103】 | 障がい者のスポーツをサポートするための養成講座等の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 障がい者が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、サポートする人達の支援の輪を広げるための講座等の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 講座等の充実を図る | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【108】 | 障がい児（者）の社会的体験の機会の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 学童クラブへの障がい児の受入れを実施し、障がい者の社会教育活動の場の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部子ども政策課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 障がい児の受入れの促進 | ⇒ | ⇒ |

II 「学びをひろげる」（生涯学習推進体制の整備）の課題

生涯学習の推進にあたっては、生涯学習が広く行政各部署にわたることから、全庁的な推進・調整組織として「生涯学習推進本部」を設置するなど、推進体制を整備しました。しかしながら、現段階ではそれぞれ担当部署によるそれぞれの施策目的に基づく学習機会の提供に留まり、学習のつながりや系統的な事業展開には至っていません。そのため、今後、計画改訂に合わせた取組の中で、推進本部幹事会等において、見直しを図りながら、学習情報の取りまとめや体系的な生涯学習の推進を図る必要があります。

1 市民の視点に立った推進組織・体制づくり

《評価・課題》

生涯学習推進計画に基づき、生涯学習推進本部を設置し、行政全体で取り組む体制を整備しました。各部署で推進が図られているものの、まだ十分な機能を果たすまでには至っていません。

また、市民の視点に立った生涯学習の推進を図るため、生涯学習コーディネーターの養成を行い、市民による市民企画講座やシンポジウムの開催等、市民が主体となって事業運営する組織作りを進め、現在あきる野市生涯学習コーディネーターの会によって各種の事業が展開されています。さらに、推進体制整備として、生涯学習推進市民会議を平成22年に設置し、市民が推進する生涯学習の実現を図っています。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

《6年後の目標》

市民が主体となり、実行する推進組織の活発な活動が行われている状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策 「行政全体で取り組む推進体制の整備を進めます」

| | | | |
|--------------|--|------|------|
| 【110】 | 生涯学習推進市民会議の運営【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 生涯学習推進市民会議を随時開催し、生涯学習施策の進捗状況について意見を求めるなど、市民とともに生涯学習の推進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市民会議の開催 | ⇒ | ⇒ |

具体的施策 「生涯学習推進理解・啓発事業を充実させます」

| | | | |
|--------------|---|-------------------------|-------------------------|
| 【111】 | 生涯学習シンポジウムの開催【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 生涯学習コーディネーターの会と協働し、生涯学習を推進するため、講演会や意見交換等を内容としたシンポジウムの開催や生涯学習フェスティバルの実施を検討します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | シンポジウムの開催 生涯学習フェスティバルの 検討 | ⇒ 生涯学習フェスティバル の検討 | ⇒ 生涯学習フェスティバル の実施 |

| | | | |
|--------------|---|------|------|
| 【112】 | 生涯学習ハンドブックの配布【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市内の社会教育施設や関連機関、スポーツ・レクリエーション施設等の情報及び図書館利用情報、団体活動情報等生涯学習関連情報を市民に提供するため、生涯学習ハンドブックを配布します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 生涯学習ハンドブックの配布 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|--------------|--|------|------|
| 【113】 | まちづくりのための学習の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 地域における市民活動の向上のための学習活動を支援するため、市職員による「出前講座」等学習情報・機会の積極的な提供を図り、まちづくりのための学習を推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 全課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 各担当部署における出前講座等積極的な情報提供の実施 | ⇒ | ⇒ |

2 生涯学習推進のための運営体制の整備

《評価・課題》

生涯学習推進のネットワーク化を図り、市民の生涯学習の拠点施設の明確化と役割分担を図ってきました。また、学習で得た知識等を活かして講師をするなどの流れはできており、今後はこれらを更に推進していく必要があります。

《6年後の目標》

中央公民館を中心とした学習支援ネットワークにより、五日市地域交流センターでも学習活動が活発に展開されている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策「生涯学習推進拠点の運営体制を整備します」

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【114】 | 学習拠点運営体制の整備の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 生涯学習を推進するため、中央公民館を市民の学習拠点として位置付け、中央公民館を学習拠点とする各施設のネットワーク化を推進し、活動の充実と地域の特色を活かした、利用しやすい運営体制を整備します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 学習拠点としての中央公民館の整備 ネットワーク化の推進 | ⇒ | ⇒ |

3 市民との協働による運営体制づくり（重点施策）

《評価・課題》

まちづくりは、行政だけでなく、市民自身が主体となって取り組むことによりその実現が図られることから、協働による取組が必要です。このような中、生涯学習については行政主導の事業実施を見直し、実行委員会組織等による各市民団体間の協働も図りながら、事業展開に努めてきました。

今後、事業の運営に限らず、施設運営等についても市民との協働により推進する必要があります。

《6年後の目標》

事業だけでなく、施設運営についても市と市民との協働による展開が進んでいる状態を目指します。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「NPO等市民組織との協働を推進します」

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【115】 | 市民組織との連携・協働の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | NPO等の市民組織や民間団体等との連携・協働を図り、活気あるまちづくりを推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 全課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 連携・協働による事業の実施 | ⇒ | ⇒ |

4 ITを活用した生涯学習資源のデータベース※化

《評価・課題》

現在、「あきる野市デジタルアーカイブ」や市ホームページにおいて、市の歴史や文化財の情報、市民のサークル活動や生涯学習施設・事業などに関する情報などをデータベース化し、市民との共有化を図っています。市民の多様な学習ニーズに対応するため、今後さらに、その充実を図る必要があります。

《6年後の目標》

市民活動団体や生涯学習情報がデータベース化され、市ホームページ等で情報の共有化が更に進み、市民がより多くのさまざまな情報を得ることができている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「生涯学習資源の共有化を進めます」

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【116】 | 生涯学習情報のデータベース化と共有化の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 生涯学習活動を行っている団体、人材、施設・設備等の情報をデータベース化することにより、だれでも、どこでも、学習情報が得られるITを活用した情報の共有化を推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 情報の共有化及び提供方法の検討 | ⇒ | ⇒ |

5 民間等との連絡調整の組織化

《評価・課題》

平成22年に生涯学習推進市民会議を設置し、計画改訂を契機に市民の学習活動を支援するための研究・協議を進めるよう連携協力体制を図りました。さらに、市民の自主的な学習活動を支援するための施策の検討を進める必要があります。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

《6年後の目標》

生涯学習推進市民会議による進捗状況のチェックや施策評価、事業の見直し等が進められ、「学びプランⅢ」の推進が図られている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「生涯学習推進連絡調整を充実させます」

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【110】 | 生涯学習推進市民会議の運営【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |
| 【117】 | 市民の学習活動を推進するための組織づくりの支援【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民の多様な学習ニーズに対応しながら、市民自らが積極的・自主的に多彩な生涯学習を実践できる組織づくりに向けた学習活動を支援します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市民による市民のための学習の場づくりの支援 | ⇒ | ⇒ |

Ⅲ「学びを伝える」（学習情報の提供と相談体制の整備） の課題

現在、学習情報の提供については、主に「広報あきる野」と「市ホームページ」で行っています。

市民の生涯学習を推進する上で、十分な情報提供の場が整備されているとはいえない状況にあります。生涯学習情報提供システムの整備を重点事業として計画に位置づけたものの、厳しい財政状況の中、その実現には至っていません。このような中、図書館においては、蔵書検索はもちろん、予約についてもインターネットを利用した手続きができるよう整備されており、平成27年には新システムを導入し、更に質の高い市民サービスを提供しています。また、五日市憲法草案や市に関係する歴史上の人物紹介、指定文化財等の情報が「デジタルアーカイブ」等により自宅等にいながらにして得られる環境ができており、在宅学習環境の整備も進みつつあります。

そして、依然として市民が情報を得る手段として最も利用されているのが「広報」であり、講座等実施時の参加者アンケート等からも圧倒的に多いことがわかります。多世代の市民への情報提供については、ITを活用した情報の提供が必要であり、広報の情報については、携帯やスマートフォンでも得られるようになっていきます。今後は、このようなインフラを市民との協働による地域情報化手段として更に整備し、市民の得たい情報を市民自らが素早く得られるような、生涯学習に関する情報提供システムを整備していく必要があります。

さらに、市民の学習活動の場は単一の自治体区域内に留まらず、生涯学習環境はより広域化しています。このため、近隣自治体同士の連携・協力を図り、企業、民間教育事業者を含めた学習情報の相互利用ができる生涯学習ネットワークの形成に向け、検討を進めて

いく必要があります。

そして、学習相談についても学習相談窓口を充実させるとともに、情報通信手段を活用した相談体制についても、市民との協働による運営体制づくりが必要です。

1 相談窓口の充実

《評価・課題》

現在、市民が学びたい事からや学ぶ場、仲間、そして活動内容等知りたいときに相談できる窓口として、生涯学習スポーツ課の窓口をはじめ、公民館等が対応しています。また、図書館においては、レファレンスサービス*として相談窓口を設置しています。今後、市民がさまざまな情報を気軽に入手でき、学びに関するさまざまな相談に対応できるよう、相談窓口を充実させていく必要があります。

《6年後の目標》

学習情報の提供とともに、生涯学習を積極的に推進する市民との協働による学習相談が行われている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「市民の学習相談窓口を充実させます」

| | | | |
|--------------|---------------------------------|------|------|
| 【118】 | 学習相談窓口の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民の多様な学習ニーズに対応するため、相談窓口を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 学習相談窓口の充実 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|--------------|-----------------------------------|------|------|
| 【120】 | 障がい者に対する情報提供体制の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 点字版や音読版により市広報等を周知し、情報提供の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 企画政策部市長公室 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 音読版のプレクストーク対応によるDAISY*化(ボランティア団体) | ⇒ | ⇒ |

2 カスタマーフォーカス*による意識改革

《評価・課題》

市民満足度調査結果や各種のアンケート調査結果等を活用して、市民の学習ニーズを的確に把握し、施策に反映していく必要があります。

《6年後の目標》

市民満足度調査結果や各施設の利用者、各事業の参加者アンケートなどを通じた意見が活かされて、事業が展開されている状態を目指します。

3 広域情報提供体制の確立

《評価・課題》

図書館において、西多摩地域広域行政圏構成自治体だけでなく、八王子市、昭島市とも相互協定を締結し、大学図書館との連携も進めるなど、市民の利便性の向上に努めてきました。今後、広域な学習情報の提供を更に充実させる必要があります。

《6年後の目標》

近隣自治体や大学の図書館との連携が更に図られ、市民に広域的な学習情報の提供が行われている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「学習情報の広域的な提供を進めます」

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【122】 | 図書館ネットワークの活用【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 学校図書館、近隣大学図書館、類縁機関等との情報ネットワークを活用し、円滑な情報や資料の提供を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 相互貸借事業の充実 | ⇒ | ⇒ |
| | 図書館連携事業の推進 | ⇒ | ⇒ |
| | 大学図書館連携の拡充 | ⇒ | ⇒ |

4 情報収集・提供手段の充実（重点施策）

《評価・課題》

これまで、さまざまな情報収集・提供手段の充実に努め、市内IT環境の整備や市ホームページのリニューアル、公共施設の空き情報・案内システムの導入などを行い、利便性の向上を図ってきました。また、図書館においてはインターネットを利用した蔵書の検索や貸出予約の新システムの導入など、質の高いサービスの提供を図り、学習・読書環境の整備を進めてきました。

今後、多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため、生涯学習情報の収集・提供を推進し、市民が更に利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

《6年後の目標》

市ホームページやデジタルアーカイブの内容の充実が更に図られ、必要なときに必要な情報が、より得やすくなっている状態を目指します。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「情報収集・提供手段を充実させます」

《重点事業》

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【63】 | 地域・行政資料の収集と情報提供の充実【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |
| 【120】 | 障がい者に対する情報提供体制の充実【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |
| 【123】 | あきる野市ホームページの充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 掲載する情報を市民の視点で検討し、利用しやすいホームページとして充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 企画政策部市長公室 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 新着情報、イベントカレンダーで掲載 | ⇒ | ⇒ |
| 【126】 | 図書館資料提供事業の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民の教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、市民の求めに応じて、図書、逐次刊行物、視聴覚資料等の図書館資料及び情報の提供を実施します。市内に所蔵のない図書資料については、都立図書館の協力貸出、都内市区町村立図書館との相互貸借により提供するほか、国会図書館や他県、さらに大学図書館などの相互貸借の調査を行い、提供に努めます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 資料・情報提供の充実 | ⇒ | ⇒ |
| | 協力貸出事業の実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 相互貸借事業の実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 国会図書館等資料調査事業の実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 国会図書館の電子資料サービスの研究 | ⇒ | ⇒ |
| 【127】 | 図書館電子情報提供の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 地域の情報拠点として、図書資料に加えて電子化された資料の収集を進めるとともに、オンラインデータベースをはじめインターネット上にあるさまざまな情報が得られるよう取り組みます。 また、電子書籍の導入についても検討を進めます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 電子書籍の導入検討 | ⇒ | ⇒ |
| | インターネット情報検索端末の提供 | ⇒ | ⇒ |
| | オンラインデータベースの提供 | ⇒ | ⇒ |

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

| | | | |
|-------|---|------|---------------|
| 【128】 | 図書館レファレンス事業の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民が必要とする資料や情報を効率よく入手できるように援助する（レファレンスサービス）とともに、電子化された情報の活用も含め、より専門的な情報が得られるよう支援します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | レファレンス研修の充実 | ⇒ | ⇒ |
| | 契約データベースの精査 | ⇒ | ⇒ |
| | 図書館使い方講座の開催 | ⇒ | ⇒ |
| | 各種パスファインダーの作成 | ⇒ | ⇒ |
| | あきる野ふるさとのはかせの作成 （子どもレファレンスシート） | ⇒ | ⇒ |
| 【129】 | 市民参加による生涯学習情報システムの整備・運営【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民がさまざまな分野において生涯学習が行えるよう、市民参加により、在宅学習の支援、双方向の情報収集・提供が可能な情報システムを構築し、運用を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 効率的な生涯学習情報システムの研究 | ⇒ | 生涯学習情報システムの運用 |

IV 「学びの環境をつくる」（生涯学習関連施設の整備と充実）の課題

生涯学習関連施設の整備については、東部図書館エル、中央図書館の建設をはじめ、公民館別館の増築、秋川体育館の耐震化、五日市会館及び五日市図書館のリニューアル等、良好な施設づくりを進めてきました。また、既存の施設の有効活用と適正利用を進めています。なお、ITを利用した施設の空き状況の検索や予約が一部の施設で始められており、市民に利用しやすい施設環境の整備を進めています。

また、市では施設の管理運営経費の縮減と民間ノウハウの導入による市民サービスの向上など、効率的・効果的な運営を進めるため指定管理者制度を導入しており、現在、五日市ファインプラザ、市民プール、あきる野ルピア、秋川キララホール、秋川体育館及び中央公民館に導入しています。さらに、本庁舎1階のコミュニティホールは、平日の展示等の活動発表等のほか、日曜日に市民の音楽団体の活動の場として開放するなど、開かれた市役所づくりを進めています。

一方、学校施設については、現在すべての校舎、体育館が耐震化され、児童・生徒の安全な学習環境整備が図られ、校庭、体育館、武道場等を一般開放し、スポーツ・生涯学習の場として多くの団体に利用されています。

1 施設開放の推進

《評価・課題》

現在、学校開放事業として、市立小中学校の校庭、体育館、武道場等を一般開放し、主に市民のスポーツ活動の場として多くの団体に利用されています。また、庁舎1階のコミュニティホールは、平日には展示等の活動発表のほか、日曜日には市民音楽団体の活動に活用されるなど、開かれた市役所づくりを進めています。

《6年後の目標》

これまでより多くの市民が、施設の一般開放を利用している状態を目指します。

2 適正な人員配置の推進

《評価・課題》

公民館、図書館等の社会教育施設について、非常勤職員の配置についても図書館司書、学芸員有資格者等の配置に努めてきましたが、なお不十分な状況にあります。

《6年後の目標》

市民の生涯学習活動を支援するために、専門的知識を持った職員がより多く配置され、市民とともに生涯学習を推進している状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「適正な人員配置を推進します」

| 【133】 | 生涯学習推進のための適正な人員配置の推進【重点事業】 | | |
|-------|---|------|------|
| 目的・内容 | 社会教育施設について、図書館司書、学芸員有資格者等、市民の学習支援のための専門的知識を持った職員を配置し、効率的かつ効果的な生涯学習の推進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 総務部職員課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 適正配置の実施 | ⇒ | ⇒ |

3 市民の利用しやすい施設の充実（重点施策）

《評価・課題》

生涯学習関連施設については、平成17年に東部図書館エルを、平成19年には中央図書館を開館し、図書館ネットワークを整備しました。また、公民館別館の増築、秋川体育館や五日市郷土館の耐震化、五日市会館や五日市図書館のリニューアル、更に秋川キララホールとあきる野ルピアの空調設備の改修等、既存施設の改修を進め、良好な施設づくりを進めました。また、行政改革の一環として運営の改善にも取り組み、五日市ファインプラザ、市民プール、あきる野ルピア、秋川キララホール、秋川体育館及び中央公民館に指定管理者制度を導入し、経費の縮減を図りながら、市民の

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

利用しやすい施設づくりに努めてきました。また、五日市保健センターや市役所別館を学童クラブに活用するなど、既存施設の有効利用を図りました。また、ITを活用し、パソコンで施設の空き状況の検索ができる環境を整え、図書館では平成27年に新たなシステムを導入し、利便性の高いサービスを提供するなど、市民が利用しやすい施設環境の整備を進めました。また、交流施設の一つである温浴施設「秋川溪谷瀬音の湯」は平成19年の開館以来、現在まで非常に多くの方に利用されてきています。

《6年後の目標》

図書館や中央公民館などが多くの市民に利用され、市民の学習・交流の拠点となり、また、体育施設・文化施設で市民との協働によりさまざまな事業が展開され、多くの市民が活動している状態を目指します。

《各具体的施策における重点事業》

具体的施策 「図書館を充実させます」

| 【136】 | 図書館情報システムの拡充【重点事業】 | | |
|-------|--|-------------|------------|
| 目的・内容 | いつでも・どこでも・だれもが求める情報を手に入れられるよう、IT技術を活用して利用者の利便性の向上を図ります。 図書館ホームページからの利用案内や資料に関する情報の提供・発信に加え、予約、貸出期限の変更など資料提供に関するサービスの拡充に取組みます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | IT技術を活用した情報提供・ 発信の充実 フェリカ活用の実施 | ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ |
| | | マイナンバー活用の検討 | ⇒ |
| 【138】 | 市域を網羅する図書館サービス網の整備【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | サービス拠点から遠い地域における図書館サービスの提供について、IT技術の活用や物流を含め、効果的・効率的な方法を検討するとともに取組を進めます。 予約本の提供方法や返却ポストの配置についても再検討し、広い市域のどこからでも、だれもが利用できる図書館を目指します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 予約資料提供拠点・方法の検討 | ⇒ | ⇒ |
| | 配送サービスの検討 | ⇒ | ⇒ |
| | 返却ポスト設置場所の再検討 | ⇒ | ⇒ |
| | 物流システムの検討 | ⇒ | ⇒ |

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

| | | | |
|--------------|---|-----------------------|-----------------------|
| 【139】 | 効果的、効率的な図書館運営の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 利用者サービスの向上を図るため、職員体制と職層毎の担当業務を整理するとともに、シフトの調整を行って効率的な図書館運営を推進します。 市民の高度で多様な要求に対応できる専門的職員の適切な配置を推進するとともに、職員の資質・能力の向上を図るため、継続的・計画的な研修機会の確保と拡充を図ります。 また、業務委託を行っている増戸分室については、実績の評価を行うとともに次期の運営形態の検討と手続きを進めます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 業務区分の明確化 効率的なカウンター・スタッフ 配置の検討 都立図書館等への研修派遣 増戸分室業務委託の評価 次期受託者選定手続き | ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ |

| | | | |
|--------------|--|-------------|-------------|
| 【140】 | 市民ニーズを反映した図書館運営の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 各種サービスの実施状況や到達度など、図書館運営の各分野にわたる利用者アンケートを実施するとともに、サービス実績の分析、図書館協議会への諮問などによって、市民のニーズにあった図書館運営の推進に努めます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 図書館協議会の運営 利用者アンケートの実施 図書館統計の作成・データ分析 | ⇒ ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ ⇒ |

具体的施策 「体育施設・文化学習施設等を充実させます」

| | | | |
|--------------|---|------|------|
| 【142】 | スポーツ施設の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | スポーツ施設の改良・改修・整備を進め、市民の生涯スポーツの拠点施設を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 施設環境の整備 | ⇒ | ⇒ |

V 「学びをつなぐ」（人材育成の充実）の課題

生涯学習を推進するための人材の育成に関しては、平成17年度に生涯学習コーディネーター養成講座を開設し、これまで継続して実施しています。これにより、生涯学習事業の企画・立案、活動調整、学習相談等に主体となって活動する人材が着実に育ってきています。そして、自主的に学び、学んだことを活かして地域等の活動に参画する場面も増えてきています。市民解説員や図書館ボランティア等が活躍する機会が増えています。さらに、経験や技術を持った市民が指導者・協力者として登録している生涯学習人材バンク事業も活用の場が継続されており、学校活動やPTA活動を中心に、派遣・紹介を行っています。しかしながら、登録者の高齢化や活用件数の伸び悩み、活用分野の偏りなど課題もあります。市民が学習や経験で得た成果を活かし、地域社会へ還元することは、生きがいを生み、自らを高めることにつながります。これからの高齢化社会の中で、今後積極的に推進していく必要があります。そのためには、市民が生涯学習推進の主体として活動しやすい環境の整備を進め、また、市民と市民をつなぐコーディネーターの役割を市民自ら行うなど、市民による人材ネットワークを構築する必要があります。

1 人材バンクの充実と活用（重点施策）

《評価・課題》

学習や経験を活かして、社会や地域で貢献しようとしている市民を人材バンクに登録し、指導等を必要としている人に紹介するなど、「知の循環型社会」づくりにつながる活動の充実に取り組みました。しかしながら、現状として、活用件数が伸び悩み、活用分野に偏りがあるなどの課題があります。地域による学校支援・教育支援が注目される中で、そうしたさまざまな場を活用するなど、今後さらに手法の見直しを図り、事業の充実を図る必要があります。

《6年後の目標》

さまざまな分野にわたり、より多彩な支援方法を有する多くの市民が登録し、放課後子ども教室事業^{*}や団体活動等のさまざまな場で多くの市民が活動している状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「生涯学習支援者バンク等の充実を図ります」

| 【147】 | 生涯学習人材バンク事業の充実【重点事業】 | | |
|-------|---|-------------------------------|--------|
| 目的・内容 | 学校支援地域本部事業による学校ボランティアの把握を進めるとともに、青少年の体験活動等における情報提供、支援者の紹介等の充実を図るため、登録者の募集、支援活動の場の確保等、地域貢献につながる事業の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 登録者の募集 登録者の活用方法の検討 | ⇒ 学校支援ボランティアを含めた人材バンク事業の充実 | ⇒ ⇒ |
| 【148】 | 市民解説員活動の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | あきる野の歴史・文化に関する学習成果を活かした市民解説員の地域活動の場を確保し、学習成果をまちづくりに活かす活動の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 地域活動の場の拡充 | ⇒ | ⇒ |

2 指導者の育成及び支援事業の充実（重点施策）

《評価・課題》

生涯学習の推進役となる生涯学習コーディネーターの養成を、平成17年度から進めてきました。現在およそ50名の市民が「生涯学習コーディネーターの会」に入会し、「学びプラン」に基づく「市民による市民のための市民による生涯学習」を市との協働により推進しています。市は事業委託等を行い、団体と連携した各種講座の開催や研修、シンポジウムの開催などの推進事業を展開しています。また、市民解説員は学習成果を活かした学習の実践に努め、自らが企画立案・運営する「地域めぐり」や「研究発表会」などを行い、これらを通して、まちづくりにつながる市民の学習を推進しています。

そして、スポーツ活動については、NPO法人を取得したあきる野市体育協会の加盟団体により、リーダー及びジュニアの養成研修等、育成活動が取り組まれています。さらに、スポーツ推進委員会を中心に、身近なスポーツの紹介と体験の場づくりを進め、「市民一人が1スポーツ」を目指し取り組んでいます。また、平成22年に秋川地域を中心に活動するあきる野総合スポーツクラブ（アスポルト）※が、平成24年には五日市地域を中心に活動する五日市総合型地域スポーツクラブ（五日市クラブ）※が設立され、生涯スポーツの振興のための各種の事業が展開されています。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

《6年後の目標》

学習や経験で得られた成果を社会に還元する活動が、体育協会や文化団体連盟の団体等、数多くの団体により、各分野で広く展開されいている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援を図ります」

| | | | |
|-------|----------------------|----|----|
| 【148】 | 市民解説員活動の充実【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |
|-------|----------------------|----|----|

| | | | |
|-------|---|-------------|------|
| 【149】 | 生涯学習コーディネーター等指導者認定養成講座の開催【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民による生涯学習を推進するために中心となって市民と市民をつなぐコーディネーターの人材を養成するため、指導者認定講座を開催します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 生涯学習コーディネーター養成講座の開催 | ⇒ 指導者の育成 | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【150】 | 生涯学習指導者研修会の開催【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 生涯学習推進の主体となって活動する市民を対象に、生涯学習指導者*研修会を開催します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 生涯学習指導者研修会の開催 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【151】 | スポーツ指導者の育成・支援【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | スポーツ推進委員をはじめ、体育協会加盟の各連盟指導者を育成・支援し、市民のスポーツ活動の活性化を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 指導者を育成・支援する | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|-------------|------|
| 【157】 | 図書館ボランティアの育成【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 視覚障がい者への音訳、幼児に対する読書導入事業（おはなし会）をはじめ、図書館サービスの各分野において市民との協働を推進するため、各種ボランティアの養成講座等を開催して技術・知識の習得を支援します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 障がい者サービスボランティア養成 | ⇒ | ⇒ |
| | 児童サービスボランティア養成 | ⇒ | ⇒ |
| | 整架ボランティア養成 | ⇒ | ⇒ |
| | 新規図書館サービスボランティアの養成 | 新規ボランティアの活動 | ⇒ |

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【158】 | 学習ボランティア養成事業の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 学習成果等を活かした社会貢献活動に関心のある市民が参加できるよう、市民解説員、ITボランティア等生涯学習ボランティア養成事業を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市民ニーズに応じた対応を検討する | ⇒ | ⇒ |

3 市民の自主的な活動の促進（重点施策）

《評価・課題》

市では、「市民との協働を進めよう」をスローガンに市民の自主的な活動をまちづくりに活かすための取組を行っています。例えば、「郷土の恵みの森構想」において、地域活性化に取組む地元町内会・自治会等とともに子ども体験塾の実施、山林整備や昔道、散策路の整備等を行っています。また、秋川キララホールでNPO法人と協働して事業が行われるなど、市民の自主性と自発性を尊重し、パートナーシップに基づく活動が広がりつつあります。

《6年後の目標》

市民による自主的・主体的な活動が、行政と協働して広く展開している状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「NPO等市民の自主的な活動を促進します」

| | | | |
|-------|--------------------------|----|----|
| 【115】 | 市民組織との連携・協働の推進【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |
|-------|--------------------------|----|----|

4 市職員研修の充実

《評価・課題》

職員は、市民サービスの向上に努めるため、常に研鑽に取り組むことが必要です。継続的な研修の機会として、課題別研修や職種別研修等、市町村職員研修所等と連携し、実施しています。また、職場研修(OJT)も日々の業務を円滑かつ正確に遂行するための研修として取り組んでいます。さらに、職務上あるいは行政課題等に必要な通信講座の受講などに対する補助制度等を設け、資質の向上に努めています。今後、成果がいかにか市民サービスの向上に寄与しているかを検証しながら進めていく必要があります。

《6年後の目標》

職員による自主研修や職場研修が継続的に実施され、一般職員をはじめ、専門職員のスキルが高まり、市民サービスの向上につながっている状態を目指します。

VI 「学びを創る」(社会参加活動の充実)の課題

生涯学習は、個人の学習の営みを基本にしながら、その成果をグループや地域社会に広げ、まちづくりへと活かしていくことが重要です。

あきる野市においては、文化団体連盟、体育協会、郷土芸能連合会等の社会教育活動団体は個々の団体を含めると1,000団体近くになっており、さまざまな分野において市民の自主的な活動が活発に行われています。また、地域コミュニティ団体による地域住民の福祉、健康の向上のための取組も行われています。また、「郷土の恵みの森構想」に基づく、子ども自然体験塾や昔道・尾根道づくり、里山植樹体験等、体験活動を伴う参加事業も増えてきており、多様な参加の機会がつけられています。

市では、平成20年に多くの市民が行政活動へ参画できる機会を増やす取組として、市の所管である各種の委員会の委員等の選任に関する指針を定め、再任の回数制限や兼任の制限等を行いました。

さらに、市では、市民との協働によるまちづくりを目指し、市民の自主的な活動と行政活動のそれぞれの役割を活かした、協働による活動を推進しています。今後は、これまでの団体活動支援に加え、地域活性化等につながる学習活動に対する支援制度等を設け、課題解決へ取り組む市民団体を支援することが必要です。更に、市民団体の主体性と自主性を損なうことなく、市民の果たす役割と行政の役割をそれぞれが互いに確認しあいながら、パートナーシップを確立することが必要です。そして事業の企画立案・運営をはじめ、施設の管理運営についても市民が積極的に参画できる体制づくりなど、市民の社会参加活動を推進するための環境の整備に取り組む必要があります。

1 支援事業の充実(重点施策)

《評価・課題》

あきる野市には多くの生涯学習活動をしている団体があり、さまざまな分野において市民の自主的な活動が活発に行われています。それらの活動を支援することにより、より積極的な相互協力や市民文化の向上が図られ、心豊かな市民生活が営まれることにつながっています。

一方、学習ニーズが多様化し、学習方法の選択肢が広がっている中で、学習形態も変化してきています。学習成果を活かした社会参加活動に対する支援や、その方法については、これまでの社会教育関係団体等への活動支援に加え、個人の学習意欲を基本とした学習機会の提供に努めてきました。生涯学習コーディネーター養成講座の修了者により組織された生涯学習コーディネーターの会による「ふれあい市民塾」など、学習機会提供の取組が継続して実施され、これまで参加してこなかった市民の活動が活発になってきています。

また、自分の住む地域の安全で安心できる環境づくりを目指し、町内会・自治会が中心となって「防災・安心地域委員会」が組織され、市と市民との協働による活動が活発に展開されています。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

《6年後の目標》

さまざまな分野で地域、各種団体による社会参加活動が更に活発になっている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「市民の社会参加活動を支援します」

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【115】 | 市民組織との連携・協働の推進【重点事業】（再掲） | 展開 | 継続 |
| 【160】 | 地域コミュニティ活動の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 町内会・自治会等をはじめ、地域のさまざまなコミュニティ活動助成等支援を充実し、地域社会の活性化を推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 総務部地域防災課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 活動の助成等支援の実施 | ⇒ | ⇒ |
| 【163】 | 事業の共催、後援等による自主的学習の支援の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 社会教育関係団体等市民組織が行う公益的活動に対し、共催・後援等により支援の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 総務部総務課、教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 共催、後援等による支援 | ⇒ | ⇒ |
| 【164】 | 図書館ボランティアの活動支援事業の実施【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 児童サービスボランティア、障がい者サービスボランティア、図書館サービスボランティア等、各種ボランティアの活動の場を提供するとともに、活動を行う上での課題解決や情報交換など、活動しやすい環境を整えるための事業を実施します。また、機器や技術の変化に伴うフォローアップの取組により、継続して活動できるよう支援します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 活動の機会と場の提供 | ⇒ | ⇒ |
| | 交流会等の実施 | ⇒ | ⇒ |
| | フォローアップ支援 | ⇒ | ⇒ |

2 学習グループ・サークル等の育成（重点施策）

《評価・課題》

学習グループ・サークルの育成については、学習相談や社会教育関係団体登録事務等において、求めに応じた指導・助言を行っています。また、新たな学習支援形態として、公民館では「市民企画講座」を継続して実施し、さまざまな地域課題や社会課題に対し、市民自らが課題解決のためのプログラムを企画・立案して講座等を実施する機会を提供しています。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

さらに、「健康あきる野21計画」に基づき、健康づくり推進協議会や健康づくり市民推進委員会によって各種の自主的な事業が実施されており、市民との協働による健康づくり事業が展開されています。

《6年後の目標》

市民自らが課題解決のため、自らの企画・提案による事業が活発に行われている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「学習グループ・サークルの育成を図ります」

| | | | |
|--------------|--|------|------|
| 【165】 | 市民の自主企画運営事業への支援の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民学習グループや市民組織が行う自主企画事業に対する支援を充実するとともに、その制度化を検討し、市民の生涯学習活動を促進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 全課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市民企画講座の実施のほか新たな支援制度の検討 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|--------------|--|------|------|
| 【166】 | 自主グループの育成の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 公民館事業等で結成されたグループが、自立した活動へつながるための支援を行い、自主グループの育成の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 講座事業から自主活動グループの育成を図る | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|--------------|--|------|------|
| 【168】 | 健康づくり市民推進委員等市民の自主的活動の支援の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 身近な地域での健康づくり活動を推進するため、健康自主グループや健康づくり市民推進委員の研修の場等を充実し、活動を支援します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部健康課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 健康づくり市民推進委員等が地域で実施する健康活動の支援を実施 | ⇒ | ⇒ |

3 学習団体のネットワーク化の推進（重点施策）

《評価・課題》

市内で活動する学習団体のネットワークの形成を目指し、団体等の連携による文化祭や生涯学習シンポジウムの開催、人材バンク登録者や施設利用者との交流会等を開催し、その推進に努めています。

《6年後の目標》

生涯学習の推進に取り組む団体により、相互交流や相互連携が活発に行われている状態を目指します。

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「学習団体等のネットワークづくりを支援します」

| | | | |
|-------|---|------|-----------|
| 【169】 | 生涯学習団体のネットワークの構築【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市内で活動するさまざまな学習団体が連携協力し、生涯学習活動を推進するため、情報交換や連絡調整の場を整備するなど、ネットワークを構築します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | ネットワークづくりの検討 | ⇒ | ネットワークの構築 |

4 市民の交流と団体活動成果発表の機会の充実（重点施策）

《評価・課題》

市民の交流と学習成果発表等の場として、市民文化祭や市民スポーツ・レクリエーション大会、総合スポーツ祭、産業祭、リサイクルフェア等を開催し、その実施主体として市民団体と実行委員会を組織し、協働による取組として実施しています。

《6年後の目標》

市民の交流の場としての市民文化祭、総合スポーツ祭、産業祭等の既存のイベントの充実を図るとともに、新たな生涯学習を通じた市民の活動発表の場として「（仮称）生涯学習フェスティバル」が開催されている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「市民の交流と成果発表の場の充実を図ります」

| | | | |
|-------|-------------------------|------|------|
| 【176】 | 各種学習発表会の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 市民の各種学習成果の発表の機会を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 文化祭等を活用した発表の機会の拡充を図る | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【177】 | 展示施設の積極的活用の推進【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 芸術文化活動団体が、ルピア展示室、公民館市民ギャラリー、五日市地域交流センター等展示施設を活用し、活動成果を発表する機会を積極的に推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 展示施設の活用のほか芸術文化活動団体の事業を後援するなど発表の機会を推進 | ⇒ | ⇒ |

5 奉仕活動等の社会参加活動の促進（重点施策）

《評価・課題》

第7章

施策目標の課題、施策の方向の評価と課題、重点事業、6年後の目標

次代を担う青少年の育成にあたり、優しい気持ちや思いやりの心を育むための機会として、学校等における奉仕活動・体験活動を支援しています。特に、学校では、事業所等の協力を得て、中学2年生全員が3日間の職場体験を行い、人の役に立つといった社会貢献活動の大切さを学び、望ましい社会性や勤労観、職業観を育む機会を作っています。

《6年後の目標》

奉仕活動、自然体験や職場体験活動等、人と接する体験を通してコミュニケーションの大切さを理解し、優しい気持ちや心が育まれ、望ましい社会性や勤労観、職業観が育まれている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「青少年の社会参加活動を促進します」

| | | | |
|-------|--|-----------|-----------|
| 【28】 | 図書館インターンシップ事業の充実【重点事業】（再掲） | 展開 | 新規 |
| 【178】 | 夏！体験ボランティア事業の支援【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 日頃ボランティア活動に接する機会の少ない子どもや社会人を対象に、ボランティア体験を通して、やさしい気持ちや思いやりの心を育む体験の機会を支援します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部生活福祉課（社会福祉協議会） | | |
| 実施年度 | 27年度 体験事業実施の支援 | 28年度 ⇒ | 29年度 ⇒ |
| 【179】 | 学校における奉仕活動の体験を活かした学習の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 豊かな人間性を育むため、「総合的な学習の時間」を活用し、福祉施設、地域等の協力により、地域の特性・条件を活かした奉仕活動の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部指導室 | | |
| 実施年度 | 27年度 地域の資源を活用した総合的な学習の時間の充実 | 28年度 ⇒ | 29年度 ⇒ |
| 【180】 | 奉仕活動・体験活動の機会の充実【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 青少年体験活動等支援センターにおいて人材の紹介、調整等を行い、子どもたちの奉仕活動・体験活動の機会の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 生涯学習支援者バンクを活用した体験活動の推進 | 28年度 ⇒ | 29年度 ⇒ |

6 地域での活動機会の拡充（重点施策）

《評価・課題》

学習成果を活かした社会貢献活動は、地域づくり活動へと展開させていくことが重要です。今日の社会環境の中では、特に必要な取り組みであり、「防災・安心地域委員会」などをはじめ、地域の人々が連携し、活発な活動が展開されています。市と市民との協働はもとより、市民同士、市民団体同士の連携・協力による協働事業を定着させるため、地域における活動機会を拡充する必要があります。

《6年後の目標》

「防災・安心地域委員会」など、地域でのさまざまな活動がより活発になっている状態を目指します。

《具体的施策における重点事業》

具体的施策 「地域における活動の機会の充実を図ります」

| | | | |
|--------------|--|------|------|
| 【182】 | 市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 新たな組織づくりの基盤ともなる各種市民講座の充実を図り、市民活動の場の確保を支援し、誰でも自由に参加・活動できる環境を整備します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 関係各課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 各種市民講座等の開催により学習機会の提供を進め、市民活動の場を確保する | ⇒ | ⇒ |
| 【183】 | 地域情報化への市民参加の仕組みづくり【重点事業】 | | |
| 目的・内容 | 電子メール※による意見、提言、パブリック・コメント※などを行政の計画・施策に反映していくためのルール作りや制度面での参加の仕組みづくりを検討します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 企画政策部市長公室 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | ホームページからの意見に回答し、内容を充実させる | ⇒ | ⇒ |

第8章

「学びプランⅢ」の施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

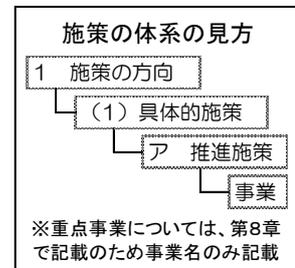
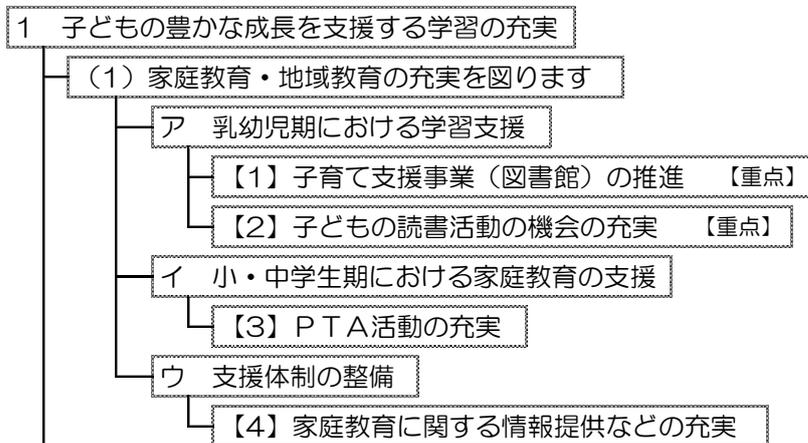
施策の目標

I 学びをつむぐ(学習機会提供の充実)

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

(1) 家庭教育・地域教育の充実を図ります

<施策の体系>



ア 乳幼児期における学習支援

| | | | |
|-----|-----------------------|----|----|
| 【1】 | 子育て支援事業(図書館)の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【2】 | 子どもの読書活動の機会の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |

イ 小・中学生期における家庭教育の支援

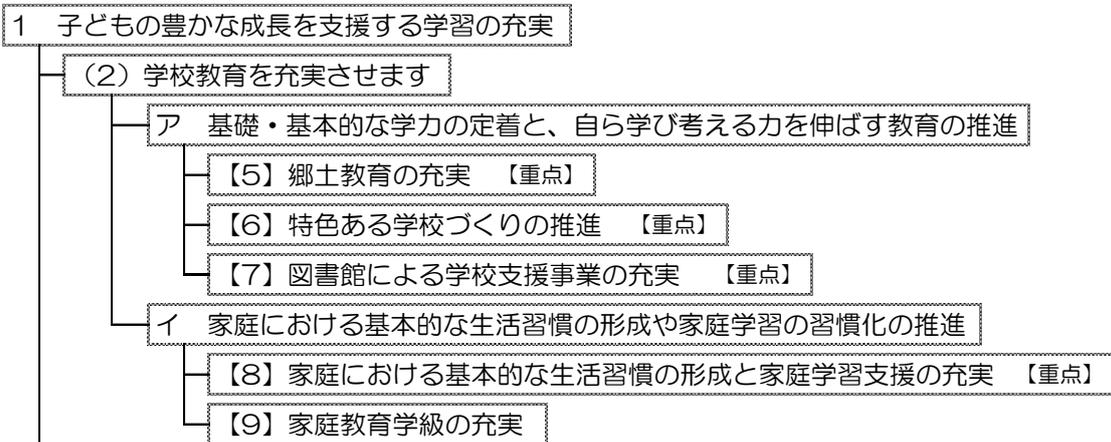
| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【3】 | PTA活動の充実 | | |
| 目的・内容 | 学校と保護者が協力し、よりよい家庭教育や学校教育、さらに子どもが豊かに育つことができるような住みよい地域社会づくりを目指して行うPTA活動の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部指導室 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 各学校の実態に即した学校とPTAの連携の強化 | ⇒ | ⇒ |

ウ 支援体制の整備

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【4】 | 家庭教育に関する情報提供等の充実 | | |
| 目的・内容 | 家庭教育に関するリーフレット等の配布などの情報提供や家庭教育学級を実施します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | リーフレット等の配布 家庭教育学級の実施 | ⇒ | ⇒ |

(2) 学校教育を充実させます

<施策の体系>



ア 基礎・基本的な学力の定着と自ら学び、考える力を伸ばす教育の推進

| | | | |
|-----|-----------------------|----|----|
| 【5】 | 郷土教育の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【6】 | 特色ある学校づくりの推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【7】 | 図書館による学校支援事業の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |

第8章

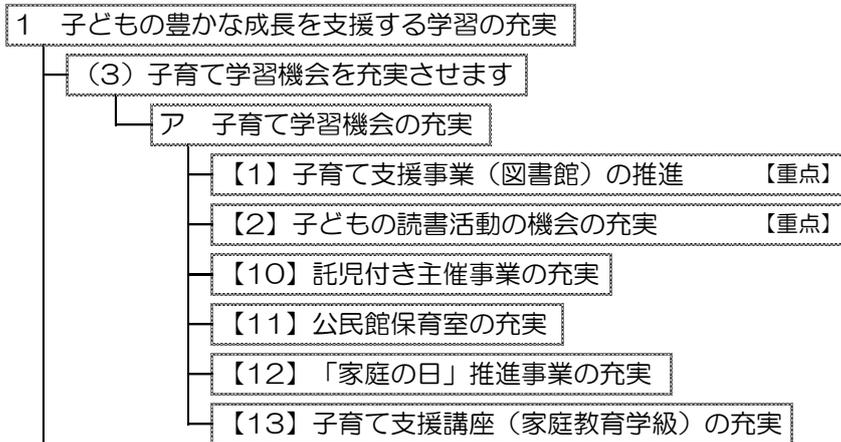
施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

イ 家庭における基本的な生活習慣の形成や家庭学習の習慣化の推進

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【8】 | 家庭における基本的な生活習慣の形成と家庭学習支援の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【9】 | 家庭教育学級の充実 | | |
| 目的・内容 | 児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を保護者自身が体系的・総合的に学習する場の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 家庭教育学級の実施 | ⇒ | ⇒ |

(3) 子育て学習機会を充実させます

<施策の体系>



ア 子育て学習機会の充実

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【1】 | 子育て支援事業（図書館）の推進【重点事業】 | 展開 | 新規 |
| 【2】 | 子どもの読書活動の機会の充実【重点事業】 | 展開 | 新規 |
| 【10】 | 託児付き主催事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 子育て中の親が、育児や子どもの成長に関する学習を受けられるよう、託児付き講座教室等を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 託児付き家庭教育学級の実施 | ⇒ | ⇒ |

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

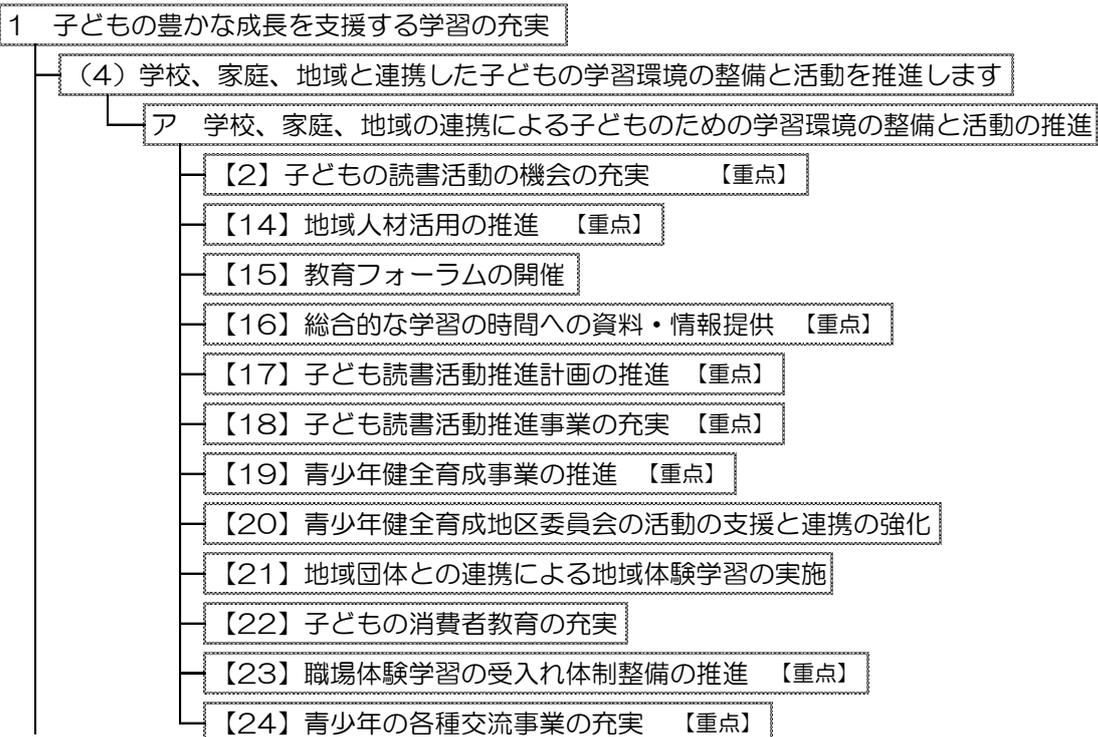
| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【11】 | 公民館保育室の充実 | | |
| 目的・内容 | 子育て中の親が、活動や学習の機会が持てるよう公民館保育室の活用を促進し、その充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 保育室活用の促進を図る | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【12】 | 「家庭の日」推進事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 「絵画」「作文」募集、親子鑑賞会等の事業を充実し、「家庭の日」の趣旨を市民に周知し、家族のあり方、家庭の大切さについて考える機会の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 親子鑑賞会等推進事業の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---------------------------------------|------|------|
| 【13】 | 子育て支援講座（家庭教育学級）の充実 | | |
| 目的・内容 | 子育て支援に関する学習の機会として、家庭教育学級等学習の場を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 実施年度 | 27年度 |
| | 子育て支援講座の実施 | ⇒ | ⇒ |

（４）学校、家庭、地域と連携した子どもの学習環境の整備と活動を推進します

<施策の体系>



第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

ア 学校、家庭、地域の連携による子どものための学習環境の整備と活動の推進

| | | | |
|-------|--|---------------------------------|----------------|
| 【2】 | 子どもの読書活動の機会の充実【重点事業】 | 展開 | 新規 |
| 【14】 | 地域人材活用の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【15】 | 教育フォーラムの開催 | | |
| 目的・内容 | 学校における体験活動の推進、家庭教育のあり方等の課題について、各層の市民が集い、話し合う場として開催します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部指導室 | | |
| 実施年度 | 27年度 市P連と連携した教育フォーラムの開催 | 28年度 ⇒ | 29年度 ⇒ |
| 【16】 | 総合的な学習の時間への資料・情報提供【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【17】 | 子ども読書活動推進計画の推進【重点事業】 | 展開 | 新規 |
| 【18】 | 子ども読書活動推進事業の充実【重点事業】 | 展開 | 新規 |
| 【19】 | 青少年健全育成事業の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【20】 | 青少年健全育成地区委員会の活動の支援と連携の強化 | | |
| 目的・内容 | それぞれの地域にあった方法で青少年の健全育成を推進していけるように、市内10小学校区及び市内6中学校区にある青少年健全育成団体が行う活動を支援するとともに共催による事業展開を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 青少年健全育成団体の活動の支援 | 28年度 ⇒ 地域の特性に応じた運営組織体制の整備 | 29年度 ⇒ ⇒ |
| 【21】 | 地域団体との連携による地域体験学習の実施 | | |
| 目的・内容 | 学校、家庭、地域が協力し、体験を通して課題の解決に取り組む事業を支援します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 民俗芸能、祭礼、どんど焼き等地域の伝統行事等に対する指導助言 | 28年度 ⇒ | 29年度 ⇒ |
| 【22】 | 子どもの消費者教育の充実 | | |
| 目的・内容 | 子どもを対象とした消費生活講座の実施等により、消費者としての意識を培う学習の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部観光商工課 | | |
| 実施年度 | 27年度 消費者啓発事業の実施 | 28年度 ⇒ | 29年度 ⇒ |
| 【23】 | 職場体験学習の受け入れ体制整備の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |

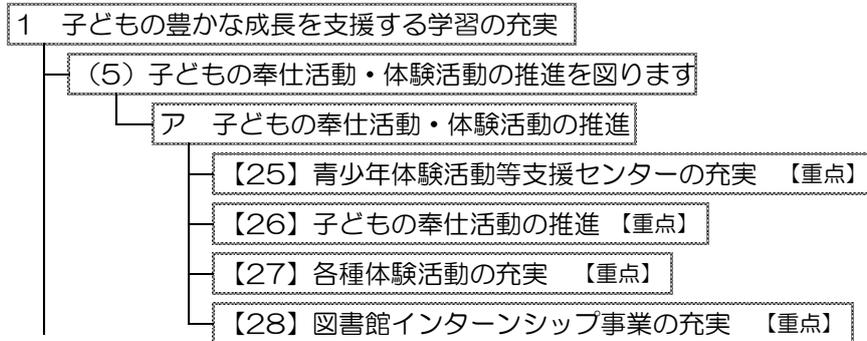
第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|------|---------------------|----|----|
| 【24】 | 青少年の各種交流事業の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|------|---------------------|----|----|

(5) 子どもの奉仕活動・体験活動の推進を図ります

<施策の体系>

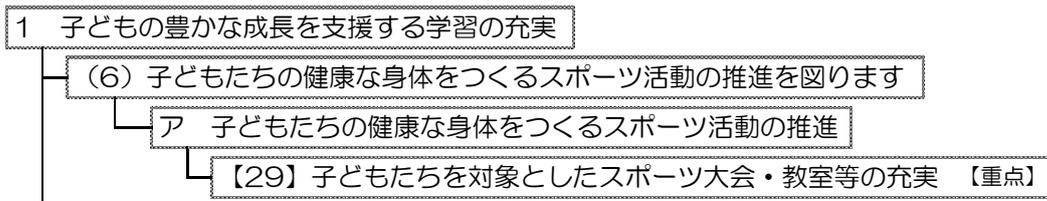


ア 子どもの奉仕活動・体験活動の推進

| | | | |
|------|-------------------------|----|----|
| 【25】 | 青少年体験活動等支援センターの充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【26】 | 子どもの奉仕活動の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【27】 | 各種体験活動の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【28】 | 図書館インターンシップ事業の充実【重点事業】 | 展開 | 新規 |

(6) 子どもたちの健康な身体をつくるスポーツ活動の推進を図ります

<施策の体系>



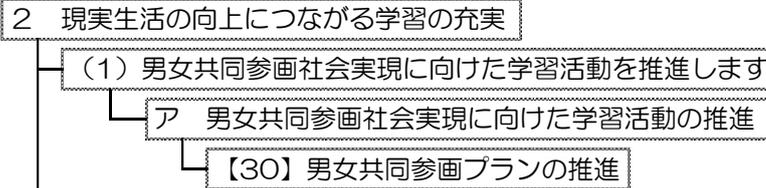
ア 子どもたちの健康な身体をつくるスポーツ活動の推進

| | | | |
|------|--------------------------------|----|----|
| 【29】 | 子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|------|--------------------------------|----|----|

2 現実生活の向上につながる学習の充実

(1) 男女共同参画社会実現に向けた学習活動を推進します

<施策の体系>

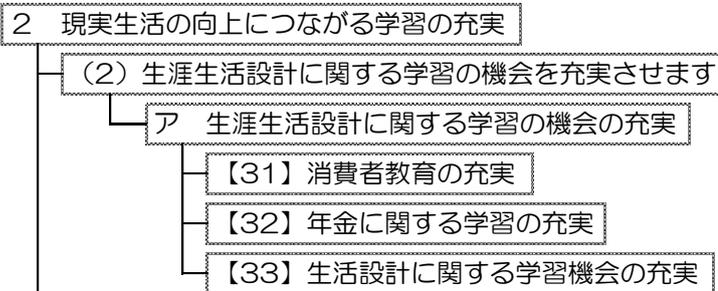


ア 男女共同参画社会実現に向けた学習活動の推進

| | | | |
|-------------|---|------|------|
| 【30】 | 男女共同参画プランの推進 | | |
| 目的・内容 | 男女共同参画社会の実現に向けて、平成25年3月に策定した「第3次あきる野男女共同参画プラン」に基づく施策を推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 関係各課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | プランに基づく施策の推進 | ⇒ | ⇒ |

(2) 生涯生活設計に関する学習の機会を充実させます

<施策の体系>



ア 生涯生活設計に関する学習の機会の充実

| | | | |
|-------------|---------------------------------|------|------|
| 【31】 | 消費者教育の充実 | | |
| 目的・内容 | ライフプランニング等の消費課題に関する講座等の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部商工観光課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 消費生活講座等の実施 | ⇒ | ⇒ |

第8章

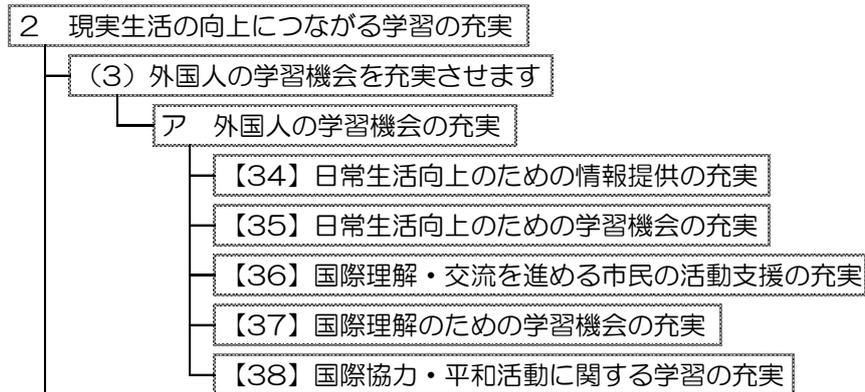
施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【32】 | 年金に関する学習の充実 | | |
| 目的・内容 | 年金制度に対する市民の理解を推進するため、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 市民部保険年金課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 年金情報提供の充実 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【33】 | 生活設計に関する学習機会の充実 | | |
| 目的・内容 | 男女共同参画の基盤となる生活設計に関する課題学習の機会として、ライフフォーラム等の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | ライフフォーラムの実施 | ⇒ | ⇒ |

(3) 外国人の学習機会を充実させます

<施策の体系>



ア 外国人の学習機会の充実

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【34】 | 日常生活向上のための情報提供の充実 | | |
| 目的・内容 | 外国籍の市民が生活情報や行政情報等を得やすい体制を整備し、その充実を図ります。（転入時に各課からの依頼によるパンフレット等の配布） | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 市民部市民課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 生活情報等を得やすい体制の充実を図る | ⇒ | ⇒ |

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【35】 | 日常生活向上のための学習機会の充実 | | |
| 目的・内容 | 日本語習得のための学習やあきる野市を理解するための学習機会の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 学習に関する問合せ、相談に対する支援 | ⇒ | ⇒ |

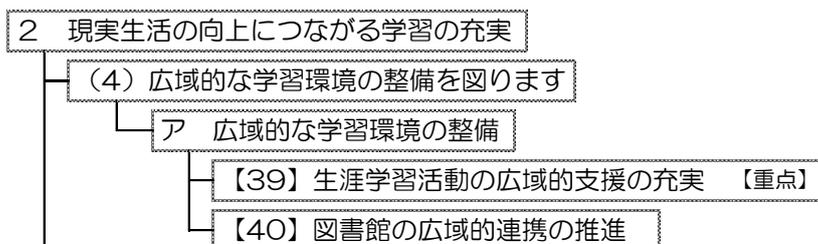
| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【36】 | 国際理解・交流を進める市民の活動支援の充実 | | |
| 目的・内容 | 国際交流活動団体の育成を図り、諸外国からあきる野市を訪れる人々のホームステイの受入れや市民との交流活動に対する支援を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 企画政策部企画政策課、教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市民による交流活動の支援 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【37】 | 国際理解のための学習機会の充実 | | |
| 目的・内容 | 市民が外国の文化を理解し、相互交流ができるよう、「国際理解講座」等学習機会の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市民サークルの活用を検討 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【38】 | 国際協力・平和活動に関する学習の充実 | | |
| 目的・内容 | 交流や相互理解を深めるための国際協力・平和活動に関する学習活動の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 青年海外協力隊など国際貢献活動に関する情報提供の実施 | ⇒ | ⇒ |

(4) 広域的な学習環境の整備を図ります

<施策の体系>



第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

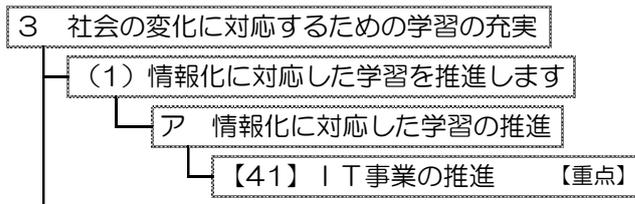
ア 広域的な学習環境の整備

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【39】 | 生涯学習活動の広域的支援の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【40】 | 図書館の広域的連携の推進 | | |
| 目的・内容 | 市民が利用できる図書・資料の増加と専門性の向上を図るため、近隣の市町村図書館や大学図書館等との広域的連携を推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 西多摩広域図書館連携の実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 八王子市・昭島市連携の実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 大学図書館連携の実施 | ⇒ | ⇒ |

3 社会の変化に対応するための学習の充実

(1) 情報化に対応した学習を推進します

<施策の体系>

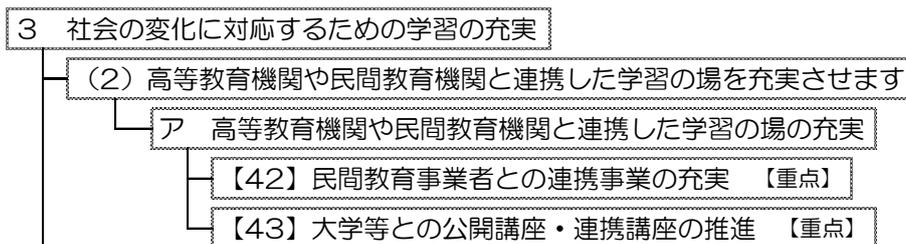


ア 情報化に対応した学習の推進

| | | | |
|------|---------------|----|----|
| 【41】 | IT事業の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|------|---------------|----|----|

(2) 高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場を充実させます

<施策の体系>



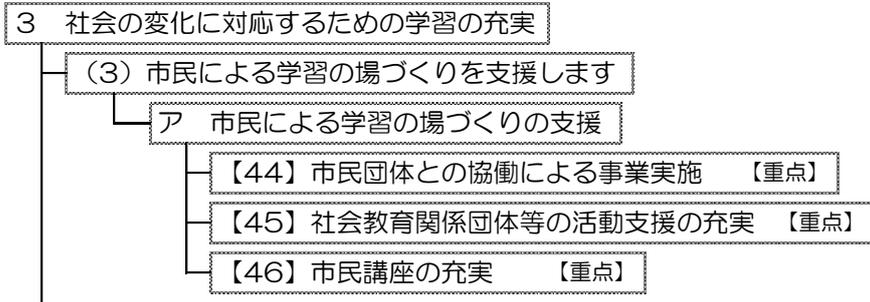
ア 高等教育機関や民間教育機関と連携した学習の場の充実

| | | | |
|------|------------------------|----|----|
| 【42】 | 民間教育事業者との連携事業の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|------|------------------------|----|----|

| | | | |
|------|-------------------------|----|----|
| 【43】 | 大学等との公開講座・連携講座の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|------|-------------------------|----|----|

(3) 市民による学習の場づくりを支援します

<施策の体系>

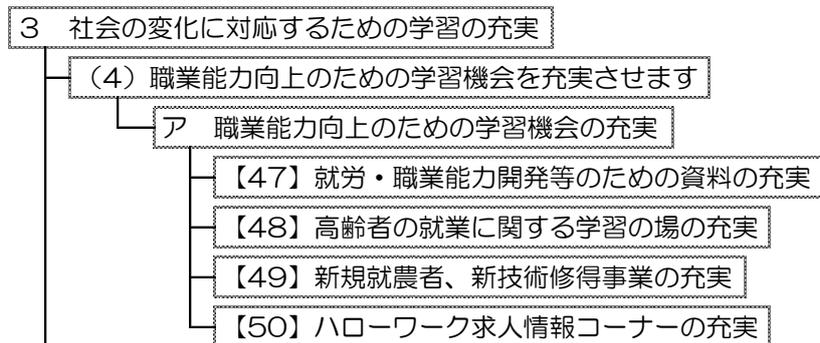


ア 市民による学習の場づくりの支援

| | | | |
|------|--------------------------|----|----|
| 【44】 | 市民団体との協働による事業実施の検討【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【45】 | 社会教育関係団体等の活動支援の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【46】 | 市民講座の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |

(4) 職業能力向上のための学習機会を充実させます

<施策の体系>



ア 職業能力向上のための学習機会の充実

| | | | |
|-------|---|--------|--------|
| 【47】 | 就労・職業能力開発等のための資料の充実 | | |
| 目的・内容 | 科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に対応した就職、転職、職業能力開発のための図書資料及び情報の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | ビジネス情報のテーマ展示を実施 パスファインダーを活用した資料・情報の提供 | ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ |

第8章

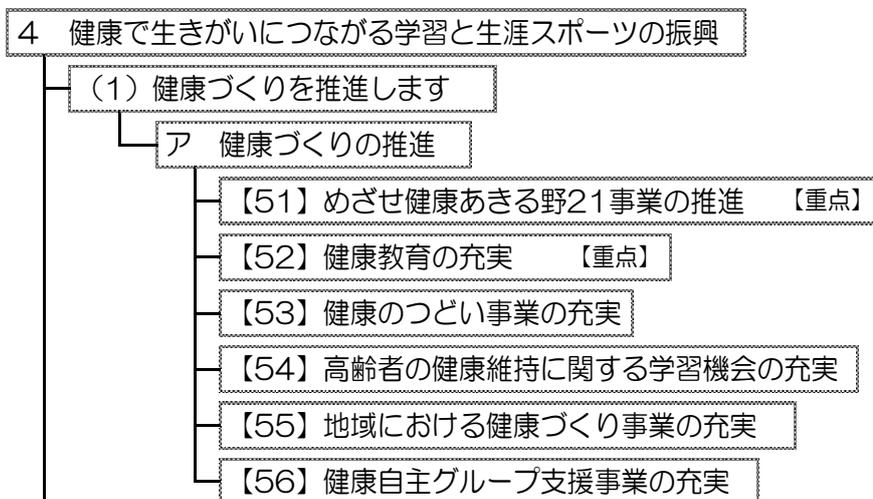
施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【48】 | 高齢者の就業に関する学習の場の充実 | | |
| 目的・内容 | 中高年齢者の就業に関する学習の場として労働セミナー等学習機会の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部観光商工課 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 中高年齢者向けのセミナーの実施 | ⇒ | ⇒ |
| 【49】 | 新規就農者、新技術修得事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 講習会、先進地研修を通して、農業従事者のための学習の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部農林課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 講演会の実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 視察研修会実施 | ⇒ | ⇒ |
| | 認定農業者へ支援 | ⇒ | ⇒ |
| 【50】 | ハローワーク求人情報コーナーの充実 | | |
| 目的・内容 | 市民が身近に就職情報が得られるようハローワークと連携し、求人相談コーナーの充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部観光商工課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 求人相談コーナーのPRの強化 | ⇒ | ⇒ |

4 健康で生きがいにつながる学習と生涯スポーツの振興

(1) 健康づくりを推進します

<施策の体系>



第8章

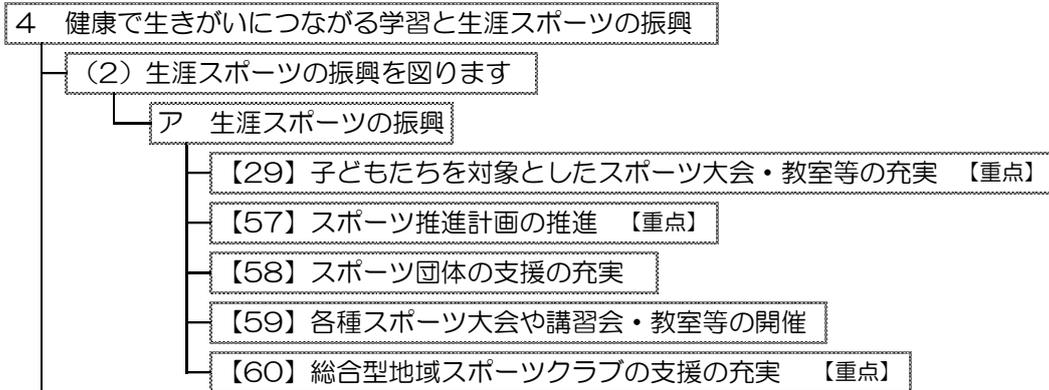
施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

ア 健康づくりの推進

| | | | |
|-------|--|-----------|-----------|
| 【51】 | 目指せ健康あきる野 21 事業の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【52】 | 健康教育の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【53】 | 健康のつどい事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 健康についてのPR活動として、パネル展示、相談、講演会等を行い、市民の健康に対する意識の向上を図り、疾病を予防するための啓発を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部健康課 | | |
| 実施年度 | 27年度 健康のつどいの実施 | 28年度 ⇒ | 29年度 ⇒ |
| 【54】 | 高齢者の健康維持に関する学習機会の充実 | | |
| 目的・内容 | 高齢者の健康づくり教室等を開催し、健康維持に関する学習機会の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部高齢者支援課 | | |
| 実施年度 | 27年度 健康維持に関する学習機会の充実 | 28年度 ⇒ | 29年度 ⇒ |
| 【55】 | 地域における健康づくり事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 「地域介護予防活動支援事業」など、地域の中で住民との交流を通して生活の自立と社会性の回復を図ることを目的に実施します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部健康課・高齢者支援課 | | |
| 実施年度 | 27年度 地域イキイキ元気づくり事業の実施（高齢者支援課と共催） | 28年度 ⇒ | 29年度 ⇒ |
| 【56】 | 健康自主グループ支援事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 健康に関する活動を行う自主グループを支援します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部健康課 | | |
| 実施年度 | 27年度 既存グループの支援及び新規グループづくり支援の実施 | 28年度 ⇒ | 29年度 ⇒ |

(2) 生涯スポーツの振興を図ります

<施策の体系>



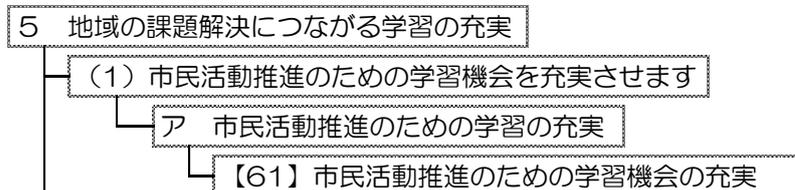
ア 生涯スポーツの振興

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【29】 | 子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【57】 | スポーツ推進計画の推進【重点事業】 | 展開 | 新規 |
| 【58】 | スポーツ団体の支援の充実 | | |
| 目的・内容 | 市民がスポーツに親しみ楽しめる環境作りを推進するため、関係団体の支援を図ります。青少年にスポーツの喜びとスポーツを通じた体と心を育てる場として、スポーツ少年団の育成を支援します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | スポーツ団体への支援 | ⇒ | ⇒ |
| 【59】 | 各種スポーツ大会や講習会・教室等の開催 | | |
| 目的・内容 | 各種のスポーツ大会や講習会・教室等を開催し、多くの市民がスポーツやレクリエーション活動を通じて健康・体づくり、コミュニティ活動の場を提供します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 各種大会、講習会等の開催 | ⇒ | ⇒ |
| 【60】 | 総合型地域スポーツクラブの支援の充実【重点事業】 | 展開 | 新規 |

5 地域の課題解決につながる学習の充実

(1) 市民活動推進のための学習機会を充実させます

<施策の体系>



第8章

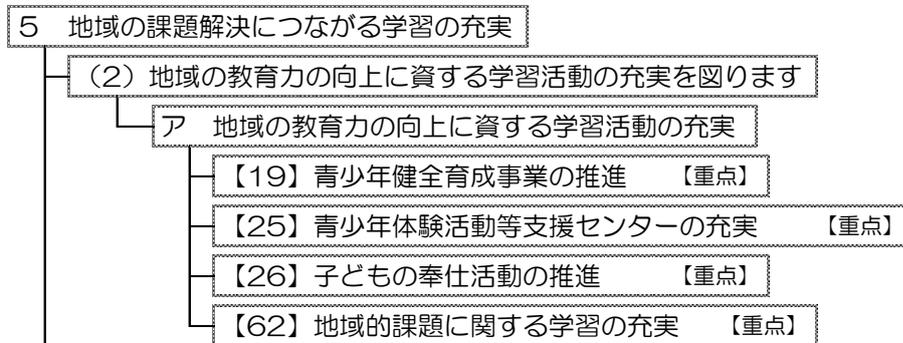
施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

ア 市民活動推進のための学習の充実

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【61】 | 市民活動推進のための学習機会の充実 | | |
| 目的・内容 | 市民活動を推進するため、NPO等非営利団体の運営等に関する学習の場を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 関係各課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 市民活動推進に関する情報収集と情報提供の実施 | ⇒ | ⇒ |

(2) 地域の教育力の向上に資する学習活動の充実を図ります

<施策の体系>

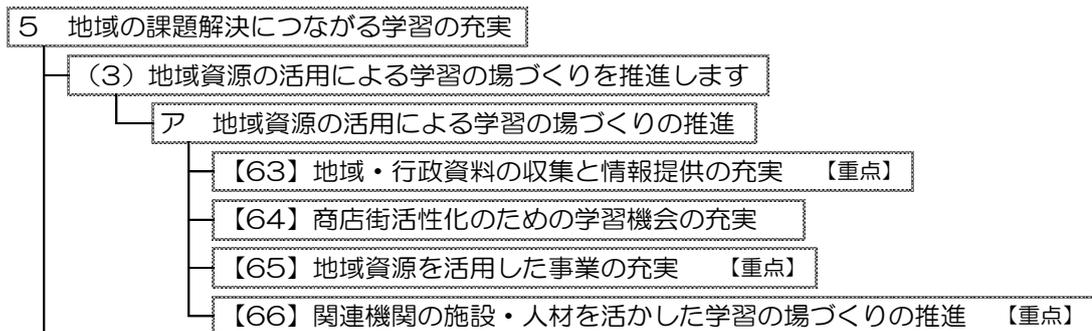


ア 地域の教育力の向上に資する学習活動の充実

| | | | |
|------|-------------------------|----|----|
| 【19】 | 青少年健全育成事業の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【25】 | 青少年体験活動等支援センターの充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【26】 | 子どもの奉仕活動の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【62】 | 地域的課題に関する学習の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |

(3) 地域資源の活用による学習の場づくりを推進します

<施策の体系>



ア 地域資源の活用による学習の場づくりの推進

第8章

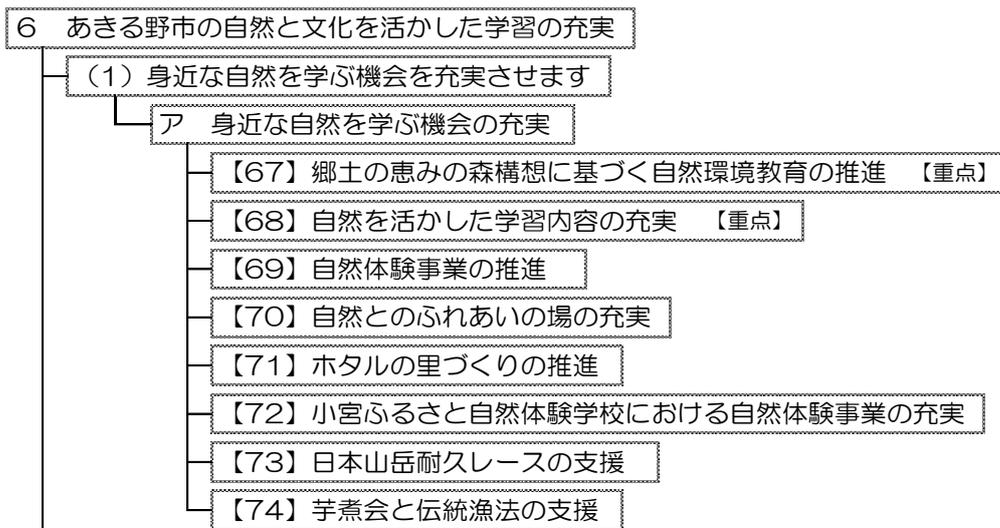
施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|--------------------------------------|------|------|
| 【63】 | 地域・行政資料の収集と情報提供の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【64】 | 商店街活性化のための学習機会の充実 | | |
| 目的・内容 | 商店街振興プランに基づき、商店街活性化のための学習機会の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部観光商工課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 商店街振興補助事業に伴う学習会の実施 | ⇒ | ⇒ |
| 【65】 | 地域資源を活用した事業の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【66】 | 関連機関の施設・人材を活かした学習の場づくりの推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |

6 あきる野市の自然と文化を活かした学習の充実

(1) 身近な自然を学ぶ機会を充実させます

<施策の体系>



ア 身近な自然を学ぶ機会の充実

| | | | |
|------|------------------------------|----|----|
| 【67】 | 郷土の恵みの森構想に基づく自然環境教育の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【68】 | 自然を活かした学習内容の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【69】 | 自然体験事業の推進【重点事業】 | 展開 | 新規 |

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【70】 | 自然とのふれあいの場の充実 | | |
| 目的・内容 | 「森の子コレンジャー」を組織し、森林レンジャーや地域の人と一緒に自然の中で学び、森づくりをする活動を通し、人と自然とのふれあいを深める場の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部環境政策課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 自然観察、動植物調査や森づくり | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|-----------------------------------|------|------|
| 【71】 | ホテルの里づくりの推進 | | |
| 目的・内容 | 森づくりにおける清流保全対策として、ホテルの里づくりを推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部環境政策課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 保全活動の取組への支援 | ⇒ | ⇒ |
| | ホテルの里づくりの推進 | ⇒ | ⇒ |

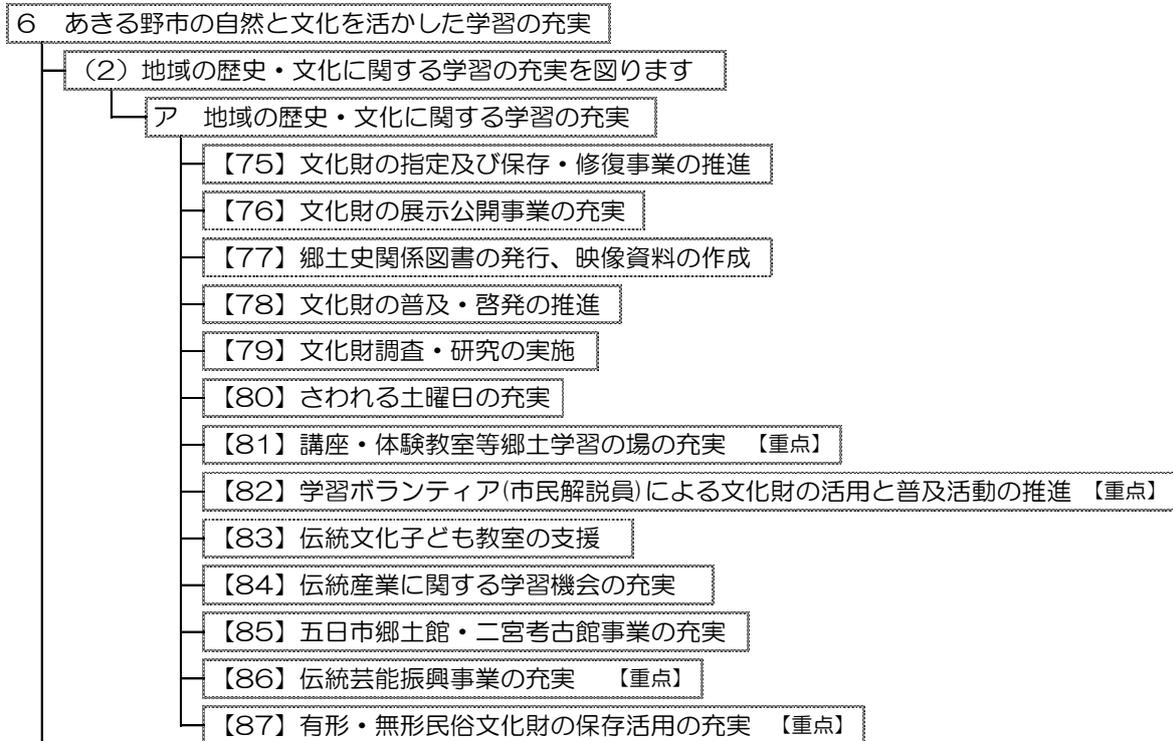
| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【72】 | 小宮ふるさと自然体験学校における自然体験事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 小宮ふるさと自然体験学校を拠点とし、自然環境のすばらしさや大切さ生命の不思議や感動を多くの子どもたちに伝える自然体験事業や自然環境教育を推進します。 | | |
| 展開 | 新規 | | |
| 所管課 | 環境経済部環境政策課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 小宮ふるさと自然体験学校における各種自然体験事業の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【73】 | 日本山岳耐久レースの支援 | | |
| 目的・内容 | 奥多摩全山（71.5 km）のコースを24時間以内に走(歩)破する山岳耐久レースの運営を支援し、あきる野の自然を観光資源と捉えPRします。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 観光まちづくり活動課（東京都山岳連盟） | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 事業運営支援の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【74】 | 芋煮会と伝統漁法の支援 | | |
| 目的・内容 | あきる野の伝統と自然に親しむ機会として実施される、芋煮会と鮎の伝統漁法の運営を支援します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部観光商工課（観光協会） | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 事業運営支援の実施 | ⇒ | ⇒ |

(2) 地域の歴史・文化に関する学習の充実を図ります

< 施策の体系 >



ア 地域の歴史・文化に関する学習の充実

| | | | |
|-------------|---|------|------|
| 【75】 | 文化財の指定及び保存・修復事業の推進 | | |
| 目的・内容 | 市内にある文化遺産を文化財として指定することにより保存し、修復して後世に伝え、郷土学習のための活用を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 文化財指定の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------------|---|--------|--------|
| 【76】 | 文化財の展示公開事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 指定文化財の適正な管理を図るとともに、東京文化財ウィーク事業*への参加等を通して文化財の公開の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 指定文化財の適正管理の実施 東京文化財ウィーク事業への 参加による文化財公開の推進 | ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ |

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【77】 | 郷土史関係図書の発行、映像資料の作成 | | |
| 目的・内容 | 市民の歴史・文化に対する理解と関心を深めるため、調査研究の成果を郷土史関係図書として発行し、郷土学習の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 「郷土あれこれ」の発行 | ⇒ | ⇒ |
| 【78】 | 文化財の普及・啓発の推進 | | |
| 目的・内容 | 文化財保護に対する市民の理解を深めるため、文化財の解説パンフレット等を配布するとともに、文化財説明板の維持・管理を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 文化財関係パンフレットの配布 | ⇒ | ⇒ |
| | 文化財説明板の維持・管理 | ⇒ | ⇒ |
| 【79】 | 文化財調査・研究の実施 | | |
| 目的・内容 | 市内に残された文化遺産の内容・特質を明らかにするために、その調査・研究を実施し、後世に保存するとともに、郷土学習の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 文化財調査の実施 | ⇒ | ⇒ |
| 【80】 | さわれる土曜日の充実 | | |
| 目的・内容 | 子どもたちをはじめ、市民が文化財に対する理解を深め、親しむ機会として、じかに文化財に触ることができる「さわれる土曜日」を実施し、郷土学習の場の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 「さわれる土曜日」の実施 | ⇒ | ⇒ |
| 【81】 | 講座・体験教室等郷土学習の場の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【82】 | 学習ボランティア(市民解説員)による文化財の活用と普及活動の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【83】 | 伝統文化子ども教室の支援 | | |
| 目的・内容 | 文化、芸能団体の活動を支援し、子どもが伝統文化を体験できる機会の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 体験活動の支援 | ⇒ | ⇒ |
| 【84】 | 伝統産業に関する学習機会の充実 | | |

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

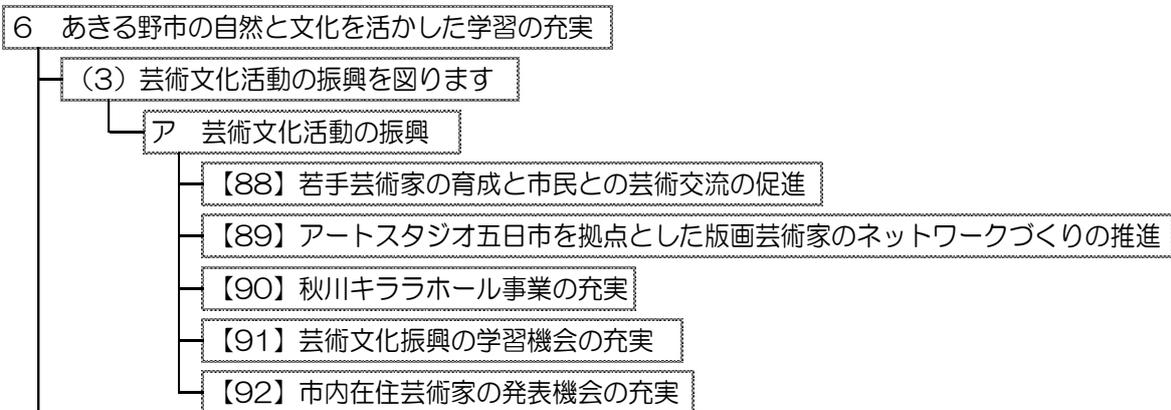
| | | | |
|-------|---|------|------|
| 目的・内容 | 都指定無形文化財の軍道紙の製造技術を保存・継承する活動を支援し、郷土学習の機会を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 軍道紙保存伝承活動の支援の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【85】 | 五日市郷土館・二宮考古館事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 収蔵資料を整理・復元し、展示・公開等の充実を図り、旧市倉家住宅を活用して郷土学習の機会の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 五日市郷土館・二宮考古館の資料の整理・展示公開、旧市倉家住宅の活用の推進 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|------|--------------------------|----|----|
| 【86】 | 伝統芸能振興事業の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【87】 | 有形・無形民俗文化財の保存活用の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |

(3) 芸術文化活動の振興を図ります

<施策の体系>



ア 芸術文化活動の振興

| | | | |
|-------|--|--------|--------|
| 【88】 | 若手芸術家の育成と市民との芸術交流の促進 | | |
| 目的・内容 | 若手芸術家の育成や市民との芸術交流の促進のため、アーティストインレジデンス事業、秋川キララホールにおける音楽振興事業を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 事業の継続実施 推進体制の検討 | ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ |

| | | | |
|-------|---------------------------------------|--|--|
| 【89】 | アートスタジオ五日市を拠点とした版画芸術家のネットワークづくりの推進 | | |
| 目的・内容 | アートスタジオ五日市を拠点として、外国人アーティストと日本人アーティストの | | |

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|------|-----------------------------------|------|------|
| | 交流を図ることにより、版画芸術家のネットワークづくりを推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 招へいアーティストによるネットワーク形成の支援 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------------|-------------------------|--------|--------|
| 【90】 | 秋川キララホール事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 指定管理者との連携をし、事業の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 主催事業の充実と実施 共同事業の実施 | ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ |

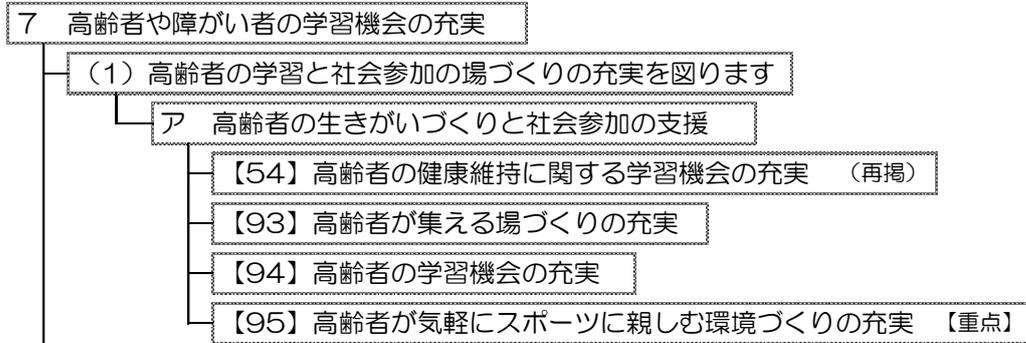
| | | | |
|-------------|---|--------|--------|
| 【91】 | 芸術文化振興の学習機会の充実 | | |
| 目的・内容 | 主催事業の充実とともに、市民の公民館活動の支援を積極的に行うとともに、音楽、演劇、舞踊など、芸術鑑賞の機会の提供を図り、市民の芸術文化に対する関心を高め、活動支援を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 主催事業の充実 市民団体の芸術文化活動の支援 | ⇒ ⇒ | ⇒ ⇒ |

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| 【92】 | 市内在住芸術家の発表機会の充実 | | |
| 目的・内容 | 市内在住の芸術家に作品発表の機会を提供することにより、市民の芸術鑑賞と芸術文化の向上を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 絵画展、写真展等作品展の実施 | ⇒ | ⇒ |

7 高齢者や障がい者の学習機会の充実

(1) 高齢者の学習と社会参加の場づくりの充実を図ります

<施策の体系>



ア 高齢者の生きがいがづくりと社会参加の支援

| | | | |
|------|--------------------------|----|----|
| 【54】 | 高齢者の健康維持に関する学習機会の充実 (再掲) | 展開 | 継続 |
|------|--------------------------|----|----|

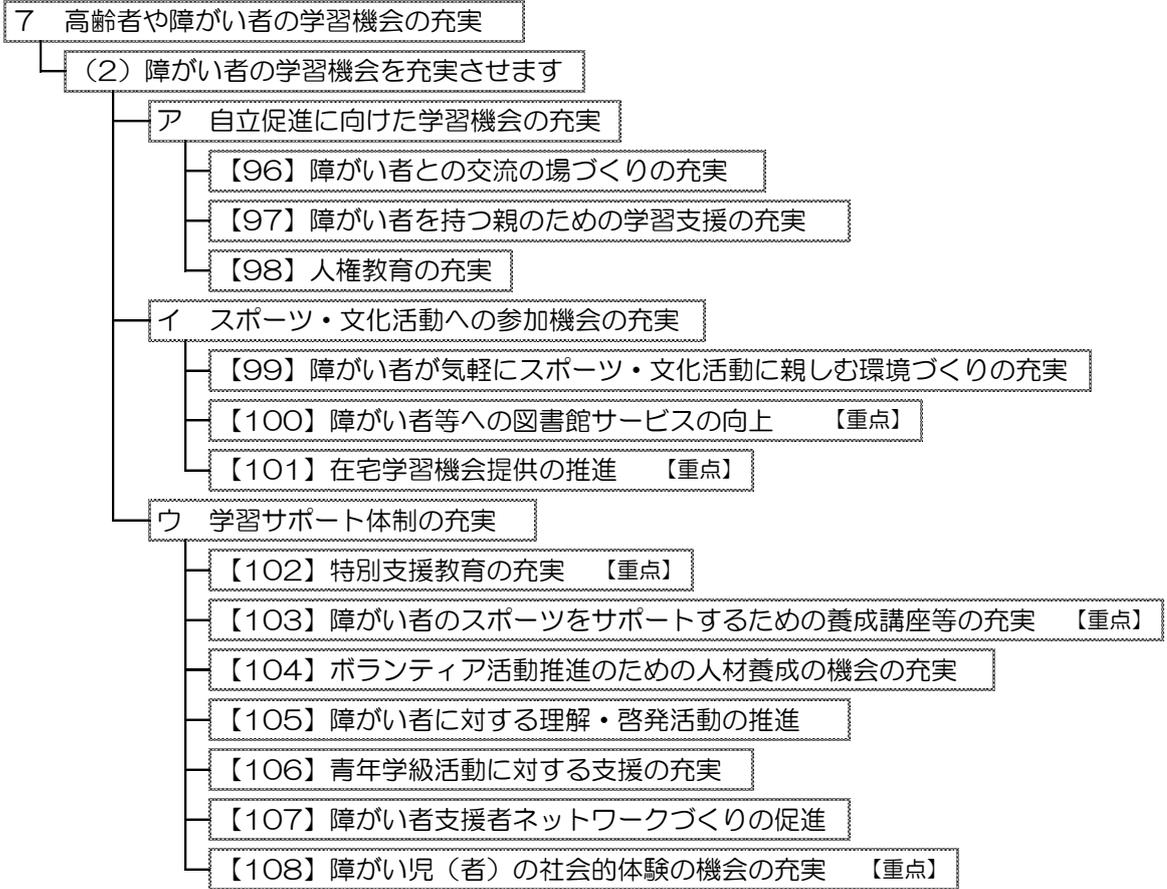
| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【93】 | 高齢者が集える場づくりの充実 | | |
| 目的・内容 | 健康で生きがいのある生活の支援に向けて、閉じこもりがちな高齢者が集える場であるデイサービスにおける学習機会の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部高齢者支援課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 高齢者が集える場の充実 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--------------------|------|------|
| 【94】 | 高齢者の学習機会の充実 | | |
| 目的・内容 | 寿大学等高齢者講座の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 講座内容の充実 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|------|-------------------------------|----|----|
| 【95】 | 高齢者が気軽にスポーツに親しむ環境づくりの充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|------|-------------------------------|----|----|

(2) 障がい者の学習機会を充実させます

<施策の体系>



ア 自立促進に向けた学習機会の充実

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【96】 | 障がい者との交流の場づくりの充実 | | |
| 目的・内容 | 「社会福祉講座」、イベント等の開催、社会福祉協議会が実施する「夏！体験ボランティア」に対する支援等を通して、障がい者との交流と社会参加の促進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 交流の場づくりの支援 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【97】 | 障がい者を持つ親のための学習支援の充実 | | |
| 目的・内容 | 地域自立支援協議会における子ども支援プロジェクトなどにより、障がい者を持つ親のための勉強会等を実施します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部障がい者支援課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 学習支援の実施 | ⇒ | ⇒ |

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【98】 | 人権教育の充実 | | |
| 目的・内容 | 障害があることなどによって差別を受けたりすることのないよう、広報活動や福祉教育を通して基本的人権に対する理解を深めるための教育の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 市民部市民課、健康福祉部障がい者支援課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 人権教育の実施 | ⇒ | ⇒ |

イ スポーツ・文化活動への参加機会の充実

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【99】 | 障がい者が気軽にスポーツ・文化活動に親しむ環境づくりの充実 | | |
| 目的・内容 | 障がい者が気軽にスポーツ・文化活動に親しむ場を提供するとともに、各種団体が開催するイベントへの参加の促進等余暇活動の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 促進等充実を図る | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|-------------------------|----|----|
| 【100】 | 障がい者等への図書館サービスの向上【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|-------------------------|----|----|

| | | | |
|-------|-------------------|----|----|
| 【101】 | 在宅学習機会提供の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|-------------------|----|----|

ウ 学習サポート体制の充実

| | | | |
|-------|-----------------|----|----|
| 【102】 | 特別支援教育の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|-----------------|----|----|

| | | | |
|-------|-----------------------------------|----|----|
| 【103】 | 障がい者のスポーツをサポートするための養成講座等の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|-----------------------------------|----|----|

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【104】 | ボランティア活動推進のための人材養成の機会の充実 | | |
| 目的・内容 | 社会福祉協議会が実施する手話通訳、点字通訳、音訳等のボランティア養成の充実を支援します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部生活福祉課（社会福祉協議会） | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 養成事業の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【105】 | 障がい者に対する理解・啓発活動の推進 | | |
| 目的・内容 | 障がい者福祉に関する広報活動や福祉教育を推進し、市民の障がい者に対する理解と交流を深めます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部障がい者支援課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 障がい者理解・啓発活動の実施 | ⇒ | ⇒ |

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【106】 | 青年学級活動に対する支援の充実 | | |
| 目的・内容 | 心身にハンディキャップを持つ青年の仲間づくりと社会参加を目的に活動する青年学級活動団体に対する助成と支援ボランティアの育成を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 活動経費の補助、ボランティアの育成支援 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【107】 | 障がい者支援者ネットワークづくりの促進 | | |
| 目的・内容 | 地域自立支援協議会を中核として、地域の関係機関によるネットワークを構築します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部障がい者支援課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | ネットワークの構築 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---------------------------|----|----|
| 【108】 | 障がい児（者）の社会的体験の機会の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|---------------------------|----|----|

施策の目標

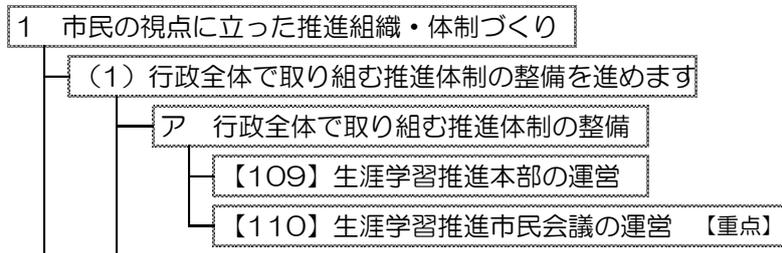
Ⅱ 学びをひろげる

(生涯学習推進体制の整備)

1 市民の視点に立った推進組織・体制づくり

(1) 行政全体で取り組む推進体制の整備を進めます

<施策の体系>



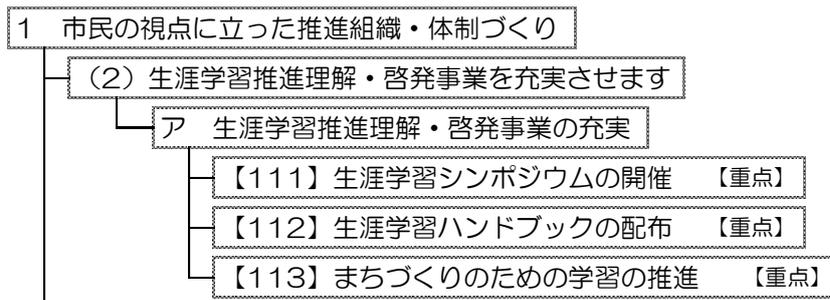
ア 行政全体で取り組む推進体制の整備

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【109】 | 生涯学習推進本部の運営 | | |
| 目的・内容 | 生涯学習関係施策の総合調整等に関し協議を行い、生涯学習に関する施策の総合的推進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 生涯学習推進本部の開催 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---------------------|----|----|
| 【110】 | 生涯学習推進市民会議の運営【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|---------------------|----|----|

(2) 生涯学習推進理解・啓発事業を充実させます

<施策の体系>



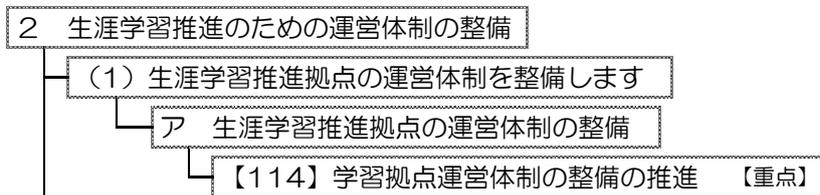
ア 生涯学習推進理解・啓発事業の充実

| | | | |
|-------|----------------------|----|----|
| 【111】 | 生涯学習シンポジウムの開催【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【112】 | 生涯学習ハンドブックの配布【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【113】 | まちづくりのための学習の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |

2 生涯学習推進のための運営体制の整備

(1) 生涯学習推進拠点の運営体制を整備します

<施策の体系>



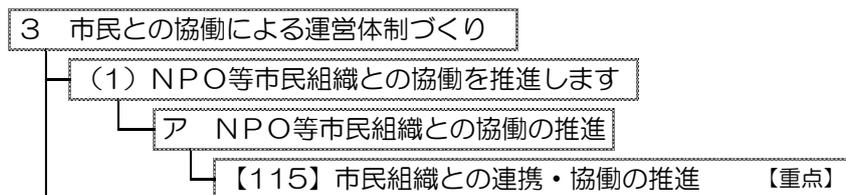
ア 生涯学習推進拠点の運営体制の整備

| | | | |
|-------|----------------------|----|----|
| 【114】 | 学習拠点運営体制の整備の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|----------------------|----|----|

3 市民との協働による運営体制づくり

(1) NPO等市民組織との協働を推進します

<施策の体系>



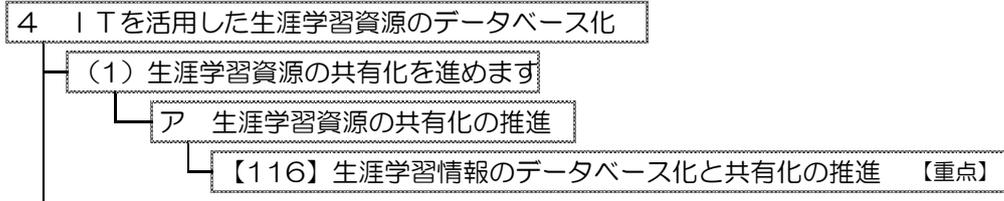
ア NPO等市民組織との協働の推進

| | | | |
|-------|----------------------|----|----|
| 【115】 | 市民組織との連携・協働の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|----------------------|----|----|

4 ITを活用した生涯学習資源のデータベース化

(1) 生涯学習資源の共有化を進めます

<施策の体系>



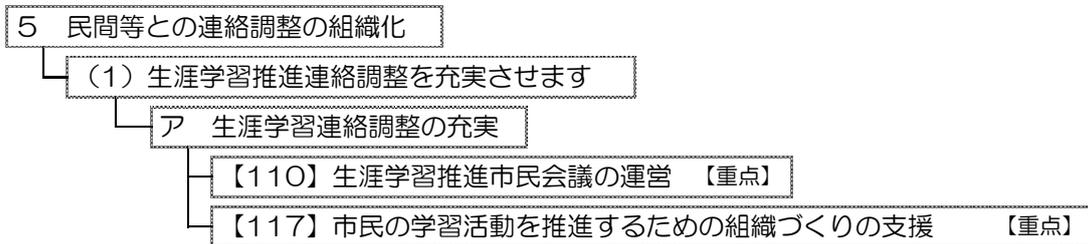
ア 生涯学習資源の共有化の推進

| | | | |
|-------|-----------------------------|----|----|
| 【116】 | 生涯学習情報のデータベース化と共有化の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|-----------------------------|----|----|

5 民間等との連絡調整の組織化

(1) 生涯学習推進連絡調整を充実させます

<施策の体系>



ア 生涯学習連絡調整の充実

| | | | |
|-------|---------------------|----|----|
| 【110】 | 生涯学習推進市民会議の運営【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|---------------------|----|----|

| | | | |
|-------|-------------------------------|----|----|
| 【117】 | 市民の学習活動を推進するための組織づくりの支援【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|-------------------------------|----|----|

施策の目標

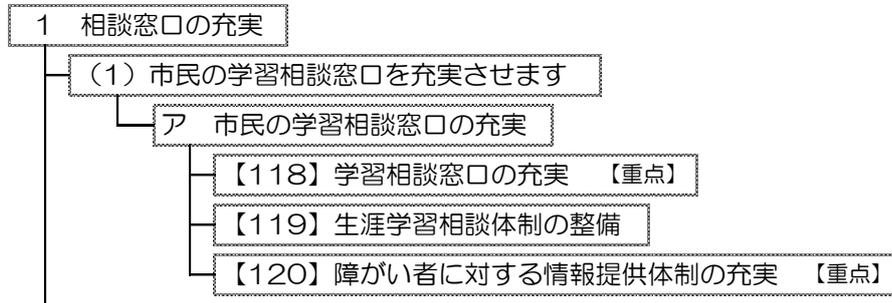
Ⅲ 学びを伝える

(学習情報の提供と相談体制の整備)

1 相談窓口の充実

(1) 市民の学習相談窓口を充実させます

<施策の体系>



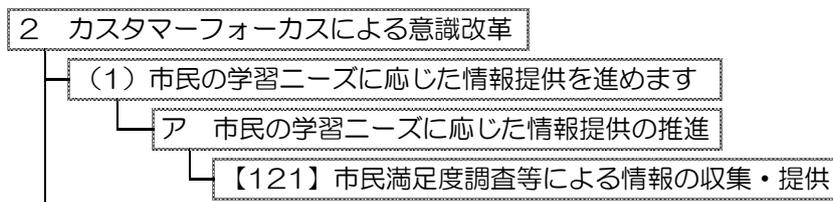
ア 市民の学習相談窓口の充実

| | | | |
|-------|--|-------------|---------|
| 【118】 | 学習相談窓口の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【119】 | 生涯学習相談体制の整備 | | |
| 目的・内容 | 生涯学習活動に関する情報や相談に対する窓口として、生涯学習情報センターの設置など、相談体制の整備を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 恒常的な相談体制の検討 | 学習相談員等人材の養成 | 学習相談の運営 |
| 【120】 | 障がい者に対する情報提供体制の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |

2 カスタマーフォーカスによる意識改革

(1) 市民の学習ニーズに応じた情報提供を進めます

<施策の体系>



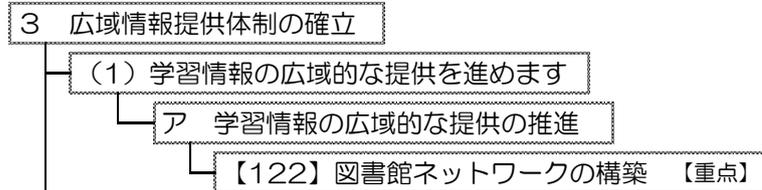
ア 市民の学習ニーズに応じた情報提供の推進

| | | | |
|-------|----------------------------------|------|------|
| 【121】 | 市民満足度調査等による情報の収集・提供 | | |
| 目的・内容 | 市民満足度調査等を活用し、生涯学習関連事業の進捗状況を把握する。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 全課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 情報の収集・提供 | ⇒ | ⇒ |

3 広域情報提供体制の確立

(1) 学習情報の広域的な提供を進めます

<施策の体系>



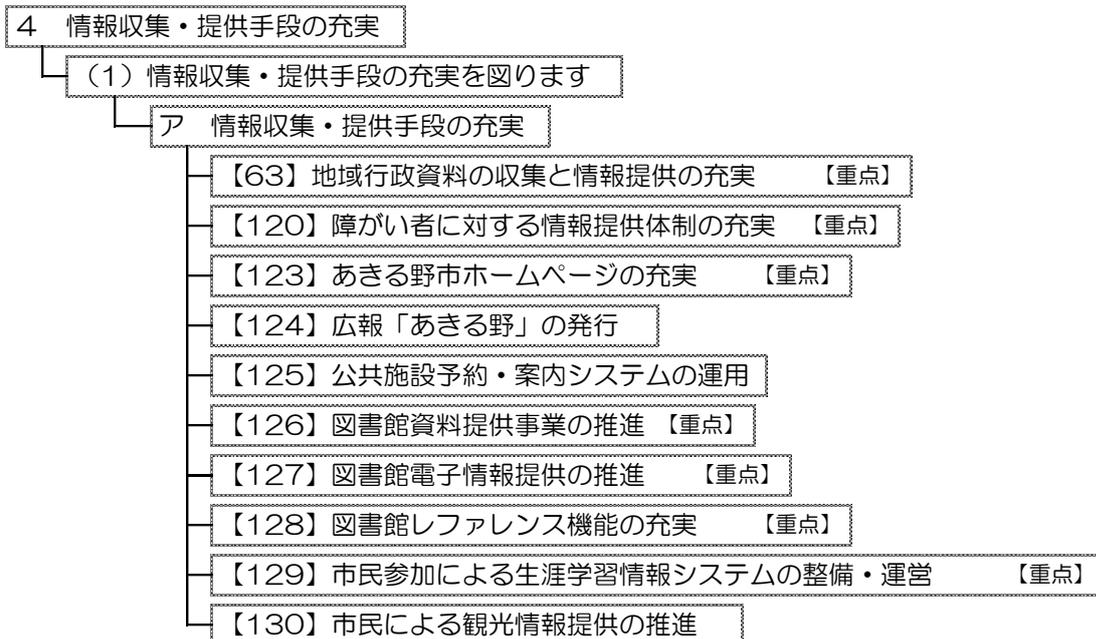
ア 学習情報の広域的な提供の推進

| | | | |
|-------|--------------------|----|----|
| 【122】 | 図書館ネットワークの活用【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|--------------------|----|----|

4 情報収集・提供手段の充実

(1) 情報収集・提供手段の充実を図ります

<施策の体系>



第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

ア 情報収集・提供手段の充実

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【63】 | 地域・行政資料の収集と情報提供の充実【重点事業】 | 展開 | 新規 |
| 【120】 | 障がい者に対する情報提供体制の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【123】 | あきる野市ホームページの充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【124】 | 広報「あきる野」の発行 | | |
| 目的・内容 | 広報「あきる野」を発行し、行政情報、学習情報を市民に提供します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 企画政策部市長公室 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 紙面の充実 | ⇒ | ⇒ |
| 【125】 | 公共施設予約・案内システムの運用 | | |
| 目的・内容 | 公共施設予約・案内システムの運用により、施設の利用促進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 総務部情報システム課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 公共施設予約・案内システムの運用 | ⇒ | ⇒ |
| 【126】 | 図書館資料提供事業の推進【重点事業】 | 展開 | 新規 |
| 【127】 | 図書館電子情報提供の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【128】 | 図書館レファレンス事業の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【129】 | 市民参加による生涯学習情報システムの整備・運営【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【130】 | 市民による観光情報提供の推進 | | |
| 目的・内容 | 市の観光情報について、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した相互方向の情報 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部観光まちづくり活動課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | SNSを活用した相互方向の情報発信 | ⇒ | ⇒ |

施策の目標

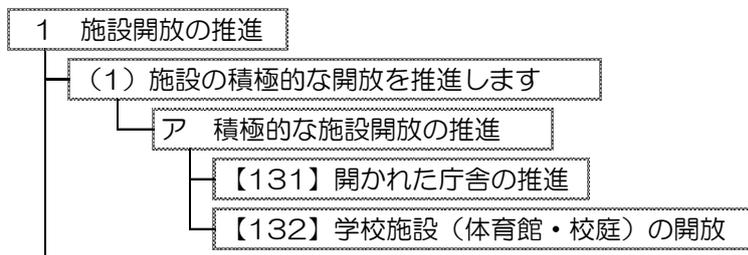
IV 学びの環境をつくる

(生涯学習関連施設の整備と充実)

1 施設開放の推進

(1) 施設の積極的な開放を推進します

<施策の体系>



ア 積極的な施設開放の推進

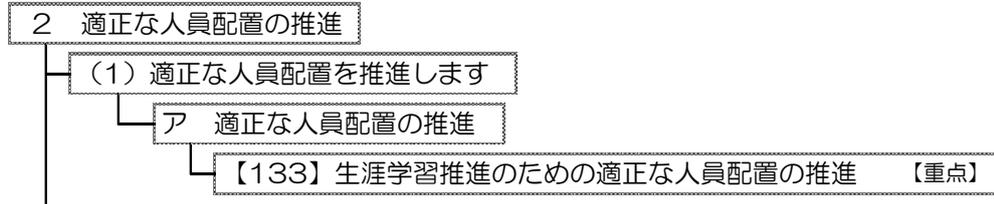
| | | | |
|--------------|---|------|------|
| 【131】 | 開かれた庁舎の推進 | | |
| 目的・内容 | 市庁舎の高度利用を進め、市民サービスの中核施設として、コミュニティホールの利用促進など開かれた庁舎づくりを推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 総務部総務課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 日曜開放・展示等の利用促進の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|--------------|--|------|------|
| 【132】 | 学校施設（体育館・校庭）の開放 | | |
| 目的・内容 | 社会体育の普及や青少年の健全な育成を図るため、学校施設（体育館・校庭）を開放します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 学校施設の開放の実施 | ⇒ | ⇒ |

2 適正な人員配置の推進

(1) 適正な人員配置を推進します

<施策の体系>



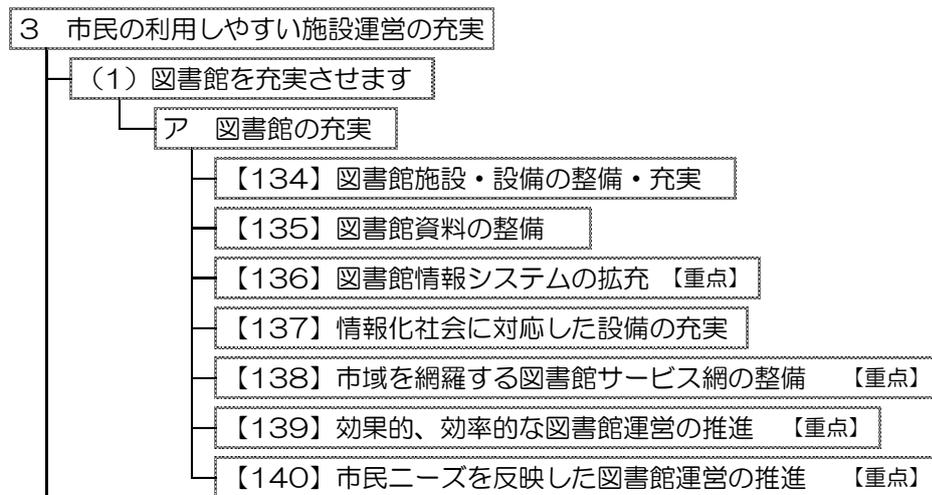
ア 適正な人員配置の推進

| | | | |
|-------|----------------------------|----|----|
| 【133】 | 生涯学習推進のための適正な人員配置の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|----------------------------|----|----|

3 市民の利用しやすい施設運営の充実

(1) 図書館を充実させます

<施策の体系>



ア 図書館の充実

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【134】 | 図書館施設・設備の整備・充実 | | |
| 目的・内容 | 生涯学習の拠点施設として、施設の適正な維持管理を行い、市民が安心して利用できるよう整備を進めます。 また、図書館サービスの機能を高める設備の導入を検討します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 施設・設備の点検整備 | ⇒ | ⇒ |
| | 要修繕箇所の早期発見・補修 | ⇒ | ⇒ |
| | 災害時対応用備品等の整備 | ⇒ | ⇒ |
| | 予約本無人提供システムの検討 | 導入準備 | (導入) |
| 【135】 | 図書館資料の整備 | | |

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|---|---|-------------|
| 目的・内容 | 図書館資料の迅速な提供と適正な管理を行うため、資料のＩＣタグ化を推進します。さらに自動貸出機によって、利用者自ら貸出手続を行えるよう取り組みます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 資料のＩＣタグ化 五日市図書館開架資料貼付 (終了) 資料管理部会による蔵書 構成の調整と選書 リユース・寄贈資料の活用 | ⇒ CDロックケースの導入 ⇒ ⇒ 自動貸出機追加検討(中央) | ⇒ ⇒ ⇒ |

| | | | |
|-------|--------------------|----|----|
| 【136】 | 図書館情報システムの拡充【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|--------------------|----|----|

| | | | |
|-------|--|--------------------|------|
| 【137】 | 情報化社会に対応した設備の充実 | | |
| 目的・内容 | 情報化社会に対応し、いつでも・どこでも・だれもが求める情報を手に入れられるよう、インターネット情報検索用の端末を整備・提供するとともに、ＩＴ技術を活用した利用環境の充実について検討を進めます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部図書館 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 情報検索端末の提供 | ⇒ 次期情報検索端末の仕様検討 | ⇒ |

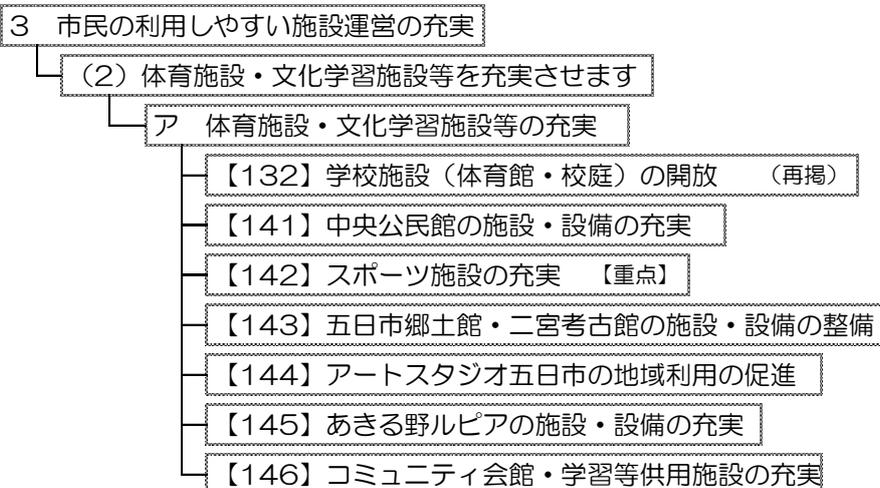
| | | | |
|-------|--------------------------|----|----|
| 【138】 | 市域を網羅する図書館サービス網の整備【重点事業】 | 展開 | 新規 |
|-------|--------------------------|----|----|

| | | | |
|-------|------------------------|----|----|
| 【139】 | 効果的、効率的な図書館運営の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|------------------------|----|----|

| | | | |
|-------|--------------------------|----|----|
| 【140】 | 市民ニーズを反映した図書館運営の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|--------------------------|----|----|

(2) 体育施設・文化学習施設等を充実させます

<施策の体系>



ア 体育施設・文化学習施設等の充実

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|---|-------|------|
| 【132】 | 学校施設（体育館・校庭）の開放（再掲） | 展開 | 継続 |
| 【141】 | 中央公民館の施設・設備の充実 | | |
| 目的・内容 | 平成25年度より導入した指定管理者による中央公民館の施設、設備の適正な維持管理を進めるとともに、生涯学習の拠点として中央公民館の施設及び設備の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 施設及び設備の充実 | ⇒ | ⇒ |
| 【142】 | スポーツ施設の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【143】 | 五日市郷土館・二宮考古館の施設・設備の整備 | | |
| 目的・内容 | 収蔵資料の展示公開、施設・設備の老朽化等に応じた改修等の整備を進めます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 施設環境の整備 | ⇒ | ⇒ |
| 【144】 | アートスタジオ五日市の地域利用の促進 | | |
| 目的・内容 | 施設を活用した芸術文化事業を充実し、市民が版画制作の場として活用できるよう版画教室等地域利用の促進を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 版画教室の開催 | ⇒ | ⇒ |
| 【145】 | あきる野ルピアの施設・設備の充実 | | |
| 目的・内容 | 指定管理者による施設・設備の適正な運用の指導を進めるとともにあきる野ルピアの施設・設備を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 施設環境整備の検討 | 施設の整備 | ⇒ |
| 【146】 | コミュニティ会館・学習等供用施設の充実 | | |
| 目的・内容 | コミュニティ活動、地域活動を促進するための施設の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 総務部地域防災課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 施設の計画的な改修の実施 | ⇒ | ⇒ |

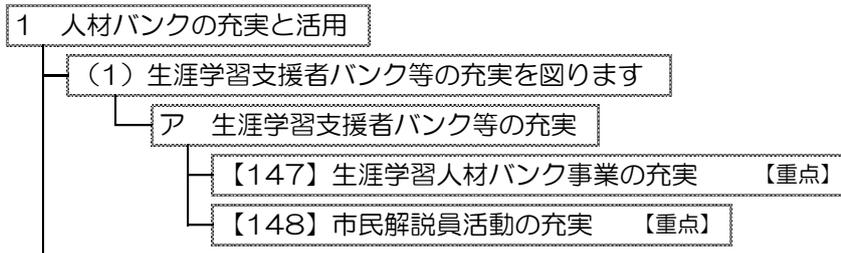
施策の目標

V 学びをつなぐ(人材育成の充実)

1 人材バンクの充実と活用

(1) 生涯学習支援者バンク等の充実を図ります

<施策の体系>



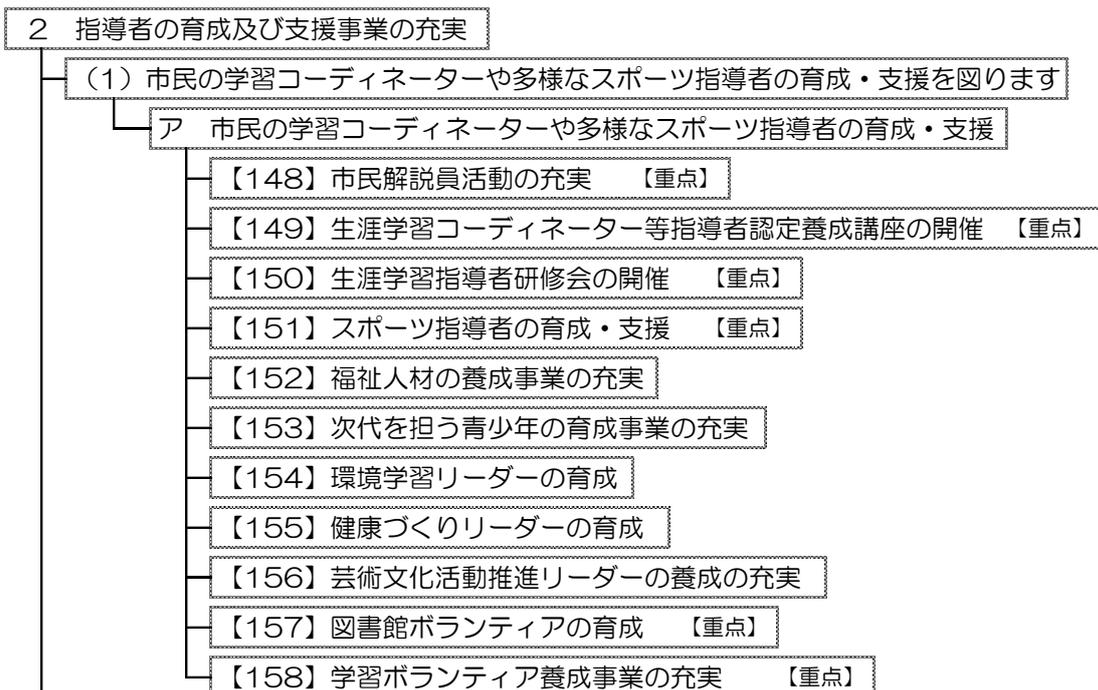
ア 生涯学習支援者バンク等の充実

| | | | |
|-------|----------------------|----|----|
| 【147】 | 生涯学習人材バンク事業の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【148】 | 市民解説員活動の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |

2 指導者の育成及び支援事業の充実

(1) 市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援を図ります

<施策の体系>



第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

ア 市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【148】 | 市民解説員活動の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【149】 | 生涯学習コーディネーター等指導者認定養成講座の開催【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【150】 | 生涯学習指導者研修会の開催【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【151】 | スポーツ指導者の育成・支援【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【152】 | 福祉人材の養成事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 福祉関係委員の研修等を行い、地域福祉を推進する人材を養成します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部各課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 養成事業の実施 | ⇒ | ⇒ |
| 【153】 | 次代を担う青少年の育成事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 青少年健全育成活動や国際化を推進する青年団体への支援等を通して、次代を担う青少年の育成事業の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 青少年健全育成団体への活動支援 | ⇒ | ⇒ |
| 【154】 | 環境学習リーダーの育成 | | |
| 目的・内容 | 日常生活の中で環境保全のための取り組みを実践する環境学習リーダーの育成を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部環境政策課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 森の子コレンジャーの育成、森林ボランティア等による担い手の育成 | ⇒ | ⇒ |
| 【155】 | 健康づくりリーダーの育成 | | |
| 目的・内容 | 地域における健康づくりを総合的に推進するための人材の育成を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 健康福祉部健康課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 健康づくり市民推進委員会を中心とした地域の健康推進リーダー育成研修会等の実施 | ⇒ | ⇒ |

第8章

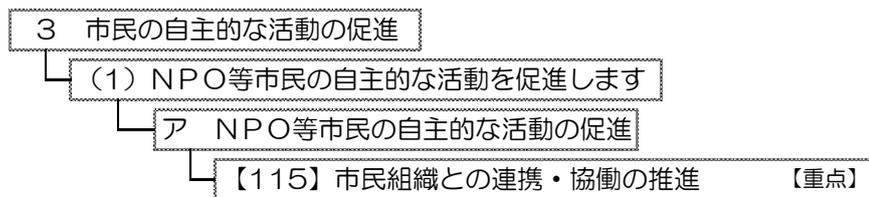
施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|-------------------------------------|------|------|
| 【156】 | 芸術文化活動推進リーダーの養成の充実 | | |
| 目的・内容 | 市民の芸術文化活動を支援し、サポートできる人材の養成の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 協力員制度の充実と推進 | ⇒ | ⇒ |
| 【157】 | 図書館ボランティアの育成【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【158】 | 学習ボランティア養成事業の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |

3 市民の自主的な活動の促進

(1) NPO等市民の自主的な活動を促進します

<施策の体系>



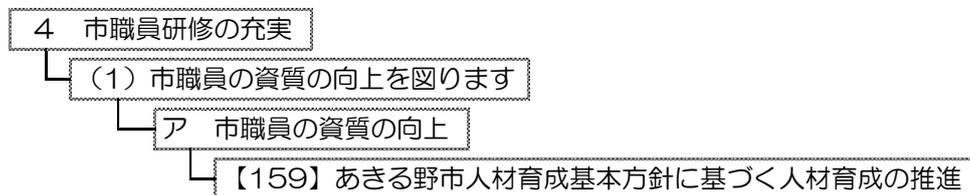
ア NPO等市民の自主的な活動の促進

| | | | |
|-------|----------------------|----|----|
| 【115】 | 市民組織との連携・協働の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|----------------------|----|----|

4 市職員研修の充実

(1) 市職員の資質の向上を図ります

<施策の体系>



第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

ア 市職員の資質の向上

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【159】 | あきる野市人材育成基本方針に基づく人材育成の推進 | | |
| 目的・内容 | あきる野市人材育成基本方針に基づき、市民と協働のまちづくりを推進し、職員の資質のより一層の向上を図り、その有している可能性・能力を最大限引き出していく職員を育成します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 総務部職員課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 人材育成事業の実施 | ⇒ | ⇒ |

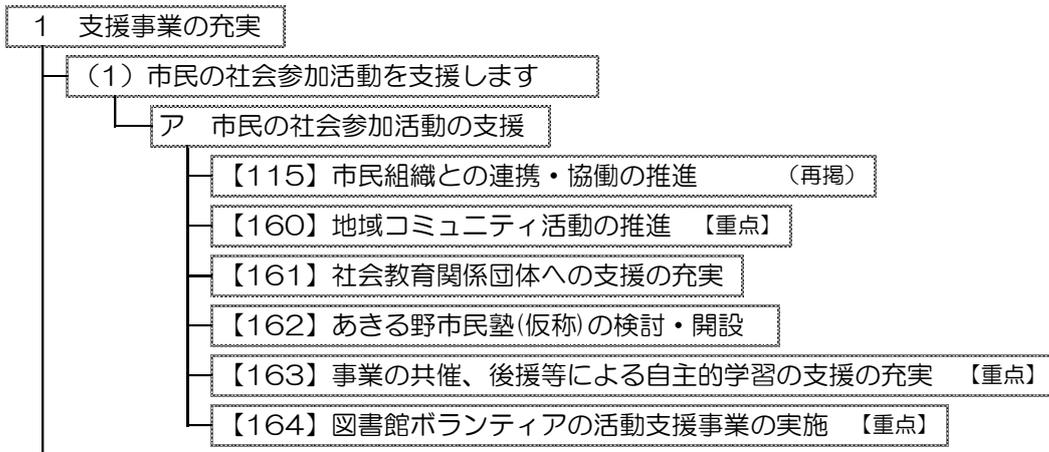
施策の目標

VI 学びを創る(社会参加活動の充実)

1 支援事業の充実

(1) 市民の社会参加活動を支援します

<施策の体系>



ア 市民の社会参加活動の支援

| | | | |
|-------|----------------------|----|----|
| 【115】 | 市民組織との連携・協働の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|----------------------|----|----|

| | | | |
|-------|---------------------|----|----|
| 【160】 | 地域コミュニティ活動の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|---------------------|----|----|

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【161】 | 社会教育関係団体への支援の充実 | | |
| 目的・内容 | 文化団体連盟、体育協会、市立小中学校PTA連合会、郷土芸能連合会等全市的に活動する市民の自主的活動団体への助成等、社会教育活動に対する支援の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 社会教育関係団体への助成及び活動支援 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【162】 | あきる野市民塾(仮称)の検討・開設 | | |
| 目的・内容 | 市民による市民のための学習の場としてのおきる野市民塾(仮称)の開設方法について調査・検討を進め、開設します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 開設の検討 | ⇒ | 開設 |

第8章

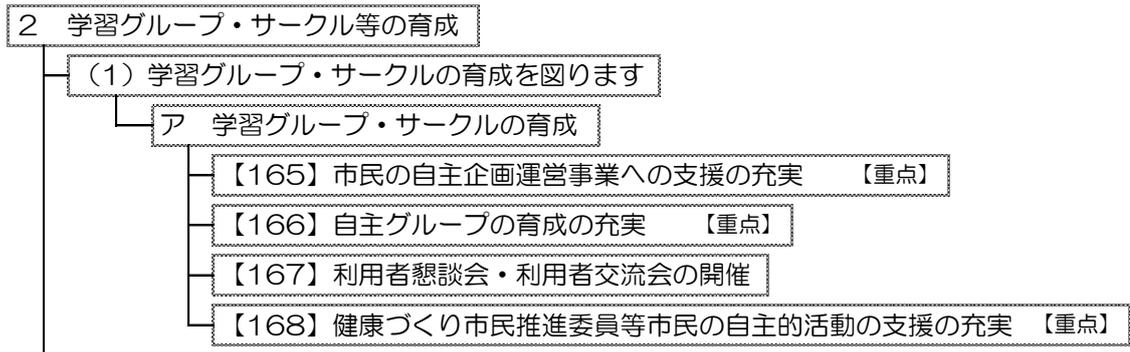
施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|-------------------------------|----|----|
| 【163】 | 事業の共催、後援等による自主的学習の支援の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【164】 | 図書館ボランティアの活動支援事業の実施【重点事業】 | 展開 | 継続 |

2 学習グループ・サークル等の育成

(1) 学習グループ・サークルの育成を図ります

<施策の体系>



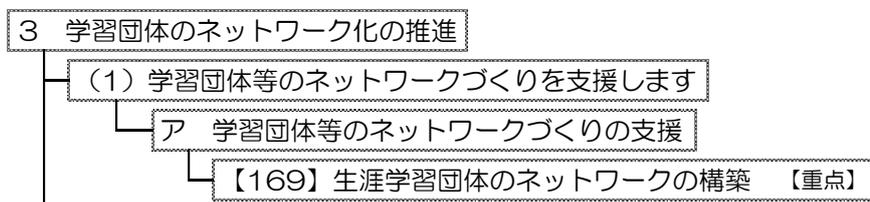
ア 学習グループ・サークルの育成

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【165】 | 市民の自主企画運営事業への支援の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【166】 | 自主グループの育成の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【167】 | 利用者懇談会・利用者交流会の開催 | | |
| 目的・内容 | 公民館、体育館等利用団体の交流と、利用者及び事業参加者からの提案ができる場として開催します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 懇談会・交流会の開催 | ⇒ | ⇒ |
| 【168】 | 健康づくり市民推進委員等市民の自主的活動の支援の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |

3 学習団体のネットワーク化の推進

(1) 学習団体等のネットワークづくりを支援します

<施策の体系>



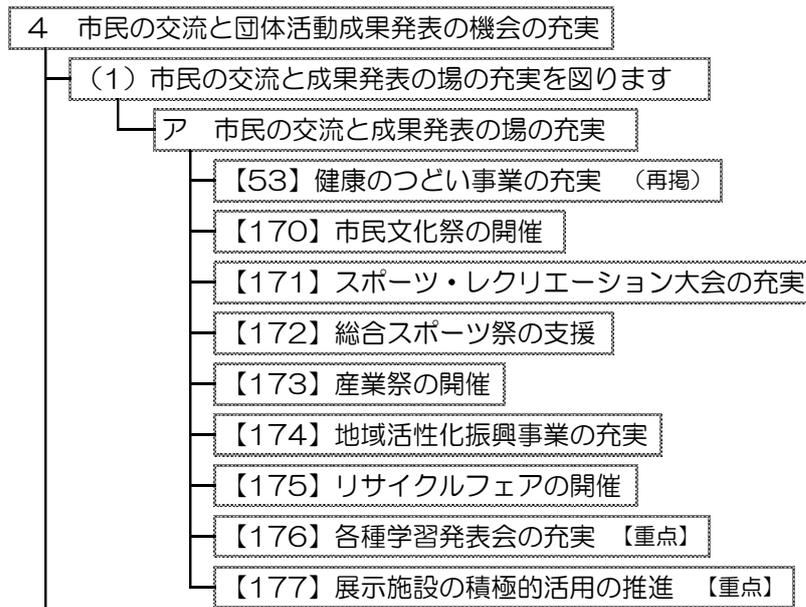
ア 学習団体等のネットワークづくりの支援

| | | | |
|-------|------------------------|----|----|
| 【169】 | 生涯学習団体のネットワークの構築【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|------------------------|----|----|

4 市民の交流と団体活動成果発表の機会の充実

(1) 市民の交流と成果発表の場の充実を図ります

<施策の体系>



ア 市民の交流と成果発表の場の充実

| | | | |
|------|------------------|----|----|
| 【53】 | 健康のつどい事業の充実 (再掲) | 展開 | 継続 |
|------|------------------|----|----|

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【170】 | 市民文化祭の開催 | | |
| 目的・内容 | 社会教育関係団体等が日頃の活動成果を発表しあい、市民文化の交流と振興を図るため、市民文化祭を開催します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 文化祭の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【171】 | スポーツ・レクリエーション大会の充実 | | |
| 目的・内容 | 市民が地域連帯の輪を通じて一堂に会し、体を動かすことによって体力の向上への一助となるようスポーツ・レクリエーション大会を充実させます。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 大会の充実 | ⇒ | ⇒ |

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【172】 | 総合スポーツ祭の支援 | | |
| 目的・内容 | 体育協会加盟団体が市民を対象に行う、総合スポーツ祭を支援し、市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 教育部生涯学習スポーツ課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 総合スポーツ祭運営の支援 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|-------------------------------|------|------|
| 【173】 | 産業祭の開催 | | |
| 目的・内容 | 地場産業の振興と事業の発表の機会として産業祭を開催します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部観光商工課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 産業祭の開催 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|----------------------------------|------|------|
| 【174】 | 地域活性化振興事業の充実 | | |
| 目的・内容 | 「夏まつり」「ヨルイチ」など地域活性化振興事業の充実を図ります。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部観光商工課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 地域活性化振興事業の実施 | ⇒ | ⇒ |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 【175】 | リサイクルフェアの開催 | | |
| 目的・内容 | 環境問題への関心を高め、ごみの減量を推進するため、リサイクルフェアや環境問題啓発ポスター展を開催します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部生活環境課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | リサイクルフェアの開催 | ⇒ | ⇒ |

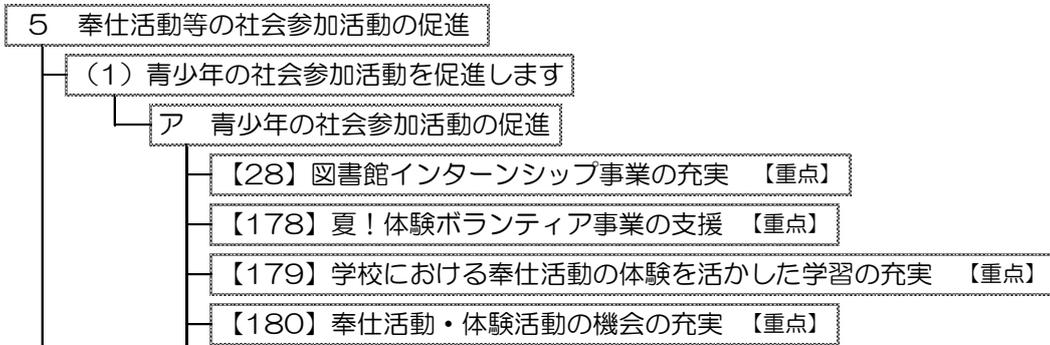
| | | | |
|-------|------------------|----|----|
| 【176】 | 各種学習発表会の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|------------------|----|----|

| | | | |
|-------|---------------------|----|----|
| 【177】 | 展示施設の積極的活用の推進【重点事業】 | 展開 | 継続 |
|-------|---------------------|----|----|

5 奉仕活動等の社会参加活動の促進

(1) 青少年の社会参加活動を促進します

<施策の体系>



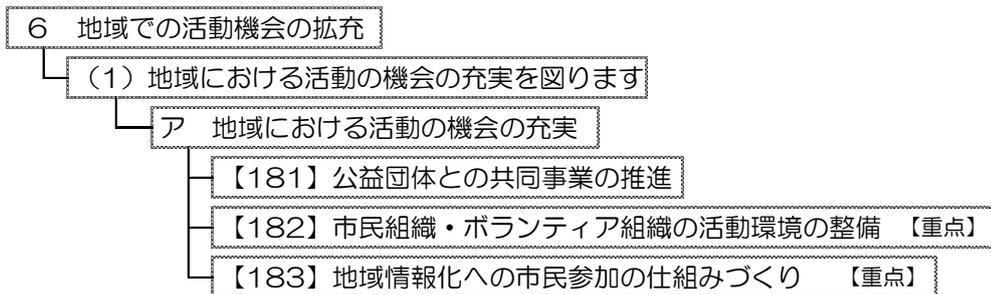
ア 青少年の社会参加活動の促進

| | | | |
|-------|-------------------------------|----|----|
| 【28】 | 図書館インターンシップ事業の充実【重点事業】 | 展開 | 新規 |
| 【178】 | 夏！体験ボランティア事業の支援【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【179】 | 学校における奉仕活動の体験を活かした学習の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【180】 | 奉仕活動・体験活動の機会の充実【重点事業】 | 展開 | 継続 |

6 地域での活動機会の拡充

(1) 地域における活動の機会の充実を図ります

<施策の体系>



ア 地域における活動の機会の充実

| | | | |
|-------|---|------|------|
| 【181】 | 公益団体との共同事業の推進 | | |
| 目的・内容 | あきる野商工会、観光協会、漁業協同組合、森林組合等公益団体と連携協力したまちづくりにつながる学習活動を推進します。 | | |
| 展開 | 継続 | | |
| 所管課 | 環境経済部観光商工課、農林課 | | |
| 実施年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 連携の強化 | ⇒ | ⇒ |

第8章

施策の体系と具体的施策、推進施策・推進事業

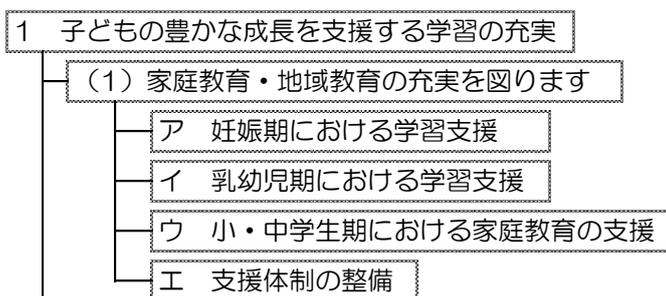
| | | | |
|-------|-----------------------------|----|----|
| 【182】 | 市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備【重点事業】 | 展開 | 継続 |
| 【183】 | 地域情報化への市民参加の仕組みづくり【重点事業】 | 展開 | 継続 |

第9章

関連事業として位置付ける事業

1 「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」により進行管理を行う事業

I 学びをつむぐ（学習機会提供の拡充）



ア 妊娠期における学習支援

| 事業名 | 目的・内容 | 所管課 |
|---------------|--|----------|
| 母親学級（母性科、育児科） | 母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るため、母親学級等（離乳食教室、育児グループ）を実施しています。今後は、内容の充実などを図ります。 | 健康福祉部健康課 |

イ 乳幼児期における学習支援

| 事業名 | 目的・内容 | 所管課 |
|---------------|---|--------------|
| 子育てひろば事業 | 地域の子育て家庭を支援するため、子育てひろば事業を実施する施設として市内の保育所等を指定し、その機能を活用して子育てに関する相談、育児講座等の啓発活動、子育てサークル等の育成などを行っています。 | 子ども家庭部子育て支援課 |
| よちよちタイム、幼児クラブ | よちよちタイムは1歳前後の親子、幼児クラブは2歳から4歳までの親子を対象とし、遊びなどを通じて子どもの集団生活への準備と親同士の交流を支援しています。 | 子ども家庭部子ども政策課 |
| 育児相談・一般相談 | 母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るとともに、子育てに関する相談や親同士の仲間づくり、情報交流の場づくりを図るため、育児相談、母子保健相談、栄養相談、歯科相談、心理相談等を実施しています。今後は、総合的な相談に対応できるよう窓口の充実を図ります。また、親同士の仲間づくりができるよう支援を進めます。相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できるよう体制づくりを進めるとともに、職員の学習機会を増やします。 | 健康福祉部健康課 |
| 幼児教育に対する支援 | 私立幼稚園等に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するために国や都の補助制度を活用し、保護者への支援を行うとともに、幼稚園の運営経費の一部を補助しています。 | 子ども家庭部保育課 |

第9章 関連事業として位置付ける事業

| 事業名 | 目的・内容 | 所管課 |
|--------------------|--|--------------|
| 子ども家庭支援センター | 子どもの健やかな成長及び福祉の向上を図るため、子ども及び家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整、子育て講座の開催、子育てグループ等の育成及び支援を行っています。 | 子ども家庭部子育て支援課 |
| 認証保育所の充実 | 保護者のニーズに適した保育に対応するため、認証保育所を支援します。事業者、利用者への支援を通じて保育環境の充実を図ります。 | 子ども家庭部保育課 |
| 乳幼児一時預かり事業 | 保護者が疾病やリフレッシュ等の理由により、一時的に家庭で児童を保育することが困難になった場合に、市内の私立保育所で、保護者に代わって当該児童を一時的に保育しています。 | 子ども家庭部子育て支援課 |
| 病後児保育事業 | 市内に住所を有し、保育所に通所している児童で、病気の回復期にある児童を、集団保育の困難な期間に保育所に付設された施設等において一時的にお預かりします。 | 子ども家庭部子育て支援課 |
| 乳幼児ショートステイ事業 | 保護者が出張、疾病、冠婚葬祭、その他育児疲れの時などにお子さんを施設でお預かりする（宿泊可）するサービスです。 | 子ども家庭部子育て支援課 |
| 休日保育事業 | 市内に住所を有し、かつ、保育所に通所している児童で、保護者の就労等により休日における保育を必要とする児童に対して保育を行っています。 | 子ども家庭部保育課 |
| ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 | 日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行っています。 | 子ども家庭部子育て支援課 |

ウ 小・中学生期における家庭教育の支援

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|------------|---|--------------|
| 学童クラブ事業 | 放課後、家庭において保護者の労働等により適切な監護が受けられない児童を対象とし、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 | 子ども家庭部子ども政策課 |
| 児童館事業 | 健全な遊びを通じ、児童の健康な身体の育成と豊かな情操を養い、児童福祉の向上を図ります。 | 子ども家庭部子ども政策課 |
| 延長保育事業 | 市内の保育所に通所している児童の保護者が仕事その他の理由により、帰宅が遅れる場合に保育を延長して児童を預かっています。 | 子ども家庭部保育課 |
| 幼稚園預かり保育事業 | 幼稚園児の保護者が就労等で幼稚園の基本保育時間での送迎に間に合わない場合、幼稚園での預かり保育を実施しています。 | 子ども家庭部保育課 |

エ 支援体制の整備

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|------------------|---|--------------|
| ファミリーサポートセンター | 育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で相互の活動の連絡・調整を実施しています。安定した組織運営を行っています。 | 子ども家庭部子育て支援課 |
| 児童虐待防止等支援機関の連携強化 | 児童虐待の早期発見と迅速かつ的確に対応するため、要保護児童地域対策協議会を設置し、情報の交換や協議等を行うことにより適切な保護、支援及び予防につなげられるよう、各関係機関との連携強化を図ります。 | 子ども家庭部子育て支援課 |

第9章 関連事業として位置付ける事業

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

(3) 子育て学習機会を充実させます

ア 子育て学習機会の充実

子育て学習機会の充実

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|-------------------|--|----------|
| 母親学級（母性科、育児科）（再掲） | 母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るため、母親学級等（離乳食教室、育児グループ）を実施しています。今後は、内容の充実などを図ります。 | 健康福祉部健康課 |

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

(5) 子どもの奉仕活動・体験活動の推進を図ります

ア 子どもの奉仕活動・体験活動の推進

子どもの奉仕活動・体験活動の推進

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|-----------|---|------------------|
| 児童館事業（再掲） | 健全な遊びを通じ、児童の健康な身体の育成と豊かな情操を養い、児童福祉の向上を図ります。 | 子ども家庭部 子ども政策課 |

V 学びをつなぐ（人材育成の充実）

2 指導者の育成及び支援事業の充実

(1) 市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援を図ります

ア 市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援

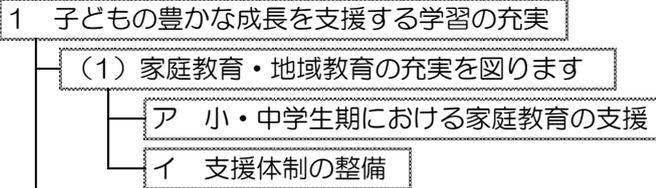
市民の学習コーディネーターや多様なスポーツ指導者の育成・支援

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|--------------------|---|------------------|
| 地域こども育成リーダー養成事業の推進 | 地域において、子どもを守り、育てるための「地域子ども育成リーダー」の育成を図り、子どもたちを導くことで、郷土愛を持った子どもを育て、地域の絆を深めることに繋げていきます。 | 子ども家庭部 子ども政策課 |

第9章 関連事業として位置付ける事業

2 「第2次あきる野市教育基本計画」により進行管理を行う事業

I 学びをつむぐ（学習機会提供の拡充）

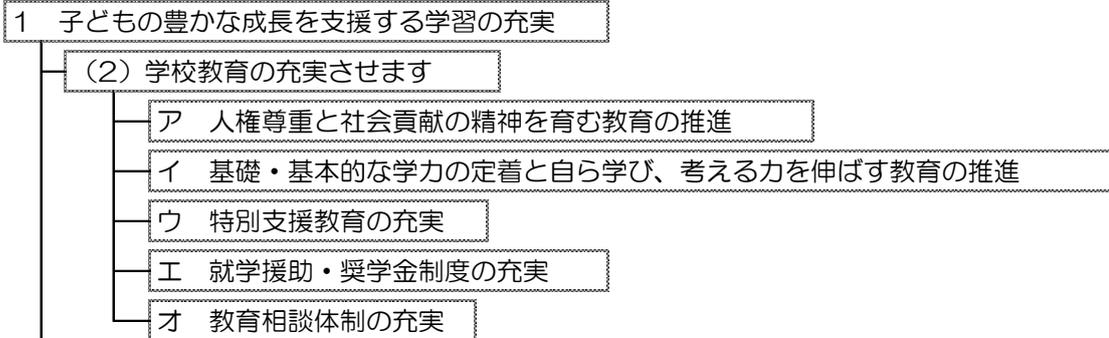


ア 小・中学生期における家庭教育の支援

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|-------------------|---|--------|
| 学校と教育相談所との連携体制の充実 | 学校の教育相談体制を生かした取組を充実させるとともに、教育相談所や適応指導教室等の関係機関との連携協力を深めます。 | 教育部指導室 |

イ 支援体制の整備

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|---------------------|--|--------|
| 配慮を要する児童・生徒の就学支援の充実 | 就学（転学）相談を実施するとともに、就学（進学）支援シートを活用した就学時期の支援の充実を図ります。 | 教育部指導室 |



ア 人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|-------------|---|--------|
| 人権教育の推進及び啓発 | 人権教育推進委員会において、人権教育の推進に向けた研修や啓発を行い、情報交換を充実させます。また、人権尊重教育推進校を指定し、人権課題に対する取組を充実させるとともに、各学校への実践成果の周知と活用を図ります。 | 教育部指導室 |
| 道徳教育の推進 | 各学校における道徳教育を充実させるとともに、道徳授業地区公開講座の実施に際して、家庭・地域への周知と参加促進及び関係機関等と連携した内容の工夫・改善を図ります。 | 教育部指導室 |
| 地域の人材活用の推進 | 各学校や地域環境の実態に即し、総合的な学習経費等を配分して、地域の人材活用を推進します。 | 教育部指導室 |

第9章 関連事業として位置付ける事業

イ 基礎・基本的な学力の定着と自ら学び、考える力を伸ばす教育の推進

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|---------------|---|-----------------|
| 学力向上に向けた取組の推進 | 学力向上を図るため、補充的な学習の時間を全校で設定し、実施します。また、各学校が作成した授業改善推進プランに関して指導主事が同プランの内容や取組方法について指導し、授業改善が組織的に推進できるようにします。 | 教育部指導室 |
| 教職員の研修等の実施 | 教職員研修センター指導員が若手教員に対して、授業観察及び指導・助言を行うことで、各学校の若手教員の課題に応じた指導を充実させます。 また、教育課題研修や職層に応じた研修会等の充実を図るとともに、校内OJTに関する全校訪問を実施し、各校のOJTを推進します。 | 教育部指導室 |
| 研究奨励事業等の推進 | 国や東京都の研究奨励校や市の研究推進校の指定等、研究奨励事業等を活用して、各学校の研究・研修を充実させるとともに、その成果を全校に対して広めます。 | 教育部指導室 |
| 学校図書館の充実 | 学校図書館活用推進委員会での研修等を充実させるとともに、図書館補助員の全校配置により推薦図書を選定などの取組を推進します。また、学校図書館の蔵書の充実を図り、学校図書館のデータ管理化に向けた検討を進めます。 | 教育総務課 教育部指導室 |
| 教育環境の整備 | 各学校の状況に即して教員補助員を配置し、きめ細やかな指導を充実させます。また、情報教育推進委員会等を通してICTを活用した授業の充実を図ります。 | 教育部指導室 |
| 外国語指導員の活用 | 小学校外国語活動及び中学校外国語科において、全小中学校にAETを派遣し、外国の文化に直接触れる機会やチームティーチングによる指導の充実を図ります。 | 教育部指導室 |
| 遠距離通学に対する支援 | 遠距離からの通学者に対して、補助金交付申請に基づき、通学定期代を補助します。小宮地区の児童のために、バス運行会社と委託契約を締結するとともに、添乗員を雇用し、スクールバスを運行します。 | 教育部教育総務課 |
| 実態に配慮した就学の確保 | 区域外就学等について、申請に基づいて一定の審査を行い、就学の許可を行います。 | 教育部教育総務課 |

ウ 特別支援教育の充実

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|---------------------|--|----------|
| 特別支援教育の推進体制の強化 | 特別支援教育推進計画を策定し、これに基づいて各事業を実施します。 | 教育部指導室 |
| 小中学校の特別支援教育体制の充実 | 特別支援教育コーディネーター連絡会で、各校の取組や課題に関する協議・研修等を充実させるとともに、都立あきる野学園と共催で、全教職員を対象にした特別支援教育研修会を実施し、特別支援教育の理解を深めさせます。 | 教育部指導室 |
| 特別支援学級(固・通)による指導の充実 | 特別支援学級担当者連絡会での研修の充実を図るとともに、指導主事等の学校訪問による教育課程の改善を図ります。 | 教育部指導室 |
| 教育の機会均等の確保 | 学校・学校給食課との連携により、就学援助及び育英資金制度を実施し、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対する援助の充実を図ります。 | 教育部教育総務課 |

第9章 関連事業として位置付ける事業

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|---------------------|-----------------------------------|--------|
| 特別支援学校との副籍交流の実施 | 東京都の副籍交流ガイドラインに基づいて、実施体制の整備を進めます。 | 教育部指導室 |
| 配慮を要する児童・生徒の就学支援の充実 | 就学相談委員会等を開催し、個々に必要な教育環境を提供します。 | 教育部指導室 |

工 就学援助・奨学金制度の充実

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|------------|--------------------------------------|----------|
| 教育の機会均等の確保 | 保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助及び育英資金制度を実施します。 | 教育部教育総務課 |

才 教育相談体制の充実

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|--------------------|---|--------|
| 学校における教育相談体制の充実 | 学校における「いじめ防止基本方針」を策定させるとともに、基本方針に基づいたいじめの未然防止等に向けた校内組織を設置・運営させます。また、いじめ問題担当者連絡会等での情報交換と研修や、教育相談担当者会等を通じたスクールカウンセラーの活用推進を図ります。 | 教育部指導室 |
| 学校と教育相談所との連携体制の充実 | スクールカウンセラーとの連携強化を図るとともに、関係部局とのカンファレンスの開催による情報交換と助言を行い、特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒及び保護者との相談の充実を図ります。 | 教育部指導室 |
| 学校と適応指導教室との連携体制の充実 | 長期欠席児童・生徒個人票を活用して、学校と関係機関で情報を共有化するとともに、適応指導教室で在籍校面談等を実施し、学校と同教室の連携を強化します。 | 教育部指導室 |
| 学校における教育相談体制の充実 | 生活指導主任会やいじめ問題担当者連絡会等での情報交換や研修を充実させ、いじめ問題担当者等を中心に、年間3回のふれあい月間等による早期発見や、スクールカウンセラーを活用した早期解決など、組織的な対応の充実を図ります。 | 教育部指導室 |

1 子どもの豊かな成長を支援する学習の充実

(4) 学校、家庭、地域と連携した子どもの学習環境の整備と活動を推進します

学校、家庭、地域と連携による子どものための学習環境の整備と活動の推進

学校、家庭、地域の連携による子どものための学習環境の整備と活動の推進

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|--------------|---|--------|
| 学校評価システムの充実 | 学校訪問の実施により、各学校の実態に即した学校評価の改善・充実を図ります。 | 教育部指導室 |
| 開かれた学校づくりの推進 | 教務主任会等を通して、学校公開や道徳授業地区公開講座、各種学校行事等の充実を図り、保護者・地域への教育活動の公開を推進します。また、情報教育推進委員会を通して、各学校のホームページの内容充実と積極的な更新を推進し、学校の教育活動を広く周知します。 | 教育部指導室 |

第9章 関連事業として位置付ける事業

| | | |
|-------------|--|--------|
| 道徳教育の推進（再掲） | 各学校における道徳教育を充実させるとともに、道徳授業地区公開講座の実施に際して、家庭・地域への周知と参加促進及び関係機関等と連携した内容の工夫・改善を図ります。 | 教育部指導室 |
|-------------|--|--------|

3 社会の変化に対応するための学習の充実

(1) 情報化に対応した学習を推進します

情報化に対応した学習の推進

情報化に対応した学習の推進

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|-------------|--|--------|
| 教育環境の整備（再掲） | 各学校の状況に即して教員補助員を配置し、きめ細やかな指導を充実させます。また、情報教育推進委員会等を通してICTを活用した授業の充実を図ります。 | 教育部指導室 |

3 「第3次あきる野市男女共同参画プラン」により進行管理を行う事業

I 学びをつむぐ（学習機会提供の拡充）

2 現実生活の向上につながる学習の充実

(1) 男女共同参画社会実現に向けた学習活動を推進します

ア 男女共同参画社会実現に向けた学習活動の推進

男女共同参画社会実現に向けた学習活動の推進

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------------------|
| セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 | セクシュアル・ハラスメント防止のため、研修等の充実を図ります。また、広報紙やパンフレット等を活用し、意識啓発を図ります。 | 総務部職員課、企画政策部企画政策課 |
| 男女共同参画に関する啓発活動の推進 | 男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発を図ります。 | 企画政策部企画政策課 |
| 男女平等の視点に立った各種講座等の充実 | 男女平等の視点に立った各種講座等の充実を図ります。 | 教育部生涯学習スポーツ課 |
| 女と男のライフフォーラムの実施 | 公募による実行委員会を組織し、互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施します。 | 教育部生涯学習スポーツ課 |
| 介護教室等の充実 | 介護に男女が共同して参加するため、介護教室を実施します。 | 健康福祉部高齢者支援課 |
| 講演会や講座の実施 | パートタイム労働等の労働条件改善に向け、セミナー等を実施します。 | 環境経済部観光商工課 |
| 男性高齢者の生活的自立のための講座の充実 | 男性の生活的自立を目指し、料理や介護等、生活技術の取得のための講座等の充実を図ります。 | 健康福祉部高齢者支援課 |

第9章 関連事業として位置付ける事業

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|-------------------|-------------------------------------|----------|
| 母親学級の充実 | 母親学級を開催し、妊婦や乳児の健康管理や、正しい知識の普及に努めます。 | 健康福祉部健康課 |
| 男女共同参画に関する職員研修の充実 | 男女共同参画に関する職員研修の充実を図ります。 | 総務部職員課 |

3 社会の変化に対応するための学習の充実

(4) 職業能力向上のための学習機会を充実させます

ア 職業能力向上のための学習機会の充実

職業能力向上のための学習機会の充実

| 事業名 | 目的・内容 | 担当課 |
|-----------------------------|------------------------|------------|
| 就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集・提供 | 就労の際に役立つ情報の収集や提供に努めます。 | 環境経済部観光商工課 |

第9章 関連事業として位置付ける事業